

漢書卷二地理志遼東郡下に曰く

遼隊。莽曰順睦。

と、晉書本紀卷一景初二年三紀二の條に、宣帝の公孫淵を襄平に討ちたる記事を收めり、曰く

景初二年帥牛金胡遵等步騎發自京師……經孤竹越碣石次于遼水、文懿果遣步騎數萬阻遼隧、堅壁而守、南北六七十里、以距帝、帝盛兵、多張旗幟、出其南、賊盡銳赴之、乃泛舟潛濟、以出其北、與賊營相逼、沉舟焚梁、傍遼水作長圍、棄賊而向襄平。

と、本文に見ゆる遼隧は、乃ち遼隊と同じ。公孫氏は、遼西より來りて遼水の左岸に次したる司馬懿の兵を、遼隊にて阻止したるものなれば、此地が、當時遼河の渡河點に當れることと想像し得べし。然らば、その渡河點は、遼河の上流なりしか、果た下流に在りしか、

三國志卷三明帝本紀、景初元年の條には、下の記事を收めあり、曰く

秋七月初權孫權遣使浮海與高句驪通欲襲遼東、遣幽州刺史母丘儉率諸軍及鮮卑烏

丸屯遼東南界、璽書徵公孫淵、淵發兵反、儉進軍討之、會連雨十日、遼水大漲、詔儉引軍還。

と、本文にて、母丘儉と公孫淵の兵の接觸點の、遼東の南界にありしは、明かなるが、南界とは、何の地方を指したりや、確指せられず。然るに、三國志魏志卷八公孫淵傳を檢すれば、下

の如き記事を傳へり、曰く

景初元年、乃遣幽州刺史母丘儉等、齎璽書徵淵、淵遂發兵、逆於遼隧、與儉戰、儉等不利而還。と、知るべし、前に遼東の南界に屯せりとあるは、遼隧の對岸附近に屯せしことを。綜考するに、遼隊の、遼河下流にありて、東西交通の衝に當りしは、明白なる事實にして、その地

點の遼河左岸に求めらるべきは、争ふべからず。水經注卷十大遼水篇の記事は、以上の想定を最も明白ならしめたり、曰く

遼水……東流、直遼東之望平縣今の遼寧、屈西南流、逕襄平故城西今の遼陽、又南逕遼隊縣故城

西……公孫淵遣將軍畢衍、拒司馬懿于遼隊、卽是處也。

と、此文は、遼隊縣が、今の遼陽の南方、沿河の地に在りしことを語るものとす。水經注は、更に記して曰く、

小遼水河、又西南逕襄平縣爲淡淵、晉永嘉三年、涸、水遼小、又逕遼隊縣、入大遼水。

と、此文によれば、遼隊縣が、渾河の遼河に會流する附近にありしこと知るべし。但し此二水の會流點は、古今決して同一なりと視るを得ざれば、今の三岔河附近を指して、此縣の所在地なりとは、指稱し難し。然とも、大約牛庄の西北に在りしとの想像は、首肯さるべきなり。大清一統志卷三十九が海城縣の西にありとせるは、從ふべし。

(二)遼陽は三國志八遼陽に作る。然ども、正しくは、ともに遼陽と書せらるべし。漢書十八地理志遼東郡下、遼陽の注に顔師古は、陰音遼となしあり。遼は、燧の略字にて、烽燧を意味す。然るに、師古は漢書匈奴傳の下、侯應問對の條に、建塞徹起亭燧とあるに注して、燧謂深開小道行避敵鈔寇也、燧音遼といひ、燧は長塞に沿ひて作られたる小道なりと解したり。此説たる巧妙ならずとせず、然とも師古の説たる燧字を望みて、意義を作したるものにて、茲にいふところの亭燧は、實は亭燧の訛りなり。近かく敦煌にて發掘したる沙州志には、同じく侯應問對の一節を援きありたるが、それには建塞徹起亭燧とありて亭燧とはならず。此亭燧とは、漢が塞上に設けたる烽燧をいふ。理義自ら明白にして疑ふべからず。知るべし、匈奴傳にいふところの亭燧は、亭燧の誤寫なりしことを、而して三國志に遼陽を遼陽とあるより推すれば、燧亦た燧字の誤寫なること明けし。師古の音注に陰音遼とあるは、亦た以て吾人の見解の失當ならざるを證す。

八 遼陽縣今の奉天西南

此縣は、奉天の西、彰義站附近に在るべし。漢書十八地理志遼東郡の下に曰く、遼陽。大梁水西南至遼陽入遼。莽曰遼陰。

と、大梁水の名は、始めて此に見ゆ。本文によれば、此河は、遼陽の東北に發源し、その縣の境内にて遼と會流することを示す。この遼とは大遼水を指せるか、はた小遼水を指せ

るか、水經四十は、下の如き記事を載せり、曰はく

玄菟高句麗縣有遼山、小遼水所出。

と、水經注は、此記事に對して

水○小出遼山、西南流逕遼陽縣、與大梁水會、水○大出北塞外、西南流至遼陽入小遼水、地理志曰大梁水西南至遼陽入遼。

と、解釋せり。此等によれば、遼とは、明かに小遼水を指せしものにて、小遼水は、今の渾河に外ならず。従ひて、大梁水は、その支流を指したりと謂ふを得べきが、三國の時、司馬懿の公孫氏を襄平に圍みし時の記事を案するに、梁水は、襄平○遼の東北を流逕せり。遼陽城の東北を流逕して渾河に會流する巨水を求むれば、今の太子河は、これに相當すべし。以上の解釋の通りなしとせば、遼陽の縣内には、渾河及び太子河の會流點を包容したるべく、而して縣の治所は、渾河の北岸に位したるべし。案するに、支那の古代の名稱は、河の北岸をば陽となししものなれば、ここに示すところの遼陽も、遼水○渾の北岸を意味するものと解すべきなり。大清一統志十九及び前漢地理圖の、此縣を今の遼陽州に擬定せるは、從はず。

(二)穀梁傳九僖公二十八年の條を見よ。

九 險瀆縣今の廣寧東南

廣寧の東南にて今の溝帮子附近の地にあるべし。史記卷五百朝鮮傳注に徐廣の説を引きて昌黎に險瀆縣ありとあり。ここにいふ所の昌黎とは、此縣が遼東屬國の治所たりしより、その地方に近接せるをいひるものなるべし。晉の咸和八年西紀三三八遼東の平郭平蓋にありし慕容仁が慕容昭の内援を得て、兵を遼西に進めんとしたることあり。晉書卷九百載記九には之を記して

仁勸昭舉兵廢統、統殺昭、遣使按檢仁之虛實、遇仁於險瀆、仁知事發、殺統使、東歸平郭。とあり。資治通鑑卷九十五の此時の事を傳へたるは較異れり、曰く

閏月、仁舉兵而西、或以仁昭之謀告統、統未之信、遣使按驗、仁兵已至黃水、知事露、殺使者、還據平郭。

と、以上の兩記事は、共に平郭より西行したる慕容仁の兵が、その行軍の路上に於て慕容統が發遣せる使者に出會せしことを語り、而して載記は、その地を險瀆といひ、通鑑は黃水となせり。胡三省の通鑑に注せるには、黃水は潢水に外ならずいひ、今の大遼河を以て黃水なりとせり。^(二)その説の當否は、判じかたきが、險瀆の字義より考ふれば、黃水の險に依れるより、しか名けられしと想像せられざるにもあらず。思ふに、こは遼河の河

口に亂流せる遼西の水道を指したりと視て不可なからむ。前漢地理圖は、此縣を濱海の地方に置けど、斯くては、餘りに東南に偏し、古今地形の變遷を顧慮せざることとなるべし。

(二)資治通鑑卷九十五注に胡三省曰く黃水即潢水、在棘城東北、距唐營州四百里、據載記黃水當在漢遼東郡險瀆縣。

一〇 居就縣今の遼陽の東南

漢書卷十八地理志遼東郡の下に曰く

居就。室僞山、室僞水所出。北至襄平入梁也。

と、室僞水は室僞山に發源し、北流して襄平に至りて梁太子河に入るとあれば、此河は遼陽の南方に發源し、太子河に入るの枝流たること、知るべし。陳澧は遼陽北方の沙河を以て此水に擬したれども、沙河は渾河に會して太子河に入らず。吾人の考ふる所にては、今の湯河は、蓋しここにいふ所の室僞水たるべし。湯河は遼陽の東南なる分水嶺に發源し、太安平の北方にて太子河に會流せり。斯く考ふれば、室僞山とは、分水嶺天嶺をいひ、居就縣は、遼陽の東南、湯河沿附近に在りしなるべし。^(三)

(一)漢書地理水道記を見よ。

(二)居就が襄平遼附近にあるべき由は、慕容皝が咸和九年遼東を討ちしとき載記によれば、皝自征遼東、尅襄平、仁所署居就令割程以城降、新昌人張衡執縣宰以降とあるにて、想像し得べし。

一一 高顯縣今の奉天の東北

後漢安帝の即位元年西紀一〇七此縣は、侯城及び遼陽の二縣とともに、玄菟郡に入れり。侯城は今の奉天の地にてあれば、それとも併せられたる本縣は、大方渾河の流域に在りて盛京を距ること遠からざりしなるべし。

一二 安市縣今の蓋平の東北

今の蓋平縣の東北湯池堡に在り。水經注卷十に引ける十三州志に曰く、大遼水、自塞外西南至安市入于海。

と、大遼水は、今の遼河なれば、安市は遼河の河口に近かしといふこととなるべし。水經の記すところは、此記事に比して、更に詳かなり。曰く、

大遼水出塞外、衝白平山、東南入塞、過遼東襄平縣西、又東南過房縣西、又東過安市縣西南

入于海。

と、本文に過房縣西とあるは、過房縣東の訛なるべし。十三州志には、安市に至りて海に入るとあるを、茲には、安市縣の境内を過ぎ、更に又西南して海に入れるものと解せられ、あれば、安市は、河口にあらざりしこと知らる。大清一統志卷三は、唐の貞觀十九年、太宗が遼東を討ちて、下すこと能はざりし、安市城は、前後漢及び晉初の置縣と同一なることを記せり。

(二)大清一統志卷三奉天府古蹟の條參照

一三 武次縣今の鳳城

漢書卷十八地理志遼東郡の下に曰く、

武次。東部都尉治。莽曰桓次。

と、遼東郡には、都尉の治三所あり。西部は無慮縣に、中部は侯城縣に、東部は此縣に置かれたり。西、中、東の名は、各その位地によりて定められしこと明けし。史記卷百朝鮮傳によれば、漢の武帝の時、朝鮮は兵を出して東部都尉の涉何を殺したることあり。蓋しその地が、遼東の東邊にて、朝鮮の來侵に衝れる地方なればなるべし。讀史方輿紀要卷十七

は、此城は、遼東都司陽州遼の東北にありといへど、其位地を確指せず。東部都尉治といふ意義よりすれば、寧ろ鳳凰城附近を以て、此縣の舊治とする方、妥當なるべし。

一四 平郭縣今の蓋平縣

今の蓋平縣附近に在り。漢書卷八二地理志遼東郡の下に曰く
平郭。有鐵官鹽官。

と、遼東郡にて鹽官の置かれしに考ふれば、其縣が濱海の地方に在りしことは、預め想像し得べし。晉の咸康二年西紀三三六慕容皝が、遼西より來りて此縣を襲破せしことあり。資治通鑑卷九十五に之を記して曰く

慕容皝將討慕容仁、司馬高翽曰、仁叛、奔君親、民神共怒、前此海未嘗凍、自仁反以來、連年凍者三矣、且仁專備陸道、天其或者欲使吾乘海水以襲之也、皝從之、羣僚皆言、涉水危事、不若從陸道、皝曰、吾計已決、敢阻者斬、壬午、皝帥其弟軍師將軍評等、自昌黎東、踐水而進、凡三百里、至歷林口、捨輜重、輕兵趣平郭、去城七里。

と、昌黎は、今の大凌河の右岸、大凌河店の附近に在りし城寨なり。慕容皝は、それより東、海水を踐むこと三百餘里とあれば、恰も蓋平縣の南方にて上陸したりしと思はる。賈

耽道里記(三)によれば、建安城は、漢の平郭縣にて、その地は安東都護府遼の西三百里に在りとあり。此道里と方向とは、又た宜しく、今の蓋平縣附近にあるべきを證するものなり。

(一) 晉書卷百九載紀八參照

(二) 唐書卷十三地理の下參照

一五 西安平縣今の安東縣九連城

今の九連城附近に在り。漢書卷八二地理志遼東郡の下に曰く

西安平。莽曰北安平。

と、賈耽道里記(二)によれば、安東都護府遼より、南、鴨綠江の北なる泊灼城に至る七百里、故安平縣なりとあり。此の泊灼城は、大方今の九連城にて、安平縣とは、西安平の西字を省略せる者なるべし。三國の時、吳の孫權は、其使者を高句驪王宮に致ししことあり。吳志卷三所引の吳書は、之を記して曰く

遣使者謝宏中書陳恂、拜宮爲單于、加賜衣服珍寶、恂等到安平口、先遣校尉陳奉前見宮、而宮受魏幽州刺史諷、音令以吳使自效、奉聞之、到還宮、遣主簿笮咨帶固等、出安平與宏相見、

宏即縛得三十餘人質之。

と高句驪は、當時鴨綠江上流なる丸都縣東北に都しき。本文に、吳の使者は安平口に到れるを記しあり。安平口とは、蓋し鴨綠江の下口海に入るところなれば、斯くは稱したるべし。吳使先づ此口に到り、更に使を丸都に致ししこと明かなれば、ここにいふところの安平口と、賈耽が指すところの安平とは、全く同一なりしこと徴知すべし。漢書二卷八地理志玄菟郡の下、西蓋馬縣の原注に曰く

馬營水西北入鹽難水西南至西安平入海。過郡二、行二千一百里。

と、馬營水とは鴨綠江をいふ。乃ち知る、西安平は、此江の江口に近かかりしことを。唐書二卷二十高麗傳に安平を安市に作りしは、蓋し字形より來れる誤謬なり。

一六 文縣今の蓋平西態嶽城

漢書十八卷地理志遼東郡の下に曰く

文。莽曰受亭。

と、後漢書十三卷郡國志には、汝に作れり。晉の咸和八年四紀三慕容皝の偏師は、慕容仁と汝城の北に戦ひて、敗北したることあり。胡三省が同條に注せるに曰く、汝は漢の古縣、

遼東郡に屬せり。前漢書は文に作ると、此解釋は、前漢の文縣も、晉の汝城も同一地なりとするものにて、其位地をば、今の蓋平縣の西方にありとせり。二讀史方輿紀要十七卷亦同じ、此説は從ふべし。晉書四卷地理志によれば、汝は襄平縣の次、居就の上に置かれれば、襄平附近なることく見ゆれども、地理志記載の順序は、必しも信じかたし。三資治通鑑九卷十五參照。

一七 番汗縣

今の鴨綠江の下流に在り。二漢書十八卷地理志遼東郡の下に

番汗。沛水出塞外西南入海。

とあり。沛水は、鴨綠江古名の一なり。三

二第三〇一三一頁を見よ。

三第三〇一三一頁を見よ。

一八 沓氏縣今の金州

三國志魏志四卷景初三年の條に曰く

第二篇 漢代の滿洲

六月、以遼東東沓縣夷民渡海居齊郡界、以故縱城爲新沓縣、以徙居民。

と此文に見ゆる東沓縣とは、前後漢を通して存続したる遼東郡の沓氏縣を指す。さて此東沓の吏民が海を渡りて、齊郡(一)の界に移住せりといふに考ふれば、沓氏縣は、山東半島には容易に渡航し得べき地方に在りしを想像し得べし。吳志卷十によれば、孫權が、公孫淵を襄平に討たむとしける時、陸瑁之を諫めて曰ひけるは、

沓渚去淵、道里尙遠、今到其岸、兵勢三分、使強者進取、次當守船、又次運糧、行人雖多、難得悉用。

と、沓渚とは、沓氏縣の濱海の地に方たり、古より海路の衝にありしと知るべし。此時公孫氏は今の遼陽に據れり。本文に、沓渚を以て道里尙遠しといふに考ふれば、此縣は、遼河々口の附近にあらざりしことも想像し得べし。讀史方輿紀要卷十三は、今の金州東南濱海の地を以て此縣に擬定せり、

(二)山東省臨淄縣

乙 遼西郡

後漢の遼西郡は、秦代の行政區劃を承けて、略ぼ大差なし。漢書卷二十八地理志に、此郡の

縣數は十四なりとあれど、錢大昭の說(三)に謂らく、絳侯世家に、遼東、遼西の二十九縣を定むとありて、地理志には、東西三十二縣とあり。乃ち知る、漢書の記事は、史記と出じからざるを。こは、蓋し後代に析置せられしものあらむと、吾人の考ふるところにては、此二十九縣とは、或は即ち秦代の置縣の全數なるべく、漢は、之れに三縣を増置して、三十二縣とはなせしものなるべし。

(三)漢書辨疑卷十參照

遼西郡の疆域は、東は大凌河の右岸に始まり、西は濼河の下流を包括し、東南は海に臨み、北方は、松嶺山脈を限りて、右北平郡と界せり。尤も、大凌河の上流域は、此郡の管轄外に在りしなり。

一 且慮縣今の朝陽府

此縣は、遼西郡十四郡の第一位に置かれあり。漢代にては、首班の縣衝をば、該郡の治所と定めらるるを例とす。范曄の郡國志を編次せる時は、明かに、此義例を守りしを以て、郡の首縣は、直ちに、郡治の所在なることと思惟せられしが、班固の地理志は、必しも此例に依れりとは見えす。然とも、右北平郡の首縣たる平剛、樂浪郡の首縣たる朝鮮及び

遼東郡の首縣たる襄平等の、何れも郡治たりしの疑はれざる以上、此縣も亦該郡の治所たりしこと想像されざるに非ず。漢書^{卷二}地理志に曰く

有高廟。

と、此の高廟とは、漢の高祖廟を指し、天子が郡國に詔して建立せしものなれば、廟の所在地は、多くの場合、その郡の治所なりと考定すべき理由あり。

水經注^{卷十}濡水篇に曰く

地理風俗記曰、陽樂故燕地、遼西郡治、秦始皇二十二年置。

と、酈道元は、此記事を引き、陽樂を以て遼西郡治とせり。酈氏の説は、郡國志に符するを以て、諸家又た之を奉するなからず。然も、吾人の所見を以てすれば、是れ必しも然らざるに似たり、例へば、後漢にて、代郡の治は、高柳に在りき、水經注^{卷十}灤水篇に曰く、舊代郡治、秦始皇二十三年、虜趙王遷以國爲郡と、酈氏は、かく高柳を認めて、秦漢以降の郡治となしあれど、該縣の治所と定められしは、後漢に始まり、前漢にては、廣昌縣に置かれたり。酈氏の解説は、蓋し後漢以降の事實を推して、誤りて、秦漢の際に及ぼせしものなるべし。陽樂を秦漢以降不易の郡治となししも、同じく此誤りに坐するに非るか。若し如上の想像の大差なしとせば、此縣は、前漢の郡治たりしなり。縣の位置は、確指するを得ず。

然も、後漢に入りて、遽かに喪失せるに考ふれば、大凌河の上流に在りしを想像すべく、今の朝陽は、或は乃ち縣治の處在地たるべし。

二 海陽縣今の永平府の西南

漢書^{卷二}地理志遼西郡下に曰く

海陽。龍鮮水東入封大水、緩虛水、皆南入海、有鹽官。

と、水經^{卷一}に、濡水を敘して曰く、濡水は塞外より來り、東南遼西なる令支縣の北を過ぎ、又東南して海陽縣をすぎ、西南して海に入ると、本文によれば、海陽が濡水の流域に在り、令支縣の東南にありしを知るべし。水經注^{卷十}所引の魏土地記によれば、即ち曰く、令支城南六十里、有海陽城者也。

と、此記事は、海陽が、令支の南方六十里にあるを示す。大清一統志^{卷十}は、灤州の西を駛走する陵河を以て龍鮮水及び封大水に比定し、沙河を緩虛水に比定せり。従ふべし。令支は、今の遷安縣附近に相當すれば、その地の西南六十清里は、やがて本縣の所在なり。

三 新安平縣

第二篇 漢代の滿洲

此縣の位地を比定せるもの、從來二説あり、其一は灤州の西に在りとするものにて、説の基くところは、水經注^{卷十} 濡水篇の封大水注に
封大水出新安平縣西南流逕新安平縣故城西地理志遼西之屬縣也又東南流龍鮮水注之

とあるに由る。該記事によれば、新安平は、封大水乃ち今の陵河東岸に在りと視做さざるを得ず。第二説は、遼志^{卷三} 地理志の語るところにて、中京大定府即ち今の蒙古喀喇沁の大寧城をば、古の新安平縣なりとするものこれなり。此説は、遼史に發源するを以て大清一統志は、據るに足らずとせり。然ども、退いて考ふるに、遼史は何の基くところありて斯く斷じしか、吾人は、試みに兩説を批判するに、灤州説たる有力なる記事に據りしものなれば、容易に疑ふを許さざれども、尙ほ茲に一個の疑問なからず。そは地理志が、此縣の境内の水なりとて、下の一節を示せり。曰く

夷水東入塞外。

と、夷水の今何水に擬定すべきやは、容易に斷すべからざれど、此水が東流して塞外に出でしことは、争ふべからず。さて、然らば、此縣を灤州附近に置きて、能く這般の河流を求め得べきか、そは全く絶望なり。遼史の大定府新安平縣の説は、寧ろ漢志の記事に矛盾

するところあるを見ず、是れ遼史の説の棄つべからざる第一理由なり。加之、吾人の知るところを以てすれば、此縣は、後漢に入りて省かれたり。其が事情は、乃ち明かならず。然ども、省縣の多くを通觀するに、その邊塞に近くして、鮮卑、烏丸等外敵の侵犯を受けたるを以て省易の重なる理由となさずんばあらず。此縣とても、同一事情の下に立ちしと推言するを得んか。案するに、後漢の省縣は、主として山海關以東に在り。灤州説は、又た此點に於いて矛盾なきを得ず、而して大定府説の、却つて有理なるを發見すべし。以上看來れば、新安平縣を以て、今の朝陽の境内に求るを以て、寧ろ妥當とすべきが如し。

四 柳城縣今の朝陽西南

此縣は、今の朝陽府の西南に在り。水經注^{卷十} 白狼水の條に曰く
白狼水又東北逕龍山、西、燕慕容皝以柳城之北、龍山之南、福地也、使陽裕築龍城、改柳城爲龍城縣。

と、白狼水とは、今の大凌河の上流をいふ。龍城^三は、今の朝陽に在り。本文は、柳城か龍城の地に遠からざることを示す。改柳城爲龍城縣とあれば、柳城即ち龍城たるに似たれども、そは、該記事の不明なるより來る誤解なるべし。龍城は、自から龍城、柳城は、自から

柳城にて、必しも始めより混視することを容さず。水經注要刪^四卷十に以らく、地形志の龍城縣下を案するに、眞君八年に柳城を併せりとあり。是れ龍城、柳城を二となせしもの、蓋し慕容統の柳城を改めて龍城となすとあるは、乃ち柳城を廢して別に龍城を置きしものにて、魏の初に至り、復び柳城を置きしを、眞君八年に、又た柳城を廢して龍城に入れしなりと、此解説は、大體に於て從ふべし。

(二)第二四六一二四七頁參照

さて然らば、柳城、龍城各、別地なりとして、兩者は何程の距離を保ちしやといふに、吾人は兩城の距離が、決して遠隔なるべきを信する能はず。寧ろ極めて近距離に在りしことを信せむとす。何となれば、慕容統が定めて龍城縣となししより以來、元魏は、直ちに襲ひて營州の治所となししが、隋は又同一地に於て柳城縣を創設せり。是等の事實は龍城が柳城と近接しあるを以て、便宜上、舊名を去りて、漢代の縣名に復し、ものなるを信すべし。明一統志^五が此縣をば、永平府の西、二十里に在りとせるは、誤れり。^(二)

(二)京東考古錄辨龍城參照

漢書^{卷二}地理志は、此縣について、更に次ぎのごときを教へり、曰く

馬首山在西南、參柳水北入海、西部都尉治。

と、馬首山とは、蓋し今の鳳凰山一帶の山彙を指す。參柳水は、北流して海^(三)に入るとあるに考ふれば、拿拉特河は或は即ち此水に相當すべし。

(三)塞外に於て湖澤は、一に海と稱せられたり。漢書地理志金城郡臨羌縣の條に曰く西北至塞外西玉母石室僊海鹽地と、この僊海とは今の青海をいふ。

五 令支縣^{今の遼西}

此縣は、今の遷安の西に在り。水經^{卷十}に曰く濡水從塞外來、東南過遼西令支縣北、又東南過海陽縣、西南入于海と、本文によれば、令支は、濡水の南に在りて、海陽縣の東北にありしこと知るべし。水經注^{卷十}に、濡水が盧龍塞^{今の喜峯口}附近に入りたる後の徑路を記して曰く

濡水又南黃洛水注之、水出盧龍山南流入濡、濡水又東南洛水合焉、水出盧龍塞、西南流注濡水、濡水又屈而流、左得去澗水、又合敖水、二水竝自盧龍西注濡水、濡水又東南流、逕令支縣故城東、王莽之令氏亭也、秦始皇二十二年、分燕、置遼西郡、令支隸焉。

と、澗水及敖水は、大清一統志之を今の清河の本支流に擬定せり。清河は、遷安の西北七十清里^{清河は遷安の西北七十清里にあり、源口外に出で大嶺より流れて太平寨の前に至り、又た蛤蟆河あり、口外に出、清河は、遷安の西北にて濡水に合流す}て城子嶺より流れ、此に至りて合流し、又南して澗河に入る。清河は、遷安の西北にて濡水に合流す

るものなれば、水經注にいふところの令支縣故城は、此等二水の合流點以南遠からざる地方に求めらるべし。大清一統志^{卷十}は、此縣城をば遷安の西に擬定したり。

漢書^{卷二}地理志は、此縣の境内に於いて、古の孤竹國の遺城の存在せることを記せり。曰く

有孤竹城。莽曰令氏亭。

と、水經注^{卷十}は、濡水が令支縣治を經たる後、玄水の東北より來り、濡水に會流する地點に在りて、此城の存在せしことをいへり。その記事に以らく

玄水又西南逕孤竹城北、西入濡水。故地理志曰玄水東入濡。蓋自東而注。

と、玄水とは、今の河水に相當すべきや、水經注^{卷十}に曰く玄水は肥如縣の東北の玄溪に出づと。大清一統志^{卷十}は、肥如縣を今の盧龍縣の北に比定しあれば、その東北を逕流する一大水は、口外より來る青龍河ならざるべからず。青龍河の濡水に會流する地點は、永平府の西にあり。此地點は、古今恐らくは、大差なかるべし。斯く考ふれば、孤竹城は、青龍水の濼河に入りたる地點の左岸にありしものにて、今の永平府は、その遺址たるべし。大清一統志^{卷十}は、別に一説を提して、盧龍縣の南にありとせり。

六

肥如縣今の永平府の東北

此縣は、今の永平府の北に在り。水經注^{卷十}玄水の水道を敘したるに曰く

玄水出肥如縣東北、玄溪西南流、逕其縣東、東屈南轉、西廻逕肥如縣故城南、俗又謂之肥如水……西南流、右會盧水……玄水又西南逕孤竹城北、西入濡水。故地理志曰玄水東入濡。蓋自東而注也。

と、孤竹城は、今の永平府にあり。玄水とは、今の青龍水を指す。然れば、肥如城は、永平府の東北、青龍水の右岸に求めざるを得ざるが、水經注は、その地點を以て、盧水の玄水に合流する附近に在るべきよしをいへり。盧水とは、河水に比定すべきか、漢書^{卷二}地理志は、此縣の下に記して曰く

又有盧水南入玄。

と、知るべし。盧水は、玄水の一枝流たりしことを。水經注^{卷十}には下のごとく記載せり。

盧水出縣如肥東北、沮溪南流、謂之大沮水、又南左合陽樂水……又西南小沮水注之……又南流、與大沮水合、而爲盧水也……又南入玄水。

此文によれば、盧水の水源は、沮溪に出で、大沮水の名にて呼ばれ、盧水の名稱は、寧ろ下流にて呼ばれしがごとし。水經注圖^{册二}は、此水を今の遷安の東北を逕する沙河に擬定

せり。從ふべし。さて玄水は、今の青龍河、盧水は、今の沙河に相當すとせば、それら二水の會流點は、肥如縣の所在たらざるを得ず。吾人は、大清一統志卷十が舊志の説なりとて引ける盧龍縣の西北三十里にありとなせるは、頗る據るに足るものなりと思考す。

肥如縣の東を逕する玄水龍水の永平府界に入りて、濡水に會流する由は、前掲の水經注既に之をいへり、地理志に曰く、

玄水東入濡水、濡水南入海陽海陽の

と、濡水は、今の濼河を指す、現行本水經注卷一には、濡難聲相近とあれど、この濡の字は、訛

りにて、實は漢字に認めありしなるべし。王念孫の説に、白檀塞外の濡水、字本と漢に作

る、水に從ふ奘の聲、俗は軟に作れり、故に漢は、其聲に從つて音ず、乃官の反聲相近きが故

なりと漢書地理志、瀋陽郡白檀縣の下に、瀋水出北蠻夷中とある、此説は從ふべし。

漢書地理志、瀋陽郡白檀縣の下に、瀋水出北蠻夷中とある、此説は從ふべし。

七 賓從縣

此縣の位置は、未だ詳かならず。

八 交黎縣今の大凌河城

漢書卷二地理志遼西郡下に曰く

交黎 淪水首受塞外南入海。東部郡尉治、葺曰禽虜。

と、淪水とは、今の大凌河を指す。此縣の大凌河の下流に沿へる地方にありしことは、此文にて先づ想像せらるべし。應劭曰く交黎は、今の昌黎なりと、劭は後漢の人なれば、郡

國志の記事には、自ら昌黎の名あらざるべからず。然るに、交黎もしくは昌黎の名は、其

に著録せられずして、却て遼東屬國の下に於て昌遼故天遼屬遼西の一節を收めり。王

先謙乃ち以らく

昌遼は即ち昌黎、遼と黎とは、雙聲の變轉せるものなり、後漢書の安帝紀には、更に夫黎

に作る。鮮卑傳には扶黎に作れり。夫と扶は一字なれば、明けし天は乃ち夫の誤な

ることを。交黎は夫黎に改められ、又天遼に改められたらむ。遼と黎は一字、故に

續志に昌遼故夫遼屬遼西となせる也。

と、此説は、字形の訛より來れる經路を主として觀察を下ししものなり。即ち王氏の考

ふる所にては、後漢書郡國志に昌遼を天遼となしあるは、夫遼の訛にて、夫遼は即ち夫黎

に外ならず。然ども、遼西郡に本と夫黎なきに考ふれば、夫黎は、交黎の改められしもの

ならむと、此解説は傾聽すべし。然ども、王氏の説く所にて、交黎は夫黎に改められきといふの事實は、徴すべき無し。齊召南も、前漢には、交黎といひ、後漢には、夫黎と呼びしならむとし、同一の説を下せり。王氏の説は、此點に於て遺憾なき能はず。仍りて吾人は、次のごとき觀察を下さんとす。曰く

安帝紀の夫黎は交黎の字形より來れる訛なり。遼東屬國の天遼は交遼の訛なり。而して遼と黎とは、雙聲の轉音に外ならず、鮮卑傳の扶黎は、安帝紀の夫黎より來れる轉訛なり。

と、吾人は、此解釋によりて、鮮卑傳を検すれば、下のごとし。曰く

元初二年秋、遼東鮮卑、圍無慮縣、州郡合兵、固保清野、鮮卑無所得、復攻扶黎營、殺長吏。

と、章懷注には、扶黎縣、屬遼東屬國、故城在今營州東南と見え、安帝紀の注には、夫黎縣、名屬遼東屬國とあり。此注の示すところを併せ考るに、鮮卑は、大凌河の上流より入りて、先づ無慮を圍みしが、得る所なかりしより、轉じて、交黎を犯し、以て其長吏を殺し、ことと解せらるべし。但し、章懷注に、無慮を遼東部に屬すとなしありしより、屬國の無慮以外、別に一無慮あるやを疑はしめたり。然ども、そは所注の誤に坐す。二十二史攷異卷十及び晦明軒稿の、夫黎を遼東屬國の無慮に比定し、遼東に又一の無慮を置かんとするは、徒らに郡國志の縣數に拘泥したる誤なれば、吾人從はず。

(一) 一四七—一四八頁參照

(二) 漢書卷二地理志本縣所注參照

(三) 漢書補注卷二參照

交黎縣が、後漢の昌黎縣なることは、諸種の方面より證明さるべきが、水經注卷十白狼水の注には、白狼水又東北逕昌黎縣故城西、地理志曰交黎也、東部都尉治、王莽禽虜也、應劭曰、今昌黎也とあり。鄭道元は、慕容氏が咸康年中に徙したる昌黎郡を指して誤りて漢代の昌黎となしたれど、交黎の昌黎たることは、これによりて證せらるべし。太平寰宇記卷七は、交黎城、漢縣也、屬遼西郡、後漢改爲昌黎といひ、明かに前漢の交黎の、昌黎と同一たることを記せり。

本縣の位地につきて、吾人は、大凌河の下流域に沿へる地方ならむとの想像を下したが、資治通鑑卷九下の如きを語れり、曰く

壬午、統帥其弟軍師將軍評等、自昌黎東踐水而進、凡三百餘里、至麻林口、捨輜重、輕兵趣平郭、去城七里。

と、自昌黎東踐水而進とあるは、海水を踐みて進みしをいふ。知るべし、昌黎は當時、海濱に近かりしことを。顧炎武の説に、渝水下流南當海口とあるは、從ふべし。(二)

(二)京東考古録參照

九 陽樂縣今の永平府東

後漢書五卷元初四年四月の條に鮮卑寇遼西遼西郡兵與烏桓擊破之とあり。章懷太子注に之を解して曰く

遼西郡故城在今平州東陽樂城是。

と。平州とは今の永平府を指す。大清一統志四卷十は舊志を引きて、今撫寧縣西關外に在りとせり。水經注四卷十濡水篇に引ける地理風俗記に曰く陽樂故燕故地遼西郡治秦始皇二十二年置と酈氏は此記事によりて陽樂の遼西郡治たるは秦漢以來變らざるものとなしたり。然ども酈氏は往々にして後漢以後の郡治を認めて前漢の治所と誤認せしこと前に述べしが如し。其誤を致したるは抑原因なからず。蓋し陽樂は後漢より始まりて晉及び後魏に互り久しく遼西郡の治所たりき。而して一方前漢の郡治たりし且慮縣は如何といふに後漢の初期に於て早く既に喪失し去りその遺址すら確示するを得ざれば酈氏が誤りて陽樂を秦漢以降の郡治となししこと或は免れざるべし。大清一統志の説は章懷太子の所注に符せり。従ふべし。然るに水經注四卷十濡水篇は、

下のごとき記事を收めり曰く

魏土地記曰海陽城西南有陽樂城。

と海陽は遼西郡下の一縣にて今の灤州の西南に在りしと思考せらる。本文によれば陽樂は海陽より更に西南に求めざるを得ず。斯くては右北平郡の地界に入ることとなるべく遼西郡治の斯かる地方に在りとは想像されざるべし。然らば此記事は全く誤謬なりやといふに吾人の考ふる所にてはそは必しも然らず思ふに本文の原書には斯く記されしにはあらずして陽樂城西南有海陽城と認めありたるが傳寫の際に誤りて兩個の地名を轉倒したるべし。假りに吾人の推測によりて考ふれば海陽は陽樂の西南陽樂は海陽の東北にありと視るを得べし。章懷太子注には永平府の東に當時尙陽樂城ありしとのことなるがそは蓋し後漢以來の陽樂の北魏に繼承されし故城なるべし。

(二)第一三〇頁參照

(三)大清一統志四卷十は陽樂は漢代に在りて柳城の東に在りたりしが魏晉の際よりして山海關以西に徙りたるに非るかとの疑問を提出せり。疑問は一統志の告白することく後漢書十一卷百趙苞傳に依りて推測を下されしなり。傳の記事に曰く

趙苞字威豪甘陸東武人……初仕州郡舉孝廉再遷廣陵令視事三年……遷遼西太守抗厲威嚴名振邊俗日到官明年遣使迎母及妻子垂當到郡道經柳城值鮮卑萬餘人入塞寇鈔苞母及妻子遂爲所劫と一統志の考ふる所にては本文に趙苞が遼西太守の任地に家眷を迎へんとせしとき道柳城を経たりとあれば任地たる遼西郡治は柳城以東に求めざるを得ざるべしと此の解説は單に該記事のみを以て判ずればざる推測の下されざるに非ず然どもここに示すところの柳城が前漢の遼西郡都尉の治所たりし柳城と同一地たりしや否やは判知し難き事情あり何となれば魏の太祖が後漢の末に烏丸を柳城に討伐せんとしけるととき太祖の軍は一時遼西の無終に次して進軍する能はざりしことありき爾時其地に在りし田疇の太祖に建言せるに曰く

舊北平郡治在平岡道出盧龍達于柳城自建武以來陷壞斷絕垂二百載而尙有微徑可從

と建武とは後漢の第一世帝光武の時を指す知るべし遼西より遼東に通ずる交通路の大系は後漢の初期よりして既に烏丸等の占據する所となりしことを郡國志に柳城縣を收めざるは斯かる事實に基けり趙苞の遼西太守に赴任したる時は後漢の靈帝熹平六年なるが此時に於て能く柳城道○朝陽より塞外を通過して今の義州に出づるを得べきか假りに趙苞傳に従はんには田疇の魏の太祖に教へたる言も郡國志の記事も頗る信を置く能はざることなるべし吾人の考ふる所にては趙苞傳の柳城とは或は同名異地なるか或は傳寫の誤りに歸すべきなり故に従はず

一〇 狐蘇縣今の錦州府西北

漢書卷二十八地理志遼西郡の下に曰く

狐蘇。唐就水至徒河入海。

と吾人は徒河をば今の錦州府に求めたり故に唐就水は小凌河に擬定するの妥當なるを發見す。狐蘇は蓋し小凌河の支流なる今の女兒河の上流に在るべし。

一一 徒河縣今の錦州府

漢書卷二十八地理志遼西郡の下、狐蘇縣の原注に

唐就水至徒河入海。

とあり。以上の記事は狐蘇縣が唐就水の上流にありて徒河はその下流にあることを示す。太平寰宇記卷十一に記すところは下の如し、曰ふ

彭盧水一名盧河、即唐就水也、後魏風土記云水至徒河入海與地平、故曰平盧、今語譌爲彭盧。

と、後魏風土記の文は水經注に之を引かず。然ども、太平御覽が計上せる經覽書目には、後魏輿地圖風土記あるに徴すれば、樂史寰宇記が指すところは、此書に據りたるの疑は

れざるべし。盧河の今、何水に擬定すべきやは、確知せられず。然ども、徒河縣が盧河即唐就水の河口近海の地にありたることは、風土記によりて證するを得べし。通典卷百七柳城郡營州の下には、徒河青山在郡城東一百九十里といひ、今の朝陽の東一百九十里を徒河青山の地となしあれども、此にいふところの徒河は漢の徒河縣にあらず。蓋し、徒河は、後世にいたりて、遼西の汎稱となりしこと疑はれざれば、杜預は、かく思惟したるべし。漢の徒河は、大清一統志卷十三今の錦州府の西北なりといひ、陳澧は漢書地理志水道圖說二に小凌河を唐就水なりとし、徒河を錦縣なりとせり。此説は共に從ふべし。

一二 文成縣

位置詳かならず。

一三 臨渝縣義州今の

臨渝は、此縣城が渝水に臨めるより名を得たり。漢書卷十八地理志遼西郡臨渝縣の下に記して曰く

渝水首受白狼、東入塞外、又有侯水北入渝。

と、渝水は、一に榆水に作る。水經注卷十の記事によれば、渝水とは、下流の名稱、其上流は、白狼と呼ばれたり。其文は左の如し。

白狼水出右北平白狼縣東南、北流西北屈、逕廣成縣故城南……又西北石城川水注之……白狼水北逕白狼縣故城東……又東方城川水注之……又東北逕昌黎縣故城西……高平川水注之……又東北自魯水注之……又東北逕龍山西……又北逕黃龍城東……魏土地記曰黃龍城西南有白狼河、東北流附城東北下、即是也、又東北濫真水出西北塞外、東南歷重山、東南入白狼水、白狼水又東北出、東流分爲二水、右水疑即渝水也、地理志曰渝水首受白狼水、西南循山逕一故城西、世以爲河連城、疑是臨渝縣之故城……渝水南流、東屈與一水會、世名之曰樓倫水、蓋戎方之變名耳、疑即地理志所謂侯水、此入渝者也、十三州志曰侯水南入渝、地理志蓋言自北而南也、又西南流注于渝、渝水又東南逕一故城、東俗曰女羅城、又南逕營丘城西……其水東南入海……地理志曰渝水自塞外南入海。

と、水經注の渝水を語ることに此の如く詳かなり。唯だ漢書地理志には、渝水首受白狼とのみいひて、白狼水といはざれば、多少の疑を挟むものなきにあらざれど、此解釋は寧ろ水經注に從ひて、白狼水となすを可とすべし。さて、白狼水が上流の名稱にて、渝水が下流の名稱たることは、本文の示すところなるが、白狼水は、黃龍城朝陽今のの南を逕するの明

かなる以上、今の大凌河を擬定せざるを得ざるべし。然るに、茲に水經注の記事に於て會得し易からざる一節あり。何ぞや、曰く

白狼水又東北出、東流分爲二水、右水疑卽淪水也……一水東北出塞爲白狼水、又東南流至房縣注于遼、魏土地記曰白狼水下入遼也。

此文によれば、白狼水は今の朝陽府の東南に於て分岐して二水となれり。而してその右水は南流して海に入り、左水は遼河に會流すと解せらるるが、斯かる地形は吾人の認むるを得る所なるか、假りに此文によりて、白狼水を遼河に導くとせば、醫巫慮山脈の一部を穿過して遼河の流域に入らざるを得ざるべし。これ全く地形上不可能のことに屬す。大凌河を淪水に擬定するの説は、茲に於てか全く矛盾を生ず。然らば、今の遼西に於て、右水の西南して海に入り、左水の東北して遼河に入るといふがごとき水道を求むるを得べきか。吾人は此質問に對しては、否と答ふるの外なし。然らば、水經注の記事は、全然據るに足らざるか、果たその間に何等の誤解を混じしか、吾人は、右の疑問に對して下の如く答へんとす、曰く曰白狼水に二あり、水經注の著者は、此殊りたる二個の白狼水をば、一個の水道と視做したり。矛盾は、實に此間に發生しぬと。請ふ試みにその次第を陳述せむ。

白狼水は、必しも一水と限るを得ず。貞觀二十一年、唐の將軍李勣が、高麗より師を班しし時、渡渉したる河に、白狼水の名あり、文獻通考卷二十四高麗傳に曰く

二十一年、李勣復大破高麗於南蘇、班師至頗利城、渡白狼、黃嵩二水、皆由膝以下、勣在二水狹淺、問契丹遼源所在、云二水更行數里、合而南流、卽稱遼水、更無遼源可得也。

と、頗利城とは、今の遼濱塔附近にありしことなれば、此文に見ゆる白狼水は、大方養息牧河を指せしものにて、自ら大凌河と別地に在らざるべからず。吾人の想像する所にては、魏土地記にいふところの白狼水は、蓋し此水道を指ししなるべし。酈氏は乃ち否らず、朝陽府の南疆を逕するの白狼水を以て、遼河の別枝流をなせる白狼水と混視したるよりして、遂に強めて、淪水を右水となし、左水を白狼水となすの奇觀を呈ししなり。

偕て吾人は、水經注の記事を釋して、淪水の upstream たる白狼水が分岐して、何等別水をなさざる由をいへり。水經注の記載は、今の大凌河の水道を淪水として、何等支吾するところあらず。朝陽東南の淪水を記して曰く、西南循山逕一故城西と、此方向は、大凌河が義州の西を通過するをいふ。次に淪水南流、東屈與一水會とあるは、義州の東南にて屈折せる大凌河が東より會流する細河を受けたるをいふ。水經注は、之を目して地理志の候水ならむといへり。次に又東南逕一故城、東俗曰女羅城とあり。こは隋唐に知

られたる汝羅故城なり。次に又南運營邱城西……其水東南入海とあるは、營邱城の十三山附近にあるを語るものなるべし。楊守敬北魏地理圖に營邱郡如上一致は、渝水を以て、今の大凌河に比定するの合理なるを證するに足る。若しかりに白狼なる字音が蒙古語 Belin (榆) を表はすこと、吾人の想像のごとしとせば、上流の白狼は、下流の榆と同一物を指すものと謂ふを得べし。蓋し大凌河の上流は、北部種族に占住せられしこと多く、下流は、漢人の占住せしことの久しかりしより、斯く判然たる區別を爲したるか。較、事情を殊にすれども、彼の遼河が、その上流の土名シラムレンを以て呼ばれ、下流の漢名遼を以て呼ばるるがごとき、亦た一個の旁證たるを失はざるべし。

吾人は、以上の考察に基づき大凌河の渝水たるを略ぼ證徹せり。然らば臨渝は何處に擬定すべきやといふに、水經注卷十は、渝水が朝陽方面より西南流し來れるを記せる一節に

循山逕一故城西、世以爲河連城、疑是臨渝縣之故城、王莽曰馮德矣。

とあり。此文は、大凌河が義州の西を逕することを示す。鄭氏は、その地に在りし河連城を指して臨渝縣ならずやといへり。此説は從ふべし。

一四 余 縣今の昌黎縣南

漢書卷十八地理志は、此縣の境内に於て下のごとき諸水あるを記せり。曰く
下官水南入海。

又有揭石水、資水皆南入官。

と、本文は、下官水が本流にして、揭石水及び資水の二水が、その河に流入せることを示す。大清一統志卷十は、下官水を水經注卷十にいふところの木究水と同一なりとし、之を今の潮河に求めたれど、潮河は、今の昌黎縣の東にあり、而して木究水は、之を灤河以西に求めざるを得ざれば、遽かに從ひがたし。但し本文にいふところの揭石水は、碣石山に發源せり。水經注卷一濡水の注に

濡水又東南至余縣、碣石山、文穎曰碣石在遼西余縣、王莽之選武也、余縣并屬臨渝、王莽更臨渝爲馮德、地理志曰大碣石山在右北平驪成縣西南、王莽改曰揭石也、漢武帝亦嘗登之以望巨海、而勒其名于此、今枕海有石如甬道數十里、當山頂有大石如柱形、往往而見、立于巨海之中、潮水大至則隱、及潮波退、不動不沒、不知深淺、世名之天橋柱也、狀若人造、要亦非人力所就、韋昭亦指此爲碣石也、……濡水南入海。

とあり。此文は、海中特立の石柱を指して碣石山となすもののごとし。文穎が漢書卷六

武帝本紀元封元年の條に注したるも、これと略ば一様にて、此石は海の旁に著せりとあり。然ども、吾人は茲の間に尙多少の疑義を提せざる能はず。吾人の考ふるところにては、此石とは、碣石山中の特立せる石を指ししものにて、まさに漢武の登臨せしところなるべきが、既に碣石山といひ、又た劉昭が後書に引ける山海經によれば、碣石之山編水出焉、其上有玉、其下有青碧といひ、郭璞は海邊山とせり。知るべし、碣石山とは、一二特立の石を指せしに非りしことを。然ども、酈道元の時代に於ては、此地形は、著しく變遷を致し、海邊の山は、平地と相連接し、碣石も、遂に海中に没することとはなれり。思ふに其原因は、佗にあらずして、濡水の下流に位しし爲め、その放下したる泥沙の堆積と海潮の作用とに歸すべし。濡水は、今の灤河なれば、碣石は、蓋し、今の灤州の西南にあらざるべからず。水經注圖卷二に、此山を樂亭の東邊、海中に置くは、古今地形の變を思はざるの誤なり。案縣は、大清一統志第十今の昌黎縣の南にありとせり。

丙 右北平郡

前漢の右北平郡は、十有六縣を管掌せるが、此の數たる、秦代と差異あらず。從ひて、其疆域も、略ぼ秦代に承けしを想像すべし。平剛縣は、此郡の治所なるが、酈道元は、誤りて

無終縣を以て秦漢以來の治所と解したり。(一)或は乃ち解すらく、秦代の右北平郡治は無終にありしを、前漢に入りて、之を平剛に移ししならむと、されど、無終に郡治の置かれしは、前後併びに明徴あらず。胡三省が前漢北平郡治平剛、後漢治土垠、晉治徐無、後魏治盧龍といひる、蓋し斷案と謂つべし。(二)

(一)水經注卷十鮑邱水の條參照

(二)資治通鑑卷六十五建安十二年の條所注參照

右北平郡の東北疆は、大凌河の上源地を包括せり。其北端は、今の建昌附近に盡きたるべし、其東方は、松嶺を限り、今の長城に沿ひて、喜峰口附近に抵る。西南疆は、今の承德府の南部を包括し、下りて薊及び玉田の西を走り、以て海に達したるべし。その西を漁陽郡とす。灤河下流域に於ける遼西郡との交界は、明かならず。然ども、今の灤州と豊潤との間は、やがて西郡の接界をなししならむ。

一 平剛縣今の平泉州

前漢代に於ける右北平の郡治は、此縣に設けらる。建安十二年、魏の太祖の烏丸を征ししとき、魏軍は、此縣内を過ぎりて、柳城朝陽西南に向へしことあり。魏志卷十田疇傳は、之

を傳ふること詳かなり。記事は下のごとし。

舊北平郡治在平岡、道出盧龍、達于柳城、自建武以來、陷壞斷絕、垂二百載、而尙有微徑可從、今虜將以大軍當由無終、不得進而退、懈弛無備、若嘿回軍、從盧龍口、越白檀之險、出空虛之地、路近而便、掩其不備、蹋頓之首、可不戰而禽也、太祖曰善、乃引軍還、而署大木表於水側、路傍曰、方今暑夏、道路不通、且俟秋冬、乃復進道、虜候騎見之、誠以爲大軍去也、太祖令騎將其衆爲鄉導、上徐無山、出盧龍、歷平剛、登白狼堆、去柳城二百餘里、虜乃驚覺、單于身自臨陣、太祖與交戰、遂大斬獲、追奔逐北至柳城。

此記事は、魏の太祖が師の無終縣に次せしとき、海道の滯滞して通せざるより、田疇は、漢代の柳城道を指示して、奇功を博せしめしものなり。無終は、今の薊州をいふ。太祖は、此地より徐無山に上り、以て盧龍に出でしとあれば、薊より東北行して、今の遵化の北をすぎ、以て喜峰口の東に至りたり。盧龍とは、喜峰口左右一帯の地を指す。曹操の兵は、更に前進せり。此文によれば、盧龍を出てし兵は、平剛を歴、白狼堆に登り、柳城を去ること二百漢里餘の地に至れりと覺ゆ、柳城は、今の朝陽の西南にありたれば、平剛縣が喜峰口より朝陽に通ずる孔道の上に求めらるべきこと、先づ以て了悟すべし。水經注^{卷十} 潘水篇、白狼水の條に於いて、酈道元が下したる解釋は次のごとし。

余案盧龍東越清陁、至凡城二百里許、自凡城東北出、趣平岡故城、可百八十里、向黃龍、則五百里、故陳壽魏志田疇引軍出盧龍塞、塹山堙谷五百餘里、逕白檀、歷平岡、登白狼、望柳城、平剛在盧龍東北遠矣。

本文によれば、盧龍塞の東邊より、凡城に至るには二百里許、凡城より平剛に趣くは東北百八十里とあり。乃ち平剛は、凡城より西南にありと解せらるべきが、魏志^{卷三} 烏桓傳によれば、建安十一年、太祖自征蹋頓於柳城、潛軍詭道、未至百餘里、虜乃覺、尙與蹋頓將衆逆戰於凡城とありて、凡城は平剛より、尙ほ東北にあることを示しあり。胡三省が資治通鑑^{卷六} 白狼山の下に注せるにも、水經注、白狼山在右北平石城縣西、烏丸傳逆戰于凡城、則白狼山蓋在凡城といひ、白狼山は、凡城の附近に在りしものにて、平剛にあらざること、を暗示しあれば、酈氏は、蓋し凡城と平剛とを顛倒して記述せるものにて、本文は、寧ろ清陁より平剛故城に至るは二百里許となし、平剛より東北出し、凡城に至るを百八十里と解せざるべからず。さて斯く思考すれば、平剛故城は、喜峰口の東二百清里許にありしものにて、今の平泉州は、正さに平剛の故地たるを認むべきなり。

(二)三國疆域圖參照

二 無終縣今の薊州

今の薊州にあり。水經注卷十 湮水の條に曰く

湮水又東南流謂之北黃水又屈爲南黃水又西南逕無終山藍水注之水出北山東流屈而南逕無終縣故城東其水又南入湮水。

と、湮水とは今の遵化州の西を逕する沙河をいひ、藍水とは薊州の東にて沙河に會流する琳河をいふ。本文によれば、湮水は藍水に會流する附近に於て無終山の西南を逕し、藍水は無終故城の東を逕て西、湮水に入るとあれば、無終は藍水乃ち今の琳河の西邊に求めらるべし。水經注卷十 は更に湮水の下流を叙して曰く

湮水又西南入于庚水地理志曰湮水出俊靡縣南至無終東入庚水。

と、庚水とは今の遵化の東南を逕する沽河をいひ、河は薊州の東にて沙河を併せり。本文に湮水及庚水の無終の東方にて會するをいひあれば、無終はその西邊なること、明けし。大清一統志卷二九 が此縣を今の薊州に比定せるは、從ふべし。

漢書地理志は、さらに此縣を過ぐる河なりとて、湮水を擧げり。其文に曰く
湮水西至雍奴入海過郡二行六百五十里。
と、湮水の名稱は、後に著見せず。然ども、顏師古は湮音庚なりとし、俊靡縣下にある、庚水

は、それと同一なるをいへり。(一) 庚水とは、今の沽河をいひ、薊縣の東南にて、沙河を併せ、天津の東を通過して海に入れるを指せるべし。但し今日の沽河の下流は、薊運河に合流せり。雍奴とは、今の天津の北方、武清縣の東にありて、漁陽郡に屬す、本文に過郡二とあるは、蓋その源が右北平郡に發して、漁陽郡を通過せるをいふ。(二)

(二) 漢書地理志遼西郡無終縣下所注參照。

(三) 水經圖注第二册參照。

(三) 前漢地理圖參照。

三 石城縣今の朝陽府の西南

水經注卷十 大遼水注によれば、石城縣の位地は、左のごとし。

白狼水出右北平白狼縣東南、北流西北、屈逕廣成縣故城南、又西北、石城川水注之、水出西南、石城山、東流逕石城縣故城南、地理志右北平有石城縣、北屈逕白鹿山西、即白狼山也、其水又東北、入廣成縣東、注白狼水。

白狼水とは、今の大凌河を指す、本文に石城川は、白鹿山の西を逕し、東北して大凌河に注ぐとあれば、今の、大凌河の上流、生機河と名けられたるは、これに相當すべし。(一) 石城の故

城は、此河の忒布克河に會流する附近に求めらるべし。大清一統志卷十は、口外大寧故衛の界にあるをいひ、今の灤州の西南にありし石城は、廣代の置縣にて、これと全く相違せるを詳言せり。

(二)水經注圖第二册参照

四 俊靡縣今の遼北縣西北

水經注卷十は、此縣が湟水の上源地にあるをいへり、其文に曰く

湟水出右北平俊靡縣、王莽之俊麻也、東南流世謂車臺水、又合溫水下入無終。

と無終は、今の薊州をいふ。湟水は薊州の東を通過する沙河を指す。本文に湟水出右

北平俊靡縣とあれば、縣は沙河の上源地に在りしなるべし。漢書卷二十八地理志には、此縣の下に

湟水南至無終東入庚。

とあり、庚水は今この沽河をいひ沙河と沽河とは、薊州の東にて會流せり。

(二)水經注圖第二册、

(三)同上。

五 廷陵縣

位置詳かならず。

六 菱縣

位置詳かならず。

七 徐無縣今の遼北縣西北

水經注卷十には、此縣が庚水の上源地地方にあるよしをいへり。其文に曰く

庚水出右北平徐無縣北塞中、而南流歷徐無山、得黑牛谷水、又得沙谷水、竝西出山東流注

庚水、其水又逕徐無縣故城、東王莽之北順亭也、魏土地記曰、右北平城東北一百一十里有

徐無城、其水又西南與周盧溪水合、水出徐無山、東南流注庚水、又西南流湟水注之。

と、庚水は今この沽河を指す。此文によれば、庚水の源は、徐無縣の北塞に當り、南流したる

庚水は、右に黑牛谷水及び沙谷水を併せ、以て徐無縣故城の東を逕したり。周盧溪水の

今、河水に擬定すべきやは、知られざるが、徐無故城が、庚水即ち沽河の沙河に會流せる以

前に在りしこと疑はれざるべし。水經注^{卷十}の本文に引ける魏土地記によれば、右北平城東北一百一十里有徐無城とありて、右北平城とは、後漢の土垠乃ち今の豊潤にありたれば、その東北一百一十里の數を案じて、寧ろ遵化州となすを可とすべし。^(二)

(二)前漢地理圖参照。

八字縣

漢書^{卷八}地理志遼西郡下本縣の記事によれば、該境内には、榆水あることを記せり。其文に曰く

榆水出東。

と、榆水の此記事は、簡單に過ぎて、その何水に擬定すべきやは、甚だ詳かならず。然ども、遼西郡臨渝縣下にある渝水と、此榆水とは、全然關係なしといふべからず。渝水は、首受白狼東入塞水とありて、東流するものなることを語れば、ここにいふ榆水の東に出づとあるに考へて、或は乃ち渝水の上流を示すものなるべし。蓋し渝と榆とは、同一音にて榆とあるが、寧ろ正しかるべし。水道提綱^{卷二}は、別に下のごとき説を提供せり。曰く

石河は、即古の榆河なり。源は邊城の外に出づ。兩水あり、一は東北城子峪口の西南

より流入し、一は西北義苑口の東南より流入し、合して一となり、山海衛城の西南にて海に入れり。

と、此説は多くの採要する所となれるが、吾人の考ふる所にては、榆水の名は、或は石河に存すべし。然ども、これ果して古の榆水たるや否やは、思考せざるべからず。地理志の文を案するに、下流の海に入れるものは、大方記載を錯らす。然るに、本文は、出東とのみいひて、その下流を語らざれば、今、明かに海に注げる石河を以て之に擬定せんこと較首肯し難し。第二に、後漢書^{卷三}郡國志を検するに、此縣は、後漢に於て既に喪失せり。喪失せる郡縣の多くは、塞上に近接したることと信せらるれば、山海關のごとき近地に求めむよりは、寧ろ渝水即ち今の大凌河の上源地に求めんこそ妥當なるべけれ。吾人の知るところにては、建昌縣の東北七十清里ほどの地に、元代の利州ありて、その地には大凌河に會流する一枝水あり、名けて榆河となす。^(三)元の長壽山玉京觀地產碑によれば下のごとし曰く

跋利州之西、憑榆河之渡、屹然魁秀者長壽山也。

と、吾人は姑らく此榆河を以て榆水に擬定せんとす。斯く考ふれば、字縣の位地はやがて此河の流域に求めらるべし。

(一)蒙古游牧記二卷 喀喇沁の條参照。

九 土根縣 今の豊
潤縣東

此縣は、豊潤縣の東にあり。水經注卷十 鮑邱水注の巨梁水を記したるに曰く
巨梁水出土根縣北陳宮山、西南流逕觀雞山、渭之觀溪水、其水又西南流、右合區落水、又南
逕土根縣故城西、左會寒渡水、巨梁河又南、潤于水注之、巨梁水又東南、合五里水、亂流入于
鮑邱水。

と、巨梁水は今の遼安縣の西に發源し、豊潤縣の西五里を流れ、又西南して玉田縣の東南
四十清里を逕し、下流寶抵縣界に至りて、薊運河に合流するところの遼郷河を指す。三 知
るべし、土根故城は、遼郷河の上流左岸にありしことを。大清一統志卷十五 は、豊潤縣舊志
を引きて

南關城在縣東十里、即土根故城也。

といへり。南關城とは、今の陰城鋪を指す。顏師古の注に、根音銀とあれば、陰城鋪の陰
は、根の轉音ならずといふべからず。水經注は、更に此説を證明するに足るべき記事を
載せり。そは、鮑邱水篇の三處に引きたる魏土地記の記事にて、其文に

右北平城東北百一十里有徐無城。右北平城西北百三十里有無終城。薊城東北三百
里有右北平城。

とあり。薊とは今の北京を指す。それより東北三百里とすれば、豊潤縣治の附近に達
すべし。土根は、後漢より右北平郡の治所なれば、通じて右北平城とは呼べるなり。大
清一統志が土根を豊潤縣治の東に求めたるは、東北三百里の數に合して、違算なきを思
ふ。さて然らば、豊潤を基點として、徐無及び無終の二縣に至るの里程は、土地記の文に
矛盾せざるやといふに、これ亦た殆ど相一致せり。徐無は、今の遼化附近にあれば、豊潤
即ち古の土根より東北一百十里として大差なし。無終は、今の薊州にありたり。これ
亦た豊潤の西北百三十里として殆ど同一の距離にあり。故に吾人の考ふるところに
ては、魏土地記が三種の記事は、何れも今の豊潤が古の土根なりしことを證するものに
て、何等の矛盾を見ず。

(一)水經注圖第二册参照。

一〇 白狼縣 大城子
の東

大凌河の上流右岸にあり。水經注卷十 は下のごとく記載せり。曰く

白狼水、出右北平白狼縣東南、北流西北屈逕廣成縣故城南、又西北石城川水注之、水出西南石城山東流逕石城縣故城、南北屈逕白鹿山西、即白狼山也、其水又東北入廣成縣東、注白狼水、白狼水北逕白狼縣故城東、王莽更名伏狄、白狼水又東方城川水注之。

と、白狼水とは、大凌河の上流をいふ。本文に、此水が白狼縣の東南に出づといふを以て此縣をば、今の建昌附近に求むるものあれど、それは誤れり。漢の白狼縣は、これより東南に於て求めざるべからず。酈氏の説によれば、石城川水即ち今の生機河が、大凌河の本流に會流せる附近に於て白狼縣の故城のある由をいへり。こは明かに漢代の縣治なるべし。顏師古曰く有白狼山、故以名縣と、酈道元は、白鹿山は即ち白狼山なりといへり。蒙古游牧記二卷喀喇沁左翼旗の下に曰く

旗の東三十里に白鹿山あり、蒙古名を布祜圖(Bu Kintu)といふ、即ち古の白狼山なり。三國志魏武記に烏桓を北征しけると、軍を引いて盧龍塞を出で、東、柳城を指せり、未だ至らざること二百里、白狼山に登るとある、即ち是なり。魏書の地形志には、營州の建德郡石城縣に白鹿山祠ありといひ、元一統志によれば、白狼山は、建州の南二十五里にありといへり。

と、此文は、水經注が指すところの白鹿山を證し得て餘蘊なし。大清一統志卷四は、曹操

白狼山に登りて柳城を望むとあれば、其山必ず高峻、二百里の遠きを俯覽すべし。今喀喇沁左翼の東三十里の白鹿山は、之に近しといへり。

(二)漢書地理志本縣の條參照。

一一 夕陽縣今の遼州西

漢書卷八地理志によれば、此縣には鐵官あり、莽に夕陰といふとあり。大清一統志一四は、此縣が今の灤州の西にあるを云ひ、後燕の慕容寶の、高雲を封じて夕陽公となせるは、即ち是れなりとせり。此説は、恐らくは舊説によりたるべし。吾人は、此説に對して反證と視るべきを知らざれば、姑く従ふこととすべし。

一二 昌城縣今の唐山附近

水經注卷十によれば、此縣は、今の唐山の附近にありたり。濡水注に之を記して曰く、濡水東南流逕樂安亭南、東與新河故瀆合、瀆自雍奴縣今の天津の北承鮑邱水今の東出謂之鹽關口、魏太祖征蹋頓與洵口俱導也、世謂之新河矣、陳壽魏志云以通海也、新河又東北絕庚水今の沽河、又東北出逕右北平、絕洵渠之水、又東北逕昌城縣故城北、新河又東分爲二

水枝瀆東南入海、新河自枝渠東出合封大水陸河今の謂之交流口。

と、本文によれば、新河の故瀆とは、魏の曹操が烏丸を征せしとき、今の灤河と白河とを連接して開鑿したる一種の運河なり。後魏の時代には、尙ほその遺形を認め得たるべけれど、今日に至りては、地形の變遷につれ、殆ど想像し難し。昌城縣故城は、此の運河の枝瀆に接したるものと知らるれど、枝瀆の位地の明白を缺く以上、遽かに判知しがたし。然ども、水經注の文によれば、封大水が此城の東にあること疑はれず。昌城は即ち此河の西邊にありしなるべし。大清一統志卷十には、灤州の西南とあれど、遽かに信しがたし。

一三 驪成縣今の樂亭縣西南

漢書卷十八地理志によれば、大掲石山在縣西南とあり。大掲石山とは、今の灤州の西南にて、灤河の河口に位置したるべし。然れば、驪成縣は、自ら此山の東北にありしものごとく思はれざるにあらず。大清一統志卷十は、樂亭縣志を引きて、有古城、在縣西南三十里、疑卽是といへり。晦明軒稿に謂らく、大清一統志の説は、禹貢錐指に基けるが、大體の位地よりすれば、右北平の屬縣の所在として支障なけれど、漢志によれば、碣石は西南

にありとありて、此説に一致せず、疑ふらくは、漢志に本と東南に作りしを傳寫の際に誤りて西南となししなるべしと此説も首肯すべきことなしとせず。何となれば、碣石が灤河の河口に沿ふてありし疑はれずして、驪成がその東北にありしとすれば、右北平の一縣が自から遼西郡に竄入するの嫌あり。然らば、此碣石山をば全く殊りたる地方にありとなすべきかといふに、其想像たるや却りて危し。碣石は、依然灤河の河口に求めざるべからず。故に、吾人は、姑らく一統志の説に依り、此縣をば、碣石山の西南に求むべし。

(二)晦明軒稿碣石考参照。

一四 廣成縣今の大城子

水經注卷十によれば、此縣は、大凌河の上流にあり。同條白狼水の注に曰く、白狼水出右北平白狼縣東南、北流西北屈逕廣成縣故城南、王莽之平虜也、俗謂之廣都城、又西北石城川水注之。

と、これによれば、石城川水即ち今の生機河が、大凌河の本流に會流する附近にあらざるべからず。今の建昌の東なる大城子附近は、此縣の位置を示すものなるべし。

一五 聚陽縣

位置詳かならず。

一六 平明縣

位置詳かならず。

二 滿洲に於ける後漢の領土

甲 遼東郡

後漢書^{卷十三}郡國志の記する所によれば、遼東郡は十一城を領有せり、其縣名は下の如し。

襄平。

新昌。

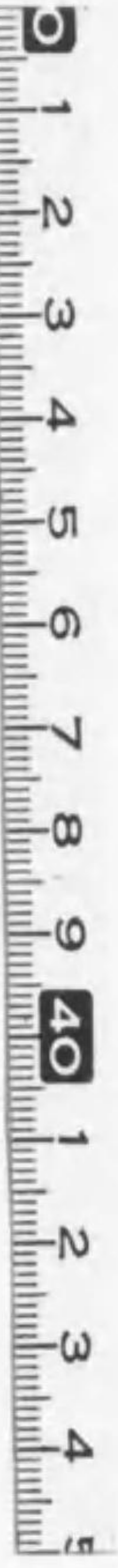
無慮。

望平。

前漢時代 滿洲圖

西紀前二〇一年至西紀前五

（比例尺）





0 50 100 150 200 公里

一分萬四千尺

0 30 60 90 120 150 英里

候城。

安市。

平郭。

西安平。

汶。

番汗。

杏氏。

然るに茲に怪むべきことには、以上十一城の中、候城は既に玄菟に改屬せられ、無慮は、遼東屬國に改屬せられたるに關らず、依然として候城及び無慮の遼東郡に存續せしことはなり。惟ふに郡國志の記載には、錯誤あるべし。候城縣が玄菟に改屬せりとて、新一候城を遼東に設けたりといふの事實ならざるがごとく、無慮もこれと同じく、前漢の本縣は、遼東屬國に入りしものにて、別に無慮の新設せられしにも非ず。敎文格論に之を論じて曰く

候城改屬元菟、而遼東復出一候城、無慮改屬遼東屬國、而遼東復出一無慮、必有一焉宜刪者。

と顧炎武は、斯く疑問を提出したるが、然らば、何れをか削除すべきやは明示せざりき。吾人の考ふる所にては、候城の玄菟に入りしこと、獨り郡國志の之を記載するのみならず、東觀書後漢書に、改屬の年は安帝の即位之年なりとあれば、遼東郡下の候城は、此時を以て削除せらるべし。無慮は、如何にといふに、郡國志の原注によれば、無慮有醫無慮山と記載され、改屬の年も、劉昭は、同じく安帝の時なりと記載せり。^(三)か、れば遼東郡下の無慮は、存續さるべきに非ず。吾人は、以上の考察の下に、遼東十一城よりして、先づ此二城を削減せんと欲す。

^(二)二十二史考異卷十に曰く、按玄菟郡有候城云、故屬遼東、則此候城爲衍文矣、此解釋は従ふべし、然とも、遼東郡下の無慮を認めて前漢の舊縣となし、此下當有有醫無慮山五字とせしは誤れり。

吾人は、候城及び無慮の二縣を削除したるが、更に一縣の削除すべきあるを信ず。その縣は外ならず、望平乃ち是れなり。案するに、候城の玄菟郡に入りしは、安帝即位元年にあり、此時候城と共に玄菟に改屬せしは、高顯及び遼陽の二縣となす。三縣は遼陽の東北、渾河に沿へる地方に在り。さて此三縣の地の擧げて玄菟郡に併せられる場合に於て、望平縣は、獨り遼東郡に隸屬せりと視るを得べきか、恐らくは、斯かる不自然なる行政上の區劃の、存續を許さざるべし。望平縣の名は、晉書卷十地理志之を玄菟郡に收め

あれば、此時に至りて始めて玄菟に併せられたるに似たれども、實際を考ふるに、後漢の時、或は既に此郡に併合されしものと視るを得べし。吾人は、如上の解釋に基き望平縣を削除す。^(三)

^(二)候城、高顯及び遼陽の三縣が、安帝の即位元年に玄菟に改屬せしは、前に略叙したるが、吾人の解釋によれば、望平も玄菟に合併せられたりと信すべき理由あり、よりて本章には、遼東郡より削除したるが、改屬の年代は明瞭ならず、或は乃ち安帝以後にあるべし。明一統志卷二は、望平廢縣を以て、廣寧東北一百五十里にありといひ、盛京通志卷百一又た廣寧縣東北にありとなし、漢の舊縣を遼河以西、廣寧縣の疆域に求めあれど、それは金元以來の望平縣址(東北)を基礎として、考察せるものにて、據るに足らず、假りに此等の説に依りて遼河以西、廣寧附近を此縣の所在とせば、後漢の初期遼東屬國の立てられし時に、望平は、屬國に入らざるを得ざる理由あり、然るに事實は之に反し、西晉の時に至り、玄菟郡に改屬せられあり、且つ水經注の記事に徴するも、遼河は、望平縣故城の西を逕するの明かなる以上、此故城は、遼河以東に求むるの妥當なるを發見すべし。

前後兩漢の遼東郡を比較するに、吾人は、その消長盛衰の著大なるに一驚を吃せざるを得ず。漢書地理志によれば、遼東郡の縣數は十八、口二十七萬二千五百三十九を計上したるに、後漢に入りて、縣の數は、其一半を失ひ、人口は三分二強を喪失せり、後漢書郡國志遼東郡の口數

は八萬一千七百一十四を計上せり。今、左に、喪失したる縣及び異りたる行政區劃に入りたるを類別すれば次のごとし。

(イ) 全く廢せられたる縣。二。

武次。遼隊。

(ロ) 隣郡に改屬したる縣。四。

高顯。

候城。

遼陽。望平。

(ハ) 特種の行政區劃に入りたる縣。三。

無慮。

險瀆。

房。

隣郡に改屬せし縣とは、玄菟郡治が朝鮮咸鏡道より、今の興京に移動し來りたれば、行政の便宜上、其郡に入りしなるべし。然ども、これが間接の原因としては、夷貉の壓迫を擧げざるべからず。特種行政區劃とは、遼東屬國をいひ、從來遼東郡に隸屬したる遼河

以西の三縣は、地形の便否上、此區劃に改屬せり。之を要するに、本郡は、其西部に於て著しく疆域の退縮を見しが、其東北方は、隣郡に入りしまでにして、漢の領土の全體よりすれば、尙ほ大差なかりしもの如し。

後漢の初に於て、此郡が幽州に屬せずして青州山東今のに隸せしは、注意せらるべし。

晉書卷十地理志遼東國下に曰く

漢光武以遼東等屬青州、後還幽州。

と、幽州刺史の治は、薊今の北京にあり、而して青州刺史の治は、臨淄今の臨淄にありき。光武帝が初年に於て、遼東等の諸郡を北京方面の統轄に委せずして、之を山東に托したるは、蓋し今の遼西一帯の地方が、烏丸鮮卑の種族に侵略せられ、遼東より陸路支那本部に通ずるの至難なるものありしよりして、一時山東に改隸せしめ、海上より此郡との聯絡を計りたるに外ならず。但だ遼東屬國の設けられしに至りて、遼西道の一部、再び通じたれば、改めて從來の幽州に復歸せり。

一 襄平縣

前漢に同じ。

二 新昌縣

前漢に同じ。

三 安市縣

前漢に同じ。

四 平郭縣

前漢に同じ。

五 西安平縣

前漢に同じ。

六 汝縣

前漢の文縣と同じ。

七 番汗縣

前漢に同じ。

八 杏氏縣

前漢と同じ。

乙 遼西郡

前漢の遼西郡が十有四縣を統轄せしに反し、後漢に入りては、遽かに減少し、領するところ、僅に五城に過ぎず。前漢の戸口は、戸七萬二千六百五十四口、三十五萬二千三百二十五を計上したるに、後漢は、戸萬四千一百五十口、八萬一千七百十四を數へり。乃ち知る、縣の數に於ては、約三分の二を失ひ、人口に於ても、同じく約三分の二を喪失せることを。今、喪失したる縣及び殊りたる行政區劃に改められし縣を擧ぐれば、左のごとし。

(イ) 喪失したる縣。

且慮。

新安平。

柳城。

狐蘇。

文成。

(ロ) 併合せられし縣。

業。

(ハ) 特種の行政區劃に改屬せし縣。

交黎。

賓徒。

徒河。

喪失したる縣の多くは、烏丸の部族に侵犯されしものにて、地域より見れば、大凌河の上流及び小凌河の上流を主要となす。併合されし縣は、大凌河流域の一縣が、山海關以西に移治せし結果、それに合併せられしものなるが、これ亦間接に烏丸の影響を接受したるものと看るを得べし。特種の行政區劃に至りては、後漢の初期よりして、今の遼西の大部分が、烏丸の侵犯を受け、之を塞外に驅逐する能はざりしより、屬國の名下に、烏丸の内附人を置きたるに始まる。地域より見れば、小凌河及び大凌河の下流域は、此時全く屬國に入れり。漢よりは屬國都尉なる官吏をここに發遣して、その地の烏丸及び少數の漢人を統轄せしものことし。之を要するに、後漢の遼西郡の主要地は、盧龍塞以西に限られ、柳城道—喜峰口より朝陽に通ずる道路—の交通路は、完全に把持することを得ず。その今の遼西に通せんとするものは、大概ね山海關附近よりして、海岸道を経由

せり。然ども、遼東屬國が、海道の要路に當りあれば、此等屬國を確守するに非れば、此の通路も十分なる安全を得ざりしものと思はる。漢に於ては、此必要上屬國を確守して、支那本部と遼東との連絡を圖りたれど、又時に衰廢せしことなからず。吾人の見る所を以てすれば、遼西郡のかく衰廢したること、蓋し前漢の末期に係り、光武の中興を以てせるも、恢復に力なかりしものごとし。故に晉書卷十地理志、遼東國の下には、漢光武以遼東等屬青州とあり。此記事は、今の遼西道が支那本部との連絡を缺きしより、已むを得ずして、遼東等の郡縣を山東に屬せしめしものと察せらる。此文は、田疇が曹操に教えたるに、柳城道の建武以來、陷壞斷絶、二百載に垂とすといひしに、併せ徴すべし。

一 陽樂縣

遼西郡の郡治とす、位置前漢と同じ。

二 令支縣

前漢と同じ。

三 肥如縣

前漢と同じ。

四 海陽縣

前漢と同じ。

五 臨渝縣今の撫寧縣西南

後漢書卷十三郡國志遼西郡下臨渝の下に、劉昭が注せるを見るに、

山海經曰、碣石之山、編水出焉、其上有玉、其下有青碧、水經曰、在縣南、或曰、在右北平驪城縣海邊山也。

とあり。解するもの謂らく、本文は碣石が臨榆の南にあるをいふ。驪城縣は、蓋しこの縣と連接したるべし、即ち碣石山は、兩縣に互りてありたりと、禹貢山水澤地の記事は、更に明白なり、曰く

碣石山、在遼西臨榆縣南水中。

と、以上の二者は、何れも碣石と臨榆と離るべきにあらざるを示せり。吾人は、前に臨渝をば義州に比定し、碣石をば灤河の河口に求めたるが、若しそれと同一なりとせば、兩者の間に於て、遠隔なる距離あるを認めざる能はず、これ全く吾人の首肯する能はざるところなりとす。然らば、此二者は前漢のものと、全く殊れりやと考ふるに、碣石の名稱は、

諸書に散見したれど、多くの場合に於て前漢に指すところと一地たるを證するにすぎず。故に、吾人は、此碣石も棠縣の碣石と同一視すべし。然らば、臨渝は如何、此名稱は、前漢と同一なれば、その位地も同一地ならずやと思はれざるにあらざるが、漢書六卷武帝紀によれば、帝は元封元年を以て泰山より海邊を巡り、碣石に至りしことあり。後漢の文類此碣石に注して曰く

碣石在遼西棠縣、棠縣今罷入臨渝、此石著海旁。

と、前漢の棠縣の臨渝縣に併せられしことは、これにて知られたり。吾人は、茲に於て次のごとき觀察を下さんとす、曰く、臨渝縣は、後漢に於て山海關以内に轉移せり、其位地は、大約撫寧縣の西南に在るべし。棠縣は臨渝の移動して來りたる結果、それに併合して以て一縣を成せしなるべし、然れば、臨渝に碣石ありとするの説たる、棠縣を併せてその地に移りたるの結果に外ならずと。大清一統志卷十が、水經注白狼水の條を引き、臨渝の大凌河流域にあるをいひ、撫寧縣に臨渝故城ありといふの舊説を否定せるは、蓋し臨渝縣の移動に思及せざりし錯誤なり。

丙 右北平郡

前漢に於て、本郡が十有六縣を統轄せしことは、前に敘述せり。然るに、後漢代に入りては、後漢書^{卷十三}郡國志の著録するところ、僅に四城に過ぎず。前漢には、戸六萬六千六百八十九口、三十二萬七百八十と算せられしに、後漢には、忽ち減じて、戸九千一百七十口、五萬三千四百七十五を計上するに至りたり。即ち縣の數に於て四分の三を失ひ、人口に於て、約六分その五を減じしと知るべし。豈に驚くべき衰退ならずとせんや。今、喪失したる縣を擧ぐるに、左のごときものあり。

平剛。

石城。

廷陵。

字。

資。

白狼。

夕陽。

昌城。

驪成。

廣成。

聚陽。

平明。

以上各縣の中、平剛、石城、白狼、廣成、字は、同じく大凌河の上流地方に在りたり。廷陵、聚陽、平明、資等は、位地詳かならず。驪成、昌城、夕陽、三縣は、直隸省の東部に在りたり。乃ち知る、喪失せる縣の多數は、等しく盧龍塞以外の地方に在りしことを。吾人の想像するところを以てするに、以上位置の詳かならざるもの多くは、依然塞外の諸地方に在りしなるべし。田疇の魏武に語るに曰く、舊北平郡治は平岡に在り、道、盧龍に出でて、柳城に達す。建武以來、陷壞斷絶、二百載に垂んとすと、知るべし。盧龍塞即ち今の喜峯口北以外の喪失は、遠く光武の時に於てせしことを。烏丸及び鮮卑の部族の發達は、ここに言説の要なかるべきが、漢の喪失したる諸縣の位地を看取すれば、本郡衰退の原因の那邊に在りしやは、容易に看取するを得べきなり。

一 土垠縣

右北平郡の治所とす。位置前漢と同じ。

二 徐無縣

前漢と同じ。

三 俊靡縣

前漢と同じ。

四 無終縣

前漢と同じ。

丁 遼東屬國

遼東屬國は遼東郡の西部及び遼西郡の東部に於ける内附の烏丸人を統轄せむが爲めに創置せられたり。前漢の時に内附の烏桓はこれありしかど其數たる極めて少數にて未だ嘗つて之を塞内に居住せしめたることあらず。此事の起りたるは蓋し後漢の光武朝に始まるべし。後漢書^{卷百}烏桓傳は之を説きて詳なり。その一節に曰く建武二十五年遼西烏桓大人郝且等九百二十二人率衆向化詣闕朝貢獻奴婢牛馬及弓虎貂皮是時四夷朝賀絡繹而至天子乃命大會勞饗賜以珍寶烏桓或願留宿衛於是封其渠帥爲侯王君長八十一人皆居塞内布列於緣邊諸郡令招來種人給其衣食遂爲漢偵候

助擊匈奴鮮卑。

と本文によれば光武帝は内附の烏丸を利し當時漢の深患を爲しし匈奴及び鮮卑の動靜を偵察するの用を爲さしめたり。此の政策は獨り光武の朝に採用されしに止まらざりき。嗣後次いで招來種人給其衣食とあれば年處を経たるにつれて其種族の數の増加せしは畧ば想像するを得べし。班彪が當時上言したるに曰く

烏桓天性輕黠好爲寇賊若久放縱而無總領者必復侵掠居人但委主降椽吏恐非所能制臣愚以爲宜復置烏桓校尉誠有益於附集省國家之邊慮帝從之。

と案するに郝且等の内附ししときは其數たる千人にも充たざる程の少數なりしかば朝廷にてはさまでに重視せざりしならむ。班彪能く未來を洞察し主降椽吏のごとき一時權宜の小官に委するの不可を説きて烏桓校尉の定設を要求せり。朝廷は班彪が獻言に基づきて先づ上谷に校尉を置きたるものごとし。烏桓傳又曰く明章和の三世皆保塞無事なりきと想ふにこれ烏桓校尉の統御その宜を得たりしと通商互市の關門を開きしとに因らずんばあらず。然も漢の前きに烏桓を招來せしといふ政策より考ふれば明章和の三世五十年間に於て塞内に居住を許されし烏桓の著しく繁衍せしことは想像され得べきがそれら部族の繁衍は直ちに外種族の勢力の増加を意味しそ

れにつれて、漢人の勢力の減退すべきことは、預め考察せざるべからず。塞内即ち縁邊諸郡の内部に起りたる以上の事實の、居住の漢人に、何等の影響を與ふべきやは、吾人容易に想像し得べし。影響とは、外ならず、班彪が所謂居人を侵掠するの一事即ち是なり。

(一)後漢書卷百二十烏桓傳參照。

遼西郡及び右北平郡の後漢に入りて、其の北半の大部分を喪失せしは、内治の統一せざりしに職由するなからず、されど重大なる原因として指稱すべきは、外來の勢力、即ち鮮卑、烏桓等の侵犯に基けり。田疇が、魏の太祖に答へたるに、舊北平郡治在平岡、直出盧龍、達于柳城、自建武以來、陷壞斷絕、垂二百載とあるに徴するも、該地方が、光武の時代よりして、早く既に外來種族が手中に歸せしことを了悟すべし。然ども、吾人の考ふる所を以てすれば、遼西郡及び右北平郡の、斯く北半を喪失したることは、長城の未だ以て居民を保障するに足らざりしを語るものにて、外種族の占領地と連接したる縣邑の、直ちにその影響を受けたるを想像し得べし。現存せる漢代の記録は、此間に於て吾人に語ることも多からず。従ひて、吾人は、其詳を悉くす能はざれども、遼西郡の一縣たりし臨渝が、今の大凌河の上流より、西、山海關附近に徙りたるがごときは、その原地が、直に烏丸人に接觸せしより、侵掠の患を避けんが爲めに、徙治したるの疑はれざるべし。吾人は、後漢

の初期に現はれたる此種州縣の變合を大別して、大約二種となす。其一は、全く喪失したるもの、即ち漢國の勢力の、毫も認むるを得ざる地方、其二は、從來の土地の烏丸人に占住され、その形式の、尙ほ隸屬的名稱を失はざる地方、即ちこれなり。惟ふに、後者の状態に在りては、漢國の勢力は、猶幾分を認め得べく、それら州縣の長官は、一に漢の朝廷の任命するところなるが、斯かる地方を把持せしは、自ら複雑なる政策の下に在りしこと、茲にいふを須るざるべし。吾人は、前者の例として、柳城縣一帶の地方を指稱し得べく、後者の例としては、遼東屬國を擧げ得べし。

(二)魏志卷二參照。

遼東屬國の名稱は、光武帝の建武二十五年に始見せり。^(一)然とも、帝が設置したる遼東屬國は、其位置に就て何等徵見する所あらず。従ひて、後の遼東屬國との異同は、察知するに由なし。故に、吾人は、姑らく後漢書^{卷十三}郡國志所載の遼東屬國を基礎として、其疆域を攷究すべし。然らば、郡國志に著録せる遼東屬國は、何れの時代に創置せられたるや、同志、劉昭が注によれば、

故郡、西部都尉、安帝時以爲屬國都尉、別領六城。

とあり。本文に西部都尉とあれど、西部は東部の訛なるべし。案するに、前漢時代の遼

西郡西部都尉は、柳城に治し、東部都尉は、交黎—昌遼—に治せり。郡國志の例によるに、屬縣の首班にあるを以て、その治所となしあれば、屬國の首班たる昌遼は、自ら都尉の治所なること、知るべし。柳城に至りては、既に喪失して、著録に入らず。要するに、郡國志の録する所の遼東屬國は、安帝の初年に現在したる地方制度及びその屬縣を擧げたるものと推測せらる。

(二)魏志卷三十烏丸傳注參照。

遼東屬國が、内附の烏丸人を以て主要の民戸となししは、漢が制定したる屬國の性質によりて確知せらる。吾人の知る所を以てすれば、屬國の名稱は、前漢の武帝の時代に擧まれり。資治通鑑^{卷十}によれば、帝は元狩二年^{西紀前一二一}を以て、匈奴の降人をば、西北五郡の塞外に分徙し、彼等の故俗によりて、五屬國を爲せり。顔師古謂らく凡言屬國、存其國號而屬漢朝、故舊屬國と。これによれば、降人の國號を認めて、漢に隸せしむとの意なれども、その實際は、必しも然りしといふを得ず。史記正義の解は、寧ろその事實を得たるもののごとし、曰く

以來降之民、徙置五郡、各依本國之俗、而屬於漢、故曰屬國。

と、此解説によれば、屬國に於て主要なる民戸は、降人即ち内附の民を以て組織されしこ

と知るべし。魏志^{四卷}正始五年の記事は、頗る史記正義の解釋を證す。その文に曰く

五月鮮卑内附、置遼東屬國、立昌黎縣。

と、吳增僅は、此事實を指して、これ公孫氏に廢せられし屬國の、是に至りて復た置かれしなりといへり。^(二)

(二)三國郡縣表補正卷五參照。

遼東屬國の管掌せる範圍は、甚だ廣濶なりき。今の遼河の西岸は、屬國の東界にて、山海關の東邊は、其西界をなししなるべし。而して、大約今の邊牆を限りて、其北界を爲しことと思はる。乃ち今の遼西の大部分は、屬國の範圍に入りしと覺ゆるが、遼西は、支那本部と遼東との間に介在し、最も重要な地域とす。かかる重要な地域を擧げて、遼東屬國なる特別制度の下に置かむことは、果して漢家の好む所に非るべし。吾人の考ふる所にては、王莽の末年より、光武の初年に互りたる支那本部の内亂は、國家經營の力をして、邊郡を經營するに十分なる能はざらしめたり。光武帝紀を檢するに、帝はその即位六年を以て、郡國都尉の官を罷めり。^(三)魏志^{十卷三}によれば、郡國都尉の中にて、主として邊郡の都尉を省きしことと思はる。遼東及び遼西二郡の都尉も、大方此歳を以て省かれしなるべし。此政策たる、光武の初政には、已むを得ざりしところなるべきか、沃

沮傳の記事に徴すれば、都尉の省かれしは、直ちに漢の勢力に至大なる影響を與へたるものにて、該沃沮のごとき地方にては、漢民自ら地方の行政を掌り、名は縣たりと雖も、實際は侯國を以て待たざるを得ざるに至りたり。^(三) 遼西郡に於ける事情は、自ら沃沮と殊るものあるべし、然ども、後漢に入りてより、屬國の、此間に創置されしことは、明白に此郡の内部に在りし烏丸の發達を示せるものにて、漢國は唯だ統御上の名義を獲得したるに止れり。班彪の言は、茲に於てか益、驗ありしと謂つべし。幸に、此時代にありて、烏丸は、多くの場合、鮮卑の仇讎たりしかば、漢は之を利用し得て、屬國の實を收めたりしが、後漢の末期より、漢家の甚しく衰へたるとともに、遼東屬國は、自ら羈絆を脱したり。建安年中には、その名稱をも併せて、廢したるものごとし。

(一) 後漢書卷一參照。
(二) 魏志卷三十沃沮傳參照。

一 昌遼縣

交黎なり、前漢に於ては、遼西郡の屬縣とす、位置前と同じ。屬國都尉は、此に治す。

二 賓徒縣

賓徒なり、前漢には、遼西郡の屬縣とす、位置詳かならず。

三 徒河縣

前漢代には、遼西郡の屬縣なり、位置前と同じ。

四 無慮縣

前漢代には、遼東郡の屬縣なり、郡國志本注に有醫無慮山とあれば、位置前漢と同じ。

五 險瀆縣

前漢代には、遼東郡の屬縣なり、位置前と同じ。

六 房縣

前漢代には、遼東郡の屬縣なり、位置前漢と同じ。

三 兩漢領土以外の滿洲

一 烏桓

烏桓は、一に烏丸(二)に作る、東胡の一種族なり。後漢書卷百烏桓傳に
漢初、匈奴冒頓滅其國、餘類保烏桓山、因以爲號焉、……烏桓爲冒頓所破、衆遂孤弱、常臣伏

匈奴歲輸牛馬羊皮過時不具輒沒其妻子及武帝遣驃騎將軍霍去病擊匈奴左地因徙烏桓於上谷漁陽右北平遼東五郡塞外爲漢偵察匈奴動靜。

とあり。武帝が何處より烏桓を誘ひ來りて五郡の塞外に配置したるやは本文之をいはず。されども此種族が東胡の苗裔なりしといふに察すれば其本地の西拉木輪及び老哈河の流域に在りしを想像せざるを得ず。本文は又た五郡とありて但た四郡を擧けたるがこは蓋し遼西の一郡を脱せるなり^(三)。然らば武帝の配置せし五郡塞外の地とは如何。こは容易に知るを得べし。上谷郡は乃ち今の山西省なる懷來に治しその西北境は獨石口の附近に抵る。漁陽郡は直隸省なる密雲に治しその北方は承德府治を包括す。右北平郡は平泉に治しその北方は建昌の北邊を越えず。遼西郡治は確指するを得ざれど大方は朝陽に在りしならむ。遼東郡は今の遼陽に治しその西北は遼河の西方に抵れり。總じて之を考ふるに五郡塞外の地とは今の承德府の北平及び盛京省の西部を指したるものにて漢の邊塞の東北に當る。太平寰宇記^{卷七}が薊州^{今の至安東府界是也}とせるは略ぼ誤らず。資治通鑑^{卷十三}元鳳三年の條に此等内附の烏桓が爾後の形勢をば下の如く記載せり曰く

初冒頓破東胡東胡餘衆散保烏桓及鮮卑山爲二族世役屬匈奴武帝破匈奴左地因徙烏

桓於上谷漁陽右北平遼東塞外爲漢偵察匈奴動靜置護烏桓校尉監領之使不得與匈奴交通至是部衆漸彊遂反。

と又曰く

先是匈奴三千餘騎入五原殺略數千人後數萬騎南旁塞獵行攻塞外亭障略取吏民去是時漢邊郡烽火候望精明匈奴爲邊寇者少利希復犯塞漢復得匈奴降者言烏桓嘗發單于冢匈奴怨之方發二萬騎擊烏桓霍光欲發兵邀擊之以問護軍都尉趙充國充國以爲烏桓間數犯塞今匈奴擊之於漢便又匈奴希寇盜北邊幸無事蠻夷自相攻擊而發兵要之招寇生事非計也光更問中郎將范明反明言可擊於是拜明友爲度遼將軍將二萬騎出遼東匈奴聞漢兵至引去初光誡明友兵不空出即後匈奴遂擊烏桓烏桓時新中匈奴兵明友既後匈奴因乘烏桓敵擊之斬首六千餘級獲三王首匈奴由是恐不能復出兵。

と本文に見ゆる度遼將軍とは遼水を渡るといふの意よりして名けらる。然れば范明友が兵は遼東より遼河を渡り今の遼西の東北方に出てたるならむ。但しその兵の何處にて烏桓の部族と衝突せしやは詳かならず。

(二)漢書^{卷二}地理志に曰く上谷至遼東地廣民希數被胡寇俗與趙代相類有魚鹽棗栗之饒北隙烏丸夫餘
と三國志^{卷三}はこれと同じく烏丸に作れり。後漢書^{卷三}百官志は護烏桓校尉一人比二千石本注

曰主烏桓胡とありて、烏桓に作る。

(三)二十二史攷異^{卷十}参照。

後漢書^{卷百}烏桓傳によれば、前漢に於ては、塞外の近地にのみ居住するを得たる烏桓は、建武二十五年を以て塞内に居住するを許ししを記せり。いふ

遼西烏桓大人郝旦等九百二十二人率衆向化詣闕朝貢獻奴婢牛馬及弓虎豹貂皮……於是封其巨帥爲侯王君長者八十一人皆居塞内布於緣邊諸郡令招來種人給其衣食遂爲漢偵候助擊匈奴。

本文に、遼西烏桓とあり、遼西とは、前漢の遼西郡を指す。然らば、後漢の初期よりして、遼西は、全く烏丸に没したるかといふに、それは必しも否らず。然ども、魏志^{卷二}田疇が魏の太祖に答へたる條には、下のことく記載せらる。

舊北平郡治在平剛道出盧龍達柳城自建武以來陷壞斷絶垂二百載而尙有微徑可從。本文によれば、當時漢の遼東方面に通ずる孔道は、建武即ち光武帝の朝よりして、早く既に陥壞斷絶せるものにて、柳城一帯の地は、烏桓の掌中に歸せりと解すべし。柳城は前漢時代に於て遼西郡なる西部都尉の居所に係り、當時東西交通の要衝に當る。漢代の記録には、明文あるを知らざれど、此縣の地方の、烏丸に陥りしは、蓋し前漢の末期に在る

るべきなり。遼西烏丸とは、之を指す。然らば、光武帝の前後に在りて、漢の遼東屬國と、遼西烏丸とは、何れの地方にて界を爲ししやといふに、徒河^{○今の錦州}昌遼^{○今の遼河城}及び無慮^{○今の廣寧}の諸縣の維持せられつつありしに察し、大約そ明代の邊牆の位置は、双互の境界たりしを想像す。尤も、後漢の末期に至りては、全く分明ならず、屬國の烏桓は、大率ね自立して王を稱し、以て漢家に背反せり。後漢書^{卷百}烏桓傳にいふ

靈帝初、烏桓大人上谷有難樓者、九千餘落、遼西有丘力居者、衆五千餘落、皆自稱王、又遼東蘇僕延、衆千餘落、自稱峭王、右北平烏延、衆八百餘落、自稱汗魯王、並勇健而多計策、中平四年、前中山太守張純、畔入丘力居衆中、自號彌天安定王、遂爲諸郡烏丸元帥、寇掠青徐幽冀四州、五年、以劉虞爲幽州牧、虞購募斬純首、北州乃定、獻帝初、平中、丘力居死、子樓班年少、從子蹋頓、有武略、代立、總攝三郡衆、皆從其號令、建安初、冀州牧袁紹與前將軍公孫瓚相持不決、蹋頓遣使詣紹求和親、遂遣兵助擊瓚破之、紹矯制、賜蹋頓難樓、蘇僕延、烏桓、烏延等、皆以單于印綬、後難樓、蘇僕延、率其部衆、奉樓班爲單于、蹋頓爲王。

本文に見ゆる蘇僕延は、遼東屬國の烏桓大人なれば、靈帝の初年よりして、早く漢家の羈絆を脱せしこと、知るべし。就中、遼西の丘力居の死せしより、その從子蹋頓は、王と稱するに至りたりといふ。建安十二年、蹋頓は、曹操に破られ、右北平の烏丸烏延、又た遼東に

斬らる。茲に於てか、烏桓の勢は再び起つ能はざりき。前後を通じて考ふるに、烏桓の盛時は、靈帝の初年四紀一より獻帝十二年四紀二に互りたる約四十年間在りとすべし。

二 鮮卑

鮮卑は、烏桓と同じく東胡の一種族なり。三國志十卷三所引魏書の鮮卑に關する記事は、下の如し、曰く

鮮卑亦東胡之餘也、別保鮮卑山、因號焉、其言語習俗、與烏丸同、其地東接遼水、西當西城○は城の衝、常以季春大會作樂水上……鮮卑自爲冒頓所破、遠竄遼東塞外、不與餘國爭衡、未有名通於漢、而由○由は與烏丸相接。

と、本文によれば、此種族の本地は、作樂水を以て視ざるべからず。作樂水は、後漢書二百之を饒樂水に作る。○白鳥博士は、作樂、饒樂は、共に鮮卑語にて、蒙古語の Para-ka (Para-za) の音譯なりといひ、此河は今の西拉木倫に外ならずとせり。○所謂鮮卑山の位置は、詳かならず。○

○後漢書二百烏桓鮮卑列傳の鮮卑傳に曰く鮮卑者亦東胡之支也、別依鮮卑山、故因號焉、其習俗與烏桓同、唯婚姻先覓頭、以季春月大會於饒樂水上、唐の章懷太子賢は、此水に注して、水在今營州北とせり。

營州とは、今の朝陽を指す。

○史學雜誌第二十一篇東胡民族考參照。

○熱河志卷六十八、讀史方輿記要卷十八參照。

魏志は、又た魏書を引きて、以上饒樂水の外に烏侯秦水なる河のあることを指示せり、その文に曰く

鮮卑衆日多、田畜射獵不足給、後檀石槐乃按烏侯秦水、廣袤數百里、淳不流、中有魚、而不能得、聞汗人善捕魚、於是檀石槐東擊汗國、得千餘家、徙置烏侯秦水上、使捕魚以助糧、至今、烏侯秦水上有汗人數百戶。

と、此文面のみにては、烏侯秦水が、果して今の何れの河流に相當すべきやを知らず。白鳥博士は、先づ之を字音の解釋に求め、烏侯秦水は烏侯秦水の誤寫なるべく、從ひて烏侯秦水は、蒙古語 Foghain の對音、土河の義なり、今の老哈河はこれなるべしとせり。○尙博士は、饒樂、烏侯秦なる二水の考察によりて、鮮卑種族の本地は、外ならず、今日の西喇木倫及び老哈河の間に在りしを推知し得べしとせり。○此解釋は、從ふべし。

○史學雜誌卷第二十一篇胡民族考參照。

鮮卑の種族は、後漢の中世に至るに及びて、著しく發展せり。後漢書二百鮮卑傳には、

和帝永元中、大將軍竇憲遣右校尉耿种擊破匈奴北、單于逃走、鮮卑因此轉徙、據其地、餘種留者、尙有十餘萬落、皆自號鮮卑、鮮卑由此漸盛とあれば、鮮卑の發展は、大方此年以後のことなるべし。同傳によれば、爾後漢の邊郡は、甚しく鮮卑の履掠を受けたり、乃ち、永元九年には、肥如を犯し、同十三年には、右北平より漁陽を犯し、延平元年には、復び漁陽を犯し、元初二年には、無慮を圍み、交黎を犯し、馬城、雁門、居庸關等、今の山西直隸の北邊は、連年その禍を蒙らざるは無し。桓帝の時に至り、鮮卑は更に巨大なる酋長、檀石槐の下に統率せられたり、彼は蓋し鮮卑王國の大なる建設者なりといふも不可なし。同書鮮卑傳百卷十二之を記して曰く

檀石槐年十四五、勇健有智略、異部大人抄取其外家牛羊、檀石槐單騎追擊之、所向無前、悉還得所亡者、由是部落畏服、乃施法禁、平曲直、無敢犯者、遂推以爲大人、檀石槐乃立庭於彈汗山、歡仇水上、去高柳北三百餘里、兵馬甚盛、東西部大人皆歸焉、因南抄綠邊北拒丁零、東郤夫餘、西擊烏孫、盡據匈奴故地、東西萬四千餘里、網羅山川水澤鹽池……朝廷積患之、而不能制、遂遣使持印綬封檀石槐爲王、欲與和親、石槐不肯受、而寇鈔滋甚、乃自分其地爲三部、從右北平、東至遼東、接夫餘、濊貊、二十餘邑爲東部、從右北平以西、上谷十餘邑爲中部、從上谷以西、至敦煌、烏孫二十餘邑爲西部、各置大人主領之、皆屬檀石槐。

と、本文に見ゆる彈汗山及び歡仇水は、その所在を詳かにするを得ず。然とも去高柳北三百里とあるに考ふれば、今の山西の東北、張家口の附近に在るべし。檀石槐は、その地を以て建牙の庭となし、全領域を東、中、西の三大部に頒ちたり。即ち今の平泉州附近より長春の東に至れるを東部とし、熱河附近より、獨石口附近に至る一帯を中部とし、又それより以西、嫩嶺に至り、烏孫に接せるを西部と爲せり。白鳥博士は、此區劃をば、匈奴の遺制に依れるものと解し、史記卷百匈奴傳に諸左方王將居東方、直上谷、以往者、東接穢貉、朝鮮、右方王將居西方、直上郡、以西、接月氏、氐、羌、西單于之庭、直代雲中とある、即ち是也といひ、檀石槐の牙帳については、此三部の中、何部に屬せしかに就いては、傳中別に明文なしと雖も、上谷は、今の大同府廣靈縣の西に位して、高柳と相距ること遠からざるを思へば、高柳の北三百餘里にありし彈汗山、歡仇水上の王庭は、鮮卑中部の西境に位して、上谷塞外にありしならん、上谷塞外は、形勝の要區にして、漠北を統馭するにも、又中國に侵寇するにも、最も便宜を有する地域なり、古來北族の此地に據れるものが、常に強盛を致すは、全くこの地理上の理由によると論證せり。(二)

(一)史學學雜誌第二十一篇東胡民族考參照

檀石槐は、光和中西紀一七八に死没しぬ。子の和連立つ。彼れ材力乃父に及はず、和連

北地を攻めて射殺せらる。其子鶻曼兄の子魁頭と國を争ひ、衆遂に離反せり。^(一)
^(二)後漢書鮮卑傳、魏書鮮卑傳引魏書參看。

三 夫餘

夫餘の名は、前漢時代より知られたり。然ども、未だ其の族長の來りて漢朝と交通せしを聞かず。これあるは、後漢時代に生まれり。後漢書^{卷百十五}東夷傳には、下の記事あり、曰く

建武中、東夷諸國、皆來獻見、二十五年、夫餘王遣使奉貢、光武厚答報之、於是使命歲通。

と、三國志^{卷三}魏志の東夷傳には、夫餘の位置をば、下のごとく記載せり、いふ、

夫餘在長城之北、去玄菟千里、南與高句麗、東與挹婁、西與鮮卑接、北有弱水、方可二千里、戶八萬、其民土著、有宮室倉庫牢獄、多山陵廣澤、於東夷之域最平敞。

と、此記事に玄菟^{奉天}のを去ること千里とあれば、今の長春附近を指せり。新唐書^{百二十九}九渤海傳によれば、扶餘故地、爲扶餘府、常屯勳兵、打契丹とありて、扶餘府は、今の農安地方たれば、此民族の本地の、該地方に在りしことを了知すべし。但だ此記事に、夫餘の疆域をいひて、東南は高句麗、東は挹婁、西は鮮卑に接し、方二千里ばかり、戶八萬とあれど、こは

定めて三國時代の形勢を敘述せしことなるべし。魏志^{卷三}によれば、夫餘には故城ありて、濊城と名けらる、蓋し本と濊貊の地、而して夫餘その中に王たりとあり。^(三)

^(二)滿洲歴史地理^{卷二}四二頁參照

^(三)三國志^{卷三}夫餘の條に曰く、國有故城、名濊城、蓋本濊貊之地、而夫餘王其中、自謂亡人、抑有似也、裴松之は之に注して、魏略曰、舊志又言昔有北方有棄離之國者、其王者侍婢有身、王欲殺之、……後生子……

……名曰東明、常令牧馬、東明善射、恐奪其國也、欲殺之、東明走南至施掩水、以弓擊水、魚鼈浮爲橋、東明得度、魚鼈乃解散、追兵不得渡、東明因都夫餘之地とあり、此記事は、夫餘族が、北方黑龍江地方より移住し來れることを語るものと解すべし。

四 挹婁

挹婁の先は、肅慎の名にて呼ばれたり、蓋し東北滿洲の地に現はれたる最古の民族の一たるべし。後漢書^{卷百十五}東夷傳にいふ

挹婁古肅慎之國也、在夫餘東北千餘里、東濱大海、南與北沃沮接、不知其北所極、土地多山險、人形似夫餘、而言語各異、有五穀麻布、出赤玉好貂、無君長、其邑落各有大人、處於山林之間、土地極寒、常爲穴居、以深爲貴、大家至接九梯、好養豕、食其肉、衣其皮、冬以豕膏塗身、厚數

分、以禦風寒、夏則裸袒以尺布蔽其前後、其人臭穢不潔、作厠於中、圍之而居、自漢興已後、臣屬夫餘、種衆雖少而多勇力、處山險、又善射、發能入人目、弓長四尺、力如弩、矢用楛、長一尺八寸、青石爲鏃、鏃皆施毒、中人即死、便乘船、好寇盜、鄰國畏患而卒不能服、東夷夫餘飲食類此、皆用俎豆、唯挹婁獨無法、俗最無綱紀者也。

夫餘の本地は、今の長春の西、農安附近にあり。その地よりして、東北千餘里、其東方は大海に濱し、南は北沃沮に接し、而してその北は極むる所を知らずとあれば、今の寧古塔より東北沿海州に互れる地方なりしこと、預め了悟すべし。晉書^{十卷七}の記事によれば、肅慎氏一名挹婁、在不咸山北、去夫餘可六十日行、東濱大海、西接寇慢汗、北極弱水とあり。ここに見ゆる不咸山は、今の長白山を指す。本文の記事にも、自漢以來、臣屬夫餘とあれば、未だ獨立して漢朝に交通せしことはあざりしならむ。滿洲源流考^{二卷}が、鐵嶺の南六十清里にある懿路城をば、古の挹婁の名の遺留せるものなれば、此地方も該部族の繁衍せしところならむと解ししは、甚しく謬れり。

(二)肅慎一に息慎作る、尙書序に成王既伐東夷、息慎來賀とあるこれなり。逸周書には、王會解に稷慎とあり。何れも後に知られたる肅慎の對音たるべし。

五 高句驪

高句驪は、夫餘の別種なり。此種族が、今の鴨綠江の本枝流に移住せし年代は、明かならず、然ども、後漢書^{卷百十五}は、武帝滅朝鮮、以高句驪爲縣、使屬玄菟といひ、魏志^{卷三}によるに、王莽初發高句驪兵、以伐胡、不欲行、彊迫遣之、皆亡出塞、爲寇盜、遼西大尹田譚追擊之、爲所殺、州郡縣各於句驪侯、嚴尤奏言、貂人犯法、罪不起於駒、且宜安慰、今猥被之大罪、恐其遂反、莽不聽、詔尤擊之、尤誘期句驪侯駒、至而斬之、傳送其首詣長安、莽大悅、布告天下、更名高句驪爲下句驪、當此時爲侯國とあれば、前漢の末期に於て、此部族の強盛なりしこと知るべし。高句驪侯駒一に驪に作る。^(二)何れにせよ、此の駒なるものは、高句驪王國の一大建設者ならむ。魏志^{卷三}は、彼等の本地を記して

句驪作國、依大水而居。
といひ、又た

西安平縣北有小水、南流入海、句驪別種依小水作國、因名之、小水貂。

とあり、此大水とは、疑もなく鴨綠江を指せしなるべく、小水は西安平^{今の九連城}の北とあれば、大方靉河を指せしなり。

(二)後漢書^{卷百十五}高句驪の條參看。

後漢に入りて、玄菟郡治が、今の興京地方より奉天附近に退きしは、主として高句麗の壓迫に因らずといふべからず。彼は、その巨酋驍を失ひたるに關らず、光武の朝には既に自ら王を以て稱し、殤帝より安帝の治世に互りては、王の宮なるもの數、出でて玄菟遼東二郡を攻掠せり。今、その著しきを擧ぐれば、元初五年^{西紀一}、濊貊と共に玄菟を犯し、建光元年^{西紀一}の春には、僞りて漢に降り、其備の弛むに乗じて深く二郡の地に入り、其夏には、遼東の鮮卑と連りて、深く遼隊に入り、遼東太守蔡諷を新昌に殺し、其秋には、玄菟城を圍みたり、漢は、幸に夫餘の援軍ありしによりて陥らざるを得しが、當時の高句麗をして、興京以來に退却せしめんことは、今や絶望といふの外なかりしなるべし。宮の子には、伯固あり、彼は南して西安平を攻め、その道上に於て、樂浪の太守が妻子を掠奪せしことあり。三國志^{卷三}の此部族が四至を記したるに

高句麗在遼東之東千里、南與朝鮮濊貊、東與沃沮、北與夫餘接、都於丸都之下、方二千里、戶三萬、多大山深谷、無原澤、隨山谷以居、食澗水、無良田、雖力佃作、不足以實口腹。

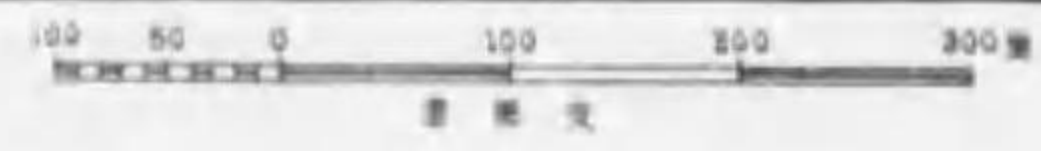
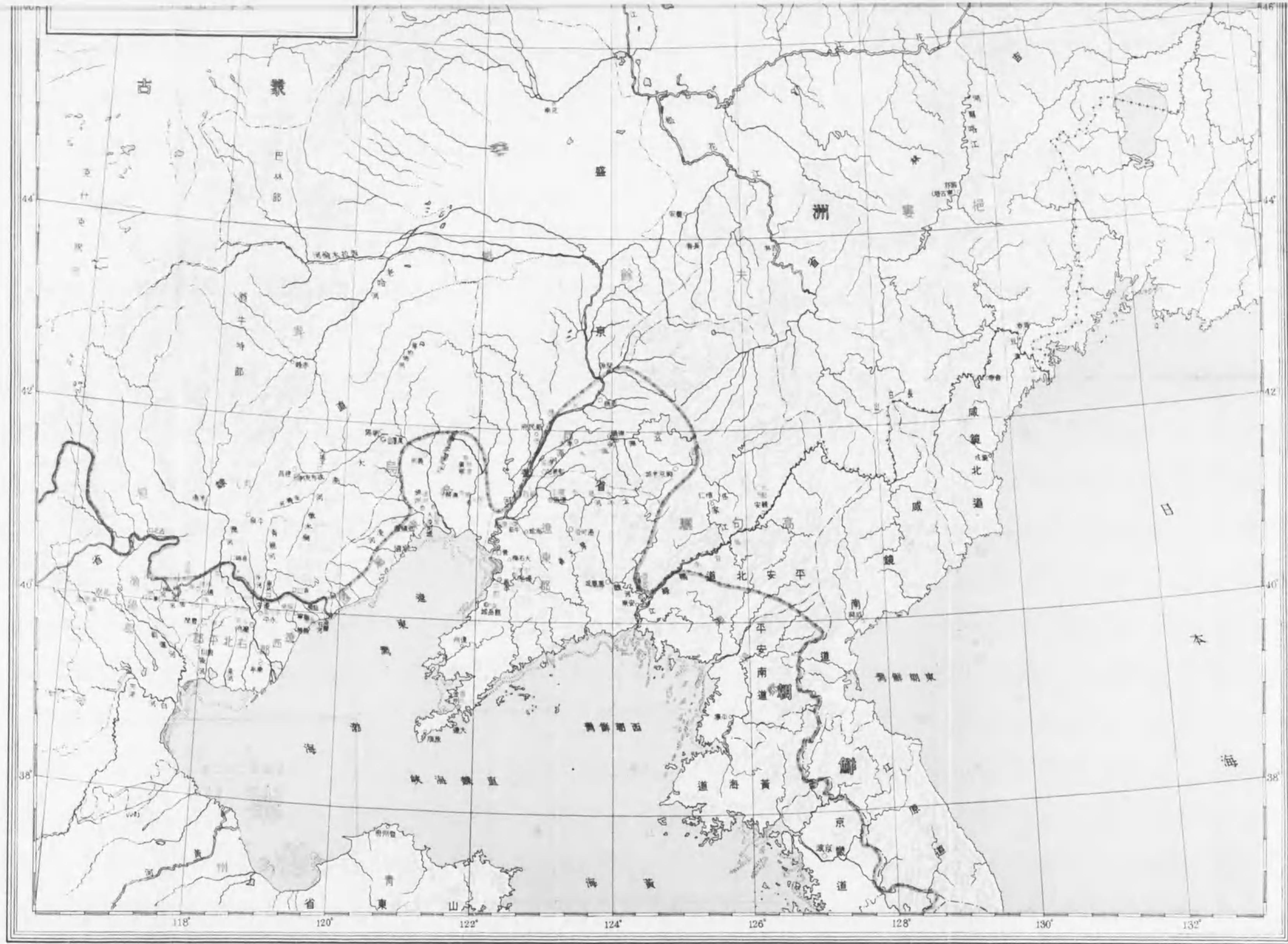
とせるは、略ぼ後漢末の疆域を語りて差らざるべし。但だ本文に句麗の東方は沃沮に、南方は朝鮮濊貊に接すとせれど、事實は此時已に濊及び沃沮の一部を攻取して自己の版籍に入れしなり。^(二) 綜考するに、後漢の末期に於ては、その南境は、鴨綠江上流の左岸と

後漢時代 滿洲圖

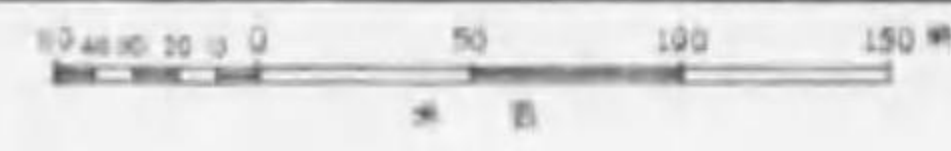
西紀前二〇一年至西紀前五百年

中國古史研究所





一尺等于三百六十分



寬甸の平野を併せ、東境は咸鏡南道を取りて日本海に枕み、北は松花江の上源地方を併せ、西は撫順の東方に至りたるならむ。魏志の記事によるに

漢時賜鼓吹枝人常從玄菟郡受朝服衣幘高句麗令主其籍後稍驕恣不復詣郡於東界築小城置朝服衣幘具中歲時來取之今胡猶名此城爲幘溝漉漉者句麗名城也。

とあり。玄菟郡治は後漢の初期に於て尙ほ興京地方に在りしことと思はるれど、本文の記事には高句麗の驕恣にして郡治に至らざるをいへり。斯かりしは、定めて安帝紀西七〇以後の事に係るべし。果して然らば、郡の東界は遙かに渾河の下流に退きしを想像し得べくして、所謂幘溝漉は、今の撫順の東邊に在りとせざるを得ず。さて高句麗の舊都として知られたる國內城は、鴨綠江の上流なる帽兒山の附近に、新都なる丸都城は、輯安縣の西北約そ九十清里の地に在りしものごとし。三

(一)三國志十卷三 濊及び沃沮の記事を見よ。

(二)滿洲歴史地理第貳卷一六一―一七頁參看。

第三篇 三國時代の滿洲

後漢の末、支那大に亂れ、漢亡びて魏蜀吳の三國各、其一方に據り相争ふこと數十年に及べり、史に之を三國時代といふ。而も三國の興亡各、其年を異にするより、從來史家は魏の文帝の即位せる西紀二二〇年より其國の亡びたる二六五年に至るまで、凡そ四十六年間を指して所謂三國時代とするを例とす。吾人の研究題目たる滿洲方面の地域が専ら魏國に關係を有し、他の二國とは殆んど相渉らざりしを以て、此時代區分法は吾人の最も便とする所なり。吾人は少くとも此研究に於いては之を三國時代と稱せずして魏代と稱するの一層適切なるを信ずれども、今は姑らく普通の稱呼に従ふこと、なせり。

三國時代の史實は三國志に收めらる、而も不幸にして本書に地理志或は郡國志の目なし。清の洪亮吉此缺を補はんとし、補三國疆域志を作り、吳增僅之を補訂して別に三

國郡縣表を著はし、添ふるに簡短なる考證を以てしたるに、其後、楊守敬は吳氏の書の誤謬を發見して之を訂補し、且自家の考説を其書の欄外に附記し、三國郡縣表補正と題して近年之を刊行せり。是に於いて三國時代の行政區劃は一見して之を明かにするを得べく、三氏の勞は吾人の感謝を禁する能はざる所なれども、而も是れ所謂地理志の缺けたるを補はんと企畫が略ぼ成功せるのみ、未だ此時代の地理に就いて精到なる研究の試みられしにはあらず、州郡の疆域、地名の比定等は猶全く著手せられざるなり。

當時滿洲の地は前代と同じく概ね獨立せる諸民族割據の状態に在り、眞に魏の領土と認むべきは所謂南滿洲のみ、故に吾人は滿洲に於ける魏の領土と、魏の領土以外の滿洲との二項に分ちて當時の滿洲に於ける地理の研究を試むべし。

一 滿洲に於ける魏の領土

滿洲に於ける魏の領土は幽州の管轄區域に屬し、遼東遼西玄菟の三郡に分たる、乃ち此三郡の疆域を明かにするを得ば吾人の目的は達せらる、なり。然れども三郡の疆域を明かにせんとせば、之に隣接する諸郡の疆域を知らざるべからず。是に於いて吾人は先づ幽州の疆域に就いて考ふる所あるべし。

甲 幽州

後漢の末葉以來幽州の大半は公孫氏の有たりしが、景初二年西紀二三八年同氏の滅亡と共に全く魏に没せり。此年魏は幽州中、遼東、遼西、玄菟、樂浪、帶方の五郡を割きて之を平州と名け、襄平を以て州治と爲し、が後又之を罷めて舊に復せり。さて幽州治下の諸郡中、涿、廣陽、代、上谷、漁陽の五郡は殆んど全く滿洲の歴史と交渉する所なければ、之を省き、茲には右北平、遼西、遼東、玄菟、樂浪、帶方、昌黎の七郡に就いて研究すべし。

(一) 晉書卷十 地理志、平州の條に「後漢末、公孫度自號平州牧、及其子康、康子文懿、並擅據遼東、東夷九種皆服事焉、魏置東夷校尉居襄平、而分遼東、昌黎、玄菟、帶方、樂浪五郡爲平州、後還合爲幽州、及文懿滅後、有護東夷校尉居襄平、咸寧二年十月分昌黎、遼東、玄菟、帶方、樂浪等郡國五置平州、統縣二十六、戶一萬八千一百」とありて、魏は公孫氏の亡ぶる前、一たび平州を置き、幽州の五郡を割きて之に屬せしめたるが如く見ゆるも、是れは晉書の編者の粗漏か、傳寫の誤か、二者必ず其一に居るべし。蓋し後漢の獻帝の初平元年一九〇年、公孫度が董卓の命によりて遼東の太守となりし時、度は遼東郡を分ちて遼西、中遼の二郡を置き、別に營州刺史を任じ、自ら平州牧と稱せし事は、魏志卷八及び獻帝起居注讀史方輿記によりて明かなれども、平州牧は彼が擅に用ゐたる稱號にて、是より先に平州といふ行政區劃名ありしに

はあらず、且つ魏が幽州方面の經略を行ひ、遼西を其領土としたるは、建安十二年七二〇年に在るが故に、其れより十七八年前に、魏の置きたる平州が襄平即ち今の遼陽に在るべき道理なし。又假りに晉書の記事は、建安十二年以後の事を言へるものとしても、猶依然として不都合なり、何となれば、公孫氏は、獻帝即位の初年一九〇年より其亡びたる景初二年二二三年まで嘗て遼河以東の地を棄てし事も又割きし事もなく、當時の遼東、玄菟、樂浪、帶方四郡の地は引續き之を領有したること疑なければ、魏は決して此地に平州を置きて此五郡を領せしむる筈なく、襄平に東夷校尉の居るべき道理もなきなり。讀史方輿記卷二引く所の輿略に「景初二年以遼東、昌黎、帶方、玄菟、樂浪五郡爲平州、後合爲幽州」とあり、是れ當に従ふべきなり、たゞ茲に昌黎とあるは當に遼西とあるべきを誤れるものなる事は、楊守敬が三國郡縣表補正に於いて指摘せるが如し。以上述ぶる所によりて吾人は晉書地理志の記事中、「魏置……幽州」の三十二字は「及文懿滅後」の次に入るべきものにして、「有護東夷校尉居襄平」の九字は前の「置東夷校尉居襄平」を誤つて重出したるものなりと斷定し、隨つて平州始建の年次も咸寧二年とせんよりは、寧ろ輿略に據りて景初二年とするを安全なりと思惟するなり。因にいふ、魏志卷十 蔣濟傳に引く所の司馬彪輿略に「太和六年二二三年魏の明帝が平州刺史田豫を遣はし、海に乗じて遼東を攻めしめし事を記するは、吾人の所説に合はざれど、同書卷十六 田豫傳には「汝南太守として在官のまゝ、青州の兵を督して遼東を伐ちし記事を收むるも、平州刺史たりし事全く所見なし、加之魏に平州ありしは事實なれど、そは公孫氏滅亡の年二二三年に始まるものにして、斷じてそれ以前にあるべか

らず。戰略の記事は決して信憑すべきものにあらざるなり。

一 遼東郡

本郡は襄平・新昌・居就・安市・平郭・西安平・汝東・沓北・豊の九縣を管轄し、襄平に治す。

イ 襄平縣今の遼陽

本縣の治所は同時に遼東郡の治所にして、又一たび平州の治所たりしものなり。治所の名を襄平といひ、今の遼陽に比定せらるべきこと、些の疑を容れず。^(二)

(二)以下諸縣の治所の位置も概ね前代と異ならざりしが故に、特に説明を要するものゝ外は悉く考證を略す。讀者は宜しく前編漢代の遼東郡の條を参照すべし。

ロ 新昌縣今の遼陽の西北

本縣も前代と同じく今の遼陽の西北、渾河の左岸に在り。

ハ 居就縣今の遼陽の東南

本縣も亦前代と同じく今の遼陽の東南なる安平若くは浪子山なるべし。附圖には姑く之を安平の地に表出せり。^(三)

(三)三國郡縣表には本縣の名を見ず、蓋し後漢の時廢せられたりしによりて省きしならんも、次の西晉

時代に存せるを見れば、此時に復舊せられしものと解するが穩當なるべし。

ニ 安市縣今の蓋平の東北

本縣も亦前代と同じく今の蓋平の東北七十清里なる湯池なり。

ホ 平郭縣今の蓋平の附近

本縣も亦前代と同じく今の蓋平なるべし。^(三)

(二)補三國疆域志に平郭・西安平・東沓北・豊の四縣を省きて却て樂就力城の二縣を加へたるは編者の粗漏なり。三國時代に東沓北・豊二縣の存せし事は後文説く所によりて見るが如く疑なき事實なり。西安平の名は魏志には所見なきも、吳志二孫權傳、嘉禾二年の條に引用せられたる吳書の記事には安平の名を以て傳へられ、西晉の世には明かに縣名として存したれば、西安平縣は前漢以來嘗て廢せられし事なしと解するが穩當なるべし。樂就力城二縣の名は全く三國志に所見なく、晉書地理志に於いて始めて之を見るものなれば、西晉時代に至りて置かれしものとすべきなり。たゞ平郭縣は西晉時代には之なかりしが故に、三國時代にも亦同じく然りしものと推測せられざるにあらねど、兩漢時代に於いても、又西晉の次なる前燕時代、即ち東晉の初世に於いても頗る重要な縣なりしに由り、吾人は本縣が後漢の制を承けて當時に存在せるものと認む。

ヘ 汝縣今の蓋平の附近

本縣も亦前代と同じく今の蓋平の稍西方に在りしものなるべし。附圖には姑らく今の熊岳城の地に表出せり。

ト 西安平縣今の九連城

本縣も亦前代と同じく今の鴨綠江の下流右岸なる九連城なり。委しき考證は第二卷第五編婆娑府の條三〇六頁に述べたり。

チ 東沓縣今の金州

本縣は前代に沓氏縣といへり。魏志四卷明帝紀には景初三年二九三年遼東の東沓縣より山東半島に移住せる吏民を居らしむるために、齊郡管内の一城を與へ之を新沓縣と名けたりとの記事あり。(二)又同書四卷十蔣濟傳引用する所の漢晉春秋には、東沓を沓渚といひ、(三)同書八卷公孫度傳引用する所の魏略には沓津とあれば沓は固有名詞にして、其地が海岸にあるが故に沓渚又は沓津と呼ばれ、山東半島に新沓縣を置きしを以て、之に對して從來の沓氏縣を東沓と稱するに至りしなり。本縣は、其名稱と右の事實とより推測するに、概ね今の金州に比定すべきものならん。(四)

(一)景初三年夏六月、以遼東東沓縣吏民渡海居齊郡界、以故縱城爲新沓縣、以居徙民。

(二)漢晉春秋曰、公孫淵聞魏將來討、復稱臣於孫權、乞兵自救。帝明帝問濟濟孫權其救遼東の居る處乎、

濟曰、彼知官備以固利、不可得、深入則非力所能、淺入則勞而無獲、權雖子弟在危、猶將不動、況異域之人、兼以往者之辱乎、今所以外揚此聲者、諱其行人疑於我、我之不克、莫折後事已耳、然沓渚之間、去淵尚遠、若大軍相持、事不速決、則權之淺規、或能輕兵掩襲、未可測也。

(三)魏略載淵孫淵表曰、臣前遣校尉宿舒、郎中令孫綜、甘言厚禮、以誘吳賊、……賊衆本號萬人、舒、綜伺察、可七八千人到沓津、僞使者張彌、許晏、與中郎將萬奉、校尉裴潛、將吏兵四百餘人、齎文書命服、什物、下到臣郡、奉潛別齎致遺貨物、欲因市馬、軍將賀達、虞沓、領餘衆、在船所、臣本欲須涼節、……即進兵圍取、斬彌、晏、奉、潛等首級、……別遣將韓超等、率將三軍馳行至沓、使領長史柳遠、設賓主禮、誘請達、沓、三軍潛伏、以待其下、……斬首三百餘級、被創赴水沒溺者、可二百餘人云云。

(四)資治通鑑卷七十二注に曰く、遼東郡有沓氏縣、西南臨海と、又以て參考するに足るべし。

リ 北豐縣今の蓋平附近

本縣の名は曹魏の世始めて聞ゆ、蓋し當代の創置に係るべし。魏志四卷齊王芳紀に、當時、汶、北豐二縣の民、山東半島に渡りて、其地に居住するもの多かりしにより、正始元年四二四年齊郡管内の一部を割きて、新に南豐、新汶の二縣を置き、以て此等の移民を居らしめたりとの記事あり。(一)汶縣が今の蓋平附近、若しくは熊岳城に比定せらるべき事、前述の如し、北豐亦汶と近く、遼東半島に在りしものと推測せらる。(二)此時より約二百年の後、西紀

四三六年、北燕國最後の王、馮弘馮文が、後魏の軍に攻め破られて高句麗に來り投せし時、高句麗は始め彼を平郭に居らしめ、後に北豊に移して終に之を殺せり。此事實も亦北豊の平郭と相近きを推測せしむ。要するに北豊は今の蓋平附近に在りしものなるべし。

(一)正始元年春二月丙戌、以遼東、汶北、豊縣民流徙渡海、規齊郡之西安、臨菑、昌國縣界爲新汶、南豊縣以居流民。南豊縣は今の山東省青州府壽光縣附近なり。水經注卷二巨洋水の條及水經注圖第四册參照

(二)北豊に對して南豊を置き、汶に對して新汶を置きたる所より推測するに、北豊は南豊に對するため北の字を冠したるにて、元來は豊縣と呼ばれしなるべし。さて遼東半島の吏民が海を渡りて對岸の半島に移住するもの多かりしは、此前年に、同じく齊郡に新沓縣を置きし事實にて已に明かなり。蓋し公孫氏が魏に滅ぼさるゝ際の戰亂を避けて逃れしものに外ならざるべし。此豪族の滅亡は西紀二二三年に在り。水經注、巨洋水の條に見ゆる晏謨の説を參照すべし。

(三)然るに讀史方輿紀要卷三山東八遼東都指揮使司、瀋陽中衛の條に、北豊に關する三個條の資料を摘錄せり。其中の二個條は北豊の吏民が齊郡に移住せし事と、北燕王が北豊にて殺されし事とにて、共に吾人の已に説き及びしものなれども、他の一個條は全く珍聞に屬す。其文にいふ、北豊城在衛西北、後漢末公孫度據遼東、置城於此、謂之豊城。司馬懿伐遼東、豐人南徙齊、其留者曰北豊。宋元嘉十五年、北燕主馮宏奔高麗、至遼東、高麗處之平郭、既而徙之北豊、尋殺之。胡三省曰、慕容翰議以偏師從北道攻高

麗、即北豊道也」と。原文に、胡三省を胡氏に作り、北豊道を此豊道に作る。今大清一統志卷三奉天府古蹟の條に引く所の文に據る。茲に慕容翰の建議といふは、東晉の咸康八年二四に於ける前燕の高麗征伐の際の事資治通鑑九をいふならんも、翰の所謂北道は即ち北豊道なりと斷言するは、胡三省に如何なる論據ありしにや。若し此説にして正しからんには、紀要の編者が北豊を以て明代の瀋陽中衛今の奉天の西北に在りとするは、差支なきに似たれど、今の奉天は三國時代に於いて明かに玄菟郡に屬せしのみならず、郡治の此地に在りし事殆んど疑なければ、若し紀要の説に従へば、北豊は當然玄菟郡の屬縣たらざるべからず、而も魏志には遼東の北豊縣とありて其所屬を明示せり。紀要の説斷じて從ひ難し。紀要に公孫度が此城を置きしといへるに就いては、吾人未だ其出所を明かにせず。又胡三省の説は恐らく資治通鑑の注に錄せらしならんも、是亦檢索して得ず。故に吾人は紀要の引用文の出所を明にせざる限りは、北豊を以て奉天附近とするの説に贊成すること能はず。因つて姑らく遼東半島に在りしものと推定するなり。

二 遼西郡

本郡は陽樂、海陽、令支、肥如、臨渝の五縣を領し、陽樂縣に治す。

(一)本郡は後漢の世、五縣を領し、西晉の時、陽樂、肥如、海陽の三縣を屬す。三國時代に於ける其屬縣に就いては何等文献の徵證すべきものなければ、今姑らく後漢の制に因りしものと推定す。其郡治も

亦明かならねど、此時代の前後に於いて共に陽樂に在りたれば、當時も蓋し然りしなるべし。

イ 陽樂縣今の永平の東

本縣は前代と同じく今の永平府の東、撫寧縣の西に在り。^(二)

(二)讀史方輿紀要卷十 直隸九萬全都指揮使司、大寧衛の條に曰く、陽樂城在故營州今の朝陽、東、漢縣、屬遼西郡、後漢遼西郡治此、嘉平末、趙苞爲遼西太守、自甘陵迎其母、垂到郡、道經柳城今の朝陽、值鮮卑人塞爲所劫、質一、趙苞傳參照、舊志云、柳城、東百里、即至陽樂、是也云云、又曰く、徒河城今の義州、在營州東九十里、舊志云、徒河、西南百里、即陽樂故城、此記事によれば、後漢及び三國時代に於ける陽樂は今の邊柵に沿へる龍千總台若くは劉龍台に擬せらるべきもの、如し。然れども、稻葉氏は紀要に引用せられたる所謂舊志の記事を否認し、後漢の世、陽樂は已に永平府附近に在りしものと論ぜられたり、今姑らく之に従ふ。一四二頁參照。

□ 海陽縣今の灤州

本縣は前代と同じく今の灤州に比定せらる。

ハ 令支縣今の遼安の西

本縣も前代と同じく今の遼安と灤河を隔て、相對するの地點に在り。

ニ 肥如縣今の永平の北

本縣も亦前代と同じく、今の永平の北に位し、青龍河と沙河との合流點の北に在り。

水 臨渝縣今の撫寧の東北

本縣も亦前代と同じく撫寧の東北に在り。

三 玄菟郡

本郡は高句驪、高顯、望平の三縣を領し、高句驪縣に治す。^(三)

(三)本郡は前代に於いて高句驪、西蓋馬、上股台、高顯、候城、遼陽、望平の七縣を領したりしが、次の西晉時代には僅かに高句驪、高顯、望平の三縣のみとなり、蓋し三國時代に於ける高句驪、麗國西進の影響なるべし。因つて吾人は四縣の廢合を以て此時代に於いて行はれしものと推測す。當時望平縣の存在に就いては明文なきも、高顯縣は確かに本郡の屬縣たりき。魏志卷四高貴卿公紀に「甘露二年西紀二五夏四月癸卯、詔曰、玄菟郡高顯縣吏民反叛、長鄭熙爲賊所殺、民王簡負擔熙喪、晨夜星行、速致本州、忠節可嘉云云」とあるもの、即ち其證なり。

イ 高句驪縣今の奉天

後漢の中世以後、本縣即ち玄菟郡治は、興京老城附近を棄て、更に西方なる今の奉天附近に移れること、吾人已に之を詳論せり。^(二)

(二)九六一九八頁參照。三國時代以後に於いては勿論、己に後漢の世に在りても、高句麗縣城の名を用ゐずして専ら之を玄菟城といふに至りしは、高句麗國の盛大となるに及んで、彼此の混同を避けんがためなるべし。唐代に至りて猶玄菟城の名あり、蓋し同じく今の奉天若しくは奉天附近の一城を指し、ものなるや疑なし。

□ 高顯縣詳未

本縣の位置全く明ならず。

ハ 望平縣今の鐵嶺か

本縣も亦前代と同じく今の鐵嶺なるべし。

四 右北平郡

本郡は土垠、俊靡、徐無、無終の四縣を領す。^(二)郡治の何縣に在りしか明かならず、姑らく前代と同じく土垠に在りしものと推測す。

(三)是れには明文なきも、此時代の前後に於いて同じく然りしを以て、此くは推定するなり。

イ 土垠縣今の東遼

本縣は前代と同じく今の豊潤の東十清里なる垠城鋪又陰城鋪に作るに在り。

□ 俊靡縣今の遼北

本縣も前代と同じく今の遼化の西北、砂河の上源地に在り。

ハ 徐無縣今の遼化

本縣も前代と同じく今の遼化なり。

ニ 無終縣今の蘇州

本縣も前代と同じく今の薊州なり。

五 昌黎郡

本郡建置の年詳ならねど、吳増僅が昌黎縣の置かれしは魏の正始五年二二なれば、郡の創置は其後の事なるべしといへるは蓋し穩當なる説なり。^(二)吳氏は本郡の屬縣として昌黎の外に賓徒をも挙げたれど、楊守敬は昌黎一縣を領せるものと論せり。^(三)今楊氏の説に従ふ。

(二)三國郡縣表卷五、考證の條に曰く、洪志○洪亮吉の補漢遼東屬國、魏升作郡。今考魏志齊王芳紀、正始五年、鮮卑内附、置遼東屬國都尉、立昌黎縣以居之。據此則遼東屬國漢已省廢、魏志公孫瓚傳、瓚爲遼東屬國長史、時在光和前、建安十八年、省州併郡、獻帝起居注所載、幽州屬郡猶有遼東屬國、蓋廢於公孫氏、至是復

置也其改爲昌黎郡疑當在是年立縣後矣と。

(三)揚氏の郡縣表補正に曰く「正始五年但云置昌黎縣不云置賓徒則知此縣亦晉置」と。

4 昌黎縣今の大凌河店附近

本縣は前漢の交黎後漢の昌遼と同じく、今の^(二)大凌河下流に沿へる大凌河店附近なるべし。

六 樂浪郡

本郡屬縣の名明かならず。但し朝鮮遼城、願望屯有鏡方、渾彌の六縣は西晉時代に於ける本郡に屬したりしを以て、三國時代に於いても同じく然りしものと推測す。而も此等諸縣中、たゞ一の朝鮮縣が今の平壤に在りしことの外は、其位置全く明かならず、隨つて其疆域を知るに由なきも、大體に於いて前代末期に於けるものと異ならざりしものなるべし^(二)。

(二)九二一三頁參照。

七 帶方郡

本郡の疆域竝に屬縣は前代の末期に於ける創設當時と同じかりしならん^(二)。

(二)九二一三頁參照。

二 魏の領土以外の滿洲

滿洲の地域中、魏の領土たりしものは已に前に述べたり。魏の領土以外の滿洲に於いては、當時北に挹婁、夫餘あり、東に高句麗あり、西に鮮卑、烏桓ありき。而して高句麗の版圖は深く朝鮮の地に斗入し、沃沮、濊貊の地と連なれり。是に於いて吾人の研究範圍は例によりて大に膨脹して東は朝鮮より西は東蒙古に至るの地域を含むべし、蓋し滿洲の研究を完うせんがためには之と隣接する地方の研究を必要とすること言を俟たず。

一 鮮卑附烏桓

後漢の末、西曆第二世紀の下半期に當り、梟雄檀石槐出でて鮮卑民族を統一し、其版圖、東は遼河の大屈曲點より西は塔爾巴哈台山脈に達し、實に鮮卑の極盛時代たりしが、西紀一八〇年頃、彼死して後、内訌ありて其領土分裂し、勢大に衰へたれども、而も第三世紀の初、烏桓又烏丸に作る殆んど亡びて、其遺民概ね鮮卑に没せしかば、今の長城以北の地は全く

鮮卑の有に歸せり。今の長城が所謂中國の北境となりしは、即ち漢魏の際に始まれるを知るべし。^(三)

(二) 白鳥博士の東胡民族考 史學雜誌第二十卷參照。

(三) 秦の始皇帝長城を築きて華夷の地を別ちてより、漢代を通して北邊の諸郡皆此長城を以て限となし、が烏桓民族先づ此限界を破りて侵入し、ついで鮮卑其縱を追ひ、漢人は次第に南方に退きたれば、華夷の分界線は漢魏の際に至りて略ほ今の長城附近の地となれり。此の如きは三國時代に於ける右北平遼西兩郡に屬せる諸縣の位置と同時代に有名なる盧龍塞、蟠塞の位置とに徴して其一斑を知るを得べし。兩塞の位置に就いては吾人之を第五編の補遺に於いて考定せり、而して秦の長城の位置に關しては本書第二卷(一二六頁)に松井氏の考證あり、共に讀者の參照を望む。

三國時代の初鮮卑の一酋長、軻比能といふもの、今の山西省の北に居り、最も勢力あり、屢南下して魏の邊郡を焚掠し、又魏軍を破りしが、遂に魏人に暗殺せられたり。爾後鮮卑復た豪傑の出づるなく、隨つて魏に對する、侵掠も亦漸く稀なりしが、鮮卑人の塞内に入りて魏人と雜居するもの、年毎に其數を加へたり。之を要するに三國時代に於ける鮮卑民族の居住地は、東は遼河より西は天山に至り、南は魏國と境を交へたり、而して烏桓の遺民は少數ながら猶漢代に於けると同じく、今の溧老哈大凌の三河の流域に散居

して鮮卑の支配を受けたりしなり。

二 夫餘

夫餘民族は今の長春、農安等を根據とし、方二千里當時の里程の地を領せり、即ち北は弱水即ち今の松花江に至り、南は今の開原の北を通過する邊柵を以て魏の玄菟郡に隣し、鴨綠松花兩江の分水嶺を以て高句麗國と境し、^(二)松花江と牡丹豆滿兩江との分水嶺を以て挹婁民族居住地に連なり、遼河と嫩江とを連ねたる一線を以て鮮卑民族の地に接せり。
(二) 三國志魏志十卷三 東夷傳に、高句麗は北夫餘に接すとあれど、挹婁と接すとは言はず、又東沃沮の北境は挹婁及び夫餘と接すと見ゆ、故に夫餘は松花江全流域を領有せしことを知るべし。

三 高句麗

魏志十卷三 東夷傳に曰く、高句麗在遼東之東千里、南與朝鮮濊貊東與沃沮、北與夫餘接、都丸都之下、方可二千里、戶三萬云云と。此記事は後漢書十五卷東夷傳の記事と殆んど同じく、唯これに都城の名と戸數とを擧げたるが、彼れと異なるのみ。然らば三國時代の高句麗の疆域は前代のそれと大差なかりしかといふに、然らず、沃沮及び濊の一部分は

(三) 晋書^{卷九}七四夷傳夫餘の條に「武帝時頻來貢至太康六年^{八五年}西曆二爲慕容廆所襲破其王依慮自殺子弟走保沃沮」とあり即ち沃沮の一部が當時尙高句麗に屬せざりしを見るべし。因て吾人は夫餘王の子弟が據りたる沃沮を北沃沮と解し、後漢末高句麗に臣屬したる沃沮を南沃沮と解するなり。次に濊の地域が鼻白山脈以南江原道の全部を占めたりしことは後文言ふ所の如く、而して高句麗の之を并呑したるは西紀四〇〇年頃にあること第五篇高句麗の條に述べたり。因て後漢末高句麗に入りしは濊の全部にはあらずして其一部なるべく、即ち此間の天險なる鐵嶺以北のみなりしと推定す。

(四) 三國史記^{卷十}高句麗本紀中川王十二年^{二五九年}の條には「魏將討遼^{名犯長}將兵來伐王簡精騎五千戰於梁貊之谷敗之斬首八千餘級」とあり。此事實は絶えて漢史に所見なけれど、若し果して事實なりとせば、高句麗の勢力は此戰勝によつて益加はり、玄菟遼東二郡の地に向つて更に侵略の歩を進めしなるべし。三國末若くは西晉の初に於いて今の奉天の東邊が高句麗の有に歸したりし事は、第三編西晉時代の高句麗の條に詳説すべし。

(五) 第一編後漢の玄菟郡の條(一〇〇頁)參照

以上述ぶる所によりて、三國時代に於ける高句麗の疆域を考ふるに大略下の如し、曰く、東は日本海に臨み、北は長白山脈の支脈摩天嶺等を以て北沃沮と、松花鴨綠兩江の分水嶺山脈を以て夫餘と隣し、西は關口附近及び邊柵を以て玄菟遼東二郡に境し、南は九連城と寬甸との間なる山地を以て遼東郡に、昌城熙川等の諸城に沿へる東西の一線を以て樂浪郡に接し、鐵嶺山脈を以て濊貊と其界を分てりと。

四 沃沮

沃沮一に東沃沮といふ、蓋し樂浪の東に當れるが故なるべし。其地域、北は豆滿江より南は咸興と定平との間なる鼻白山脈に至る^(一)。而して今の咸鏡北道に居りしものを北沃沮といひ、鏡城附近^{即ち買}を^{沃沮}中心とし、南道に住せるを南沃沮といひ、咸興附近^{沃沮}を根據とせしこと、すべて前代と同じ。南沃沮が當時高句麗國に屬したりし事は、已に前項に述べたり。

(一) 第一編白鳥博士の「武帝始建の四郡」の條(二五頁)參照

(二) 同上(二二頁)參照

五 濊貊

濊貊の住地は從來今の江原道に限られしものと信せられしが、白鳥博士は、鐵嶺以北鼻白山脈以南の地も亦其地域に入るべきものと論せられたり^(二)。而して鐵嶺以北の濊

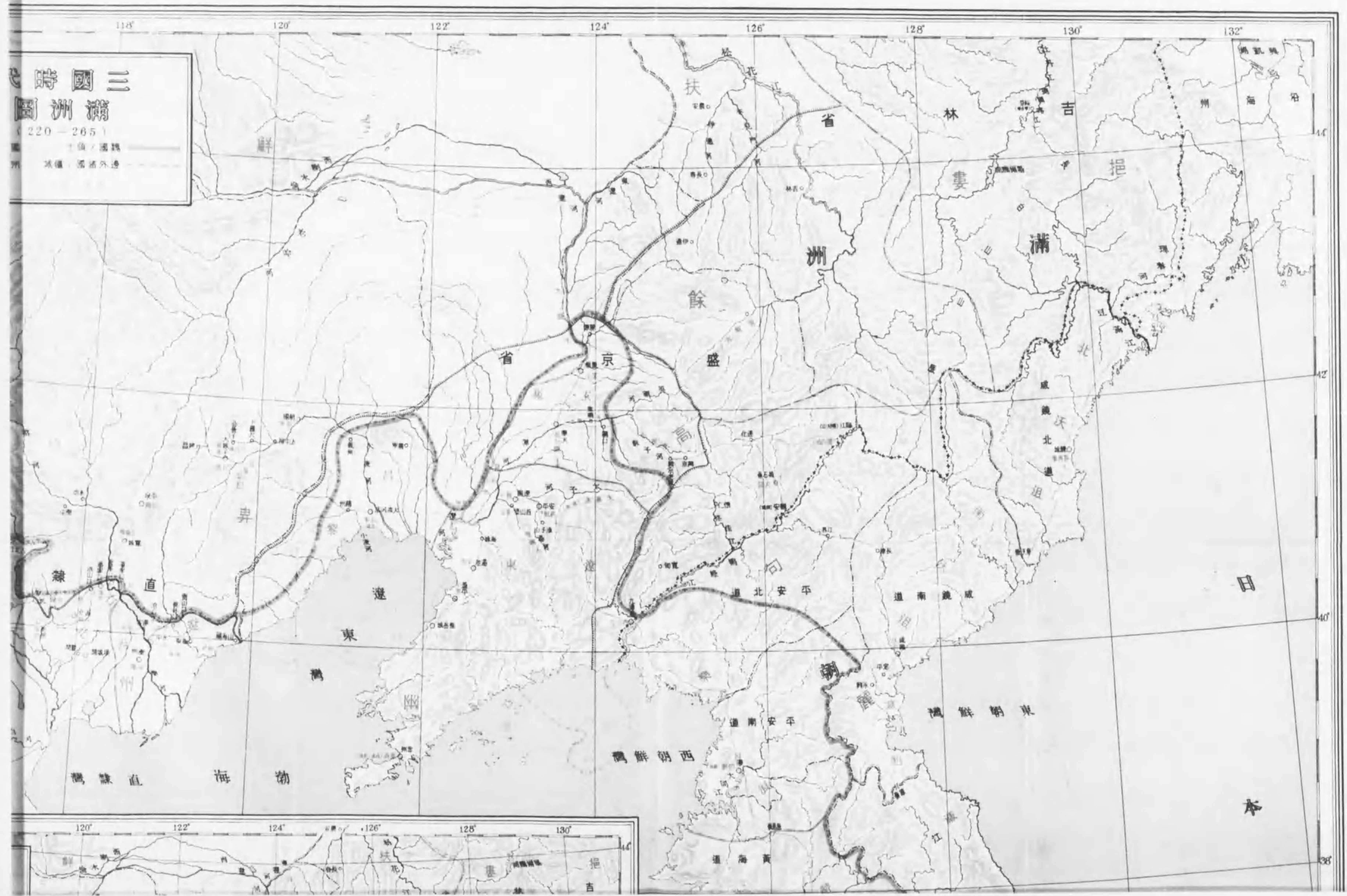
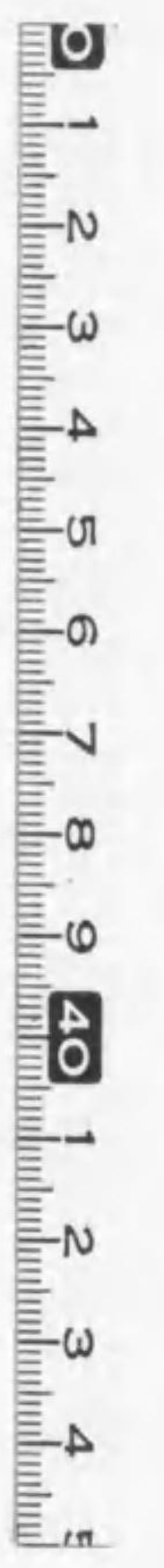
貂は當時高句麗に臣屬したりし事は前項述ぶる所の如し。

(二)二五—六頁参照。

六 挹婁

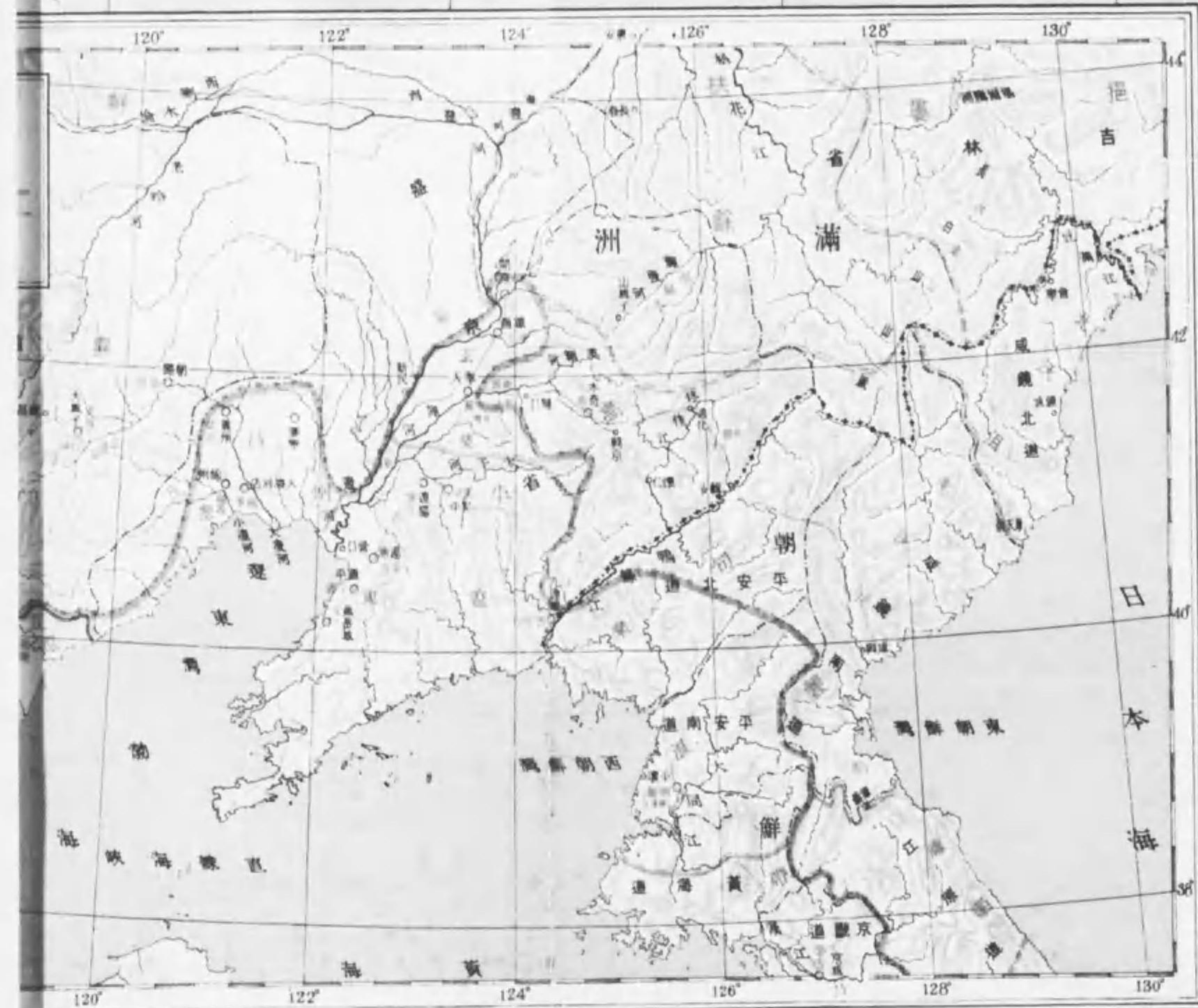
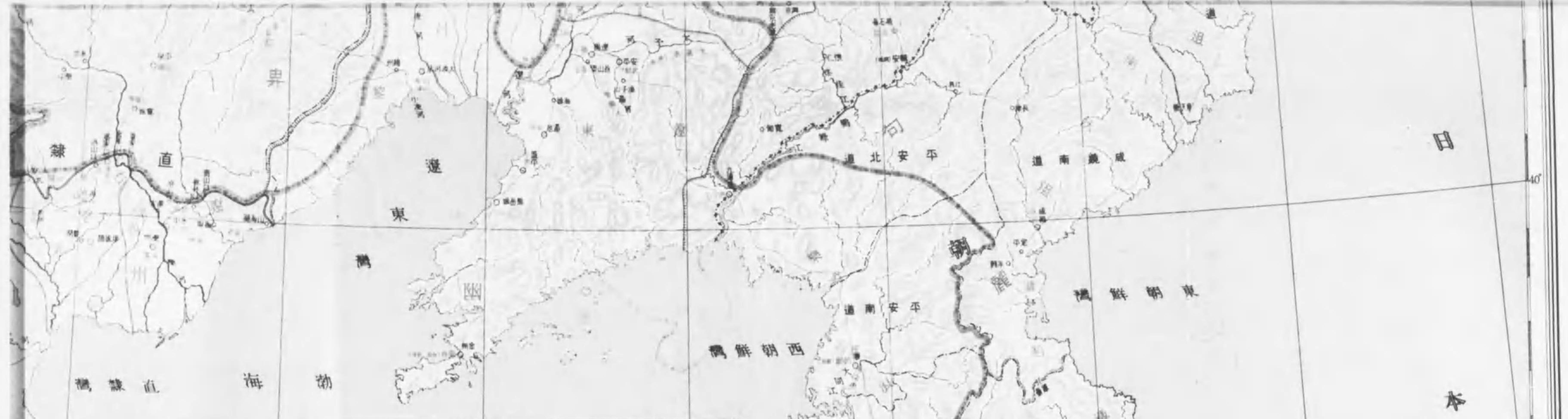
挹婁の住地は前代と同じく、東は海に臨み、南は今の豆満江を以て北沃沮の地に連なり、西は松花牡丹兩江の分水嶺を以て夫餘に隣れり。其北境は明かならねど、松花黒龍兩江下流域に及びしなるべし。さて此民族の根據地は那邊に在りしか、固より之を詳かにすべきにあらねど、試に之を考ふるに、魏志及び後漢書の東夷傳に、挹婁は夫餘の東一千餘里に在りと見ゆれば、夫餘の根據地たる農安附近より計るに、今の瑚爾喀江即ち牡丹江の流域なるや殆んど疑なし、恐らく寧古塔府附近か、三姓府附近かなるべし。
(二)挹婁の後裔たる靺鞨より起れる渤海國の首府は寧古塔府の南なる東京城なること全く疑なく、而して吾人の推測によれば、唐代の初靺鞨民族疆土の目的を以て設けられし黒水府は概ね今の三姓附近に比定せらるべし。第二卷、元の開元路の條(三七七頁)参照。

挹婁は漢以來夫餘の屬國たりしが、三國時代の初、獨立せし事は、魏志の東夷傳挹婁の條に「自漢以來臣屬夫餘、夫餘責其租賦重、以黃初中叛之、夫餘數伐之、其人衆雖少、所在山險、隣國人畏其弓矢、率不能服也」とあるによりて明かなり。



三國時
滿洲圖
(220-265)
—— 領土邊界
—— 交通線
—— 外邊界



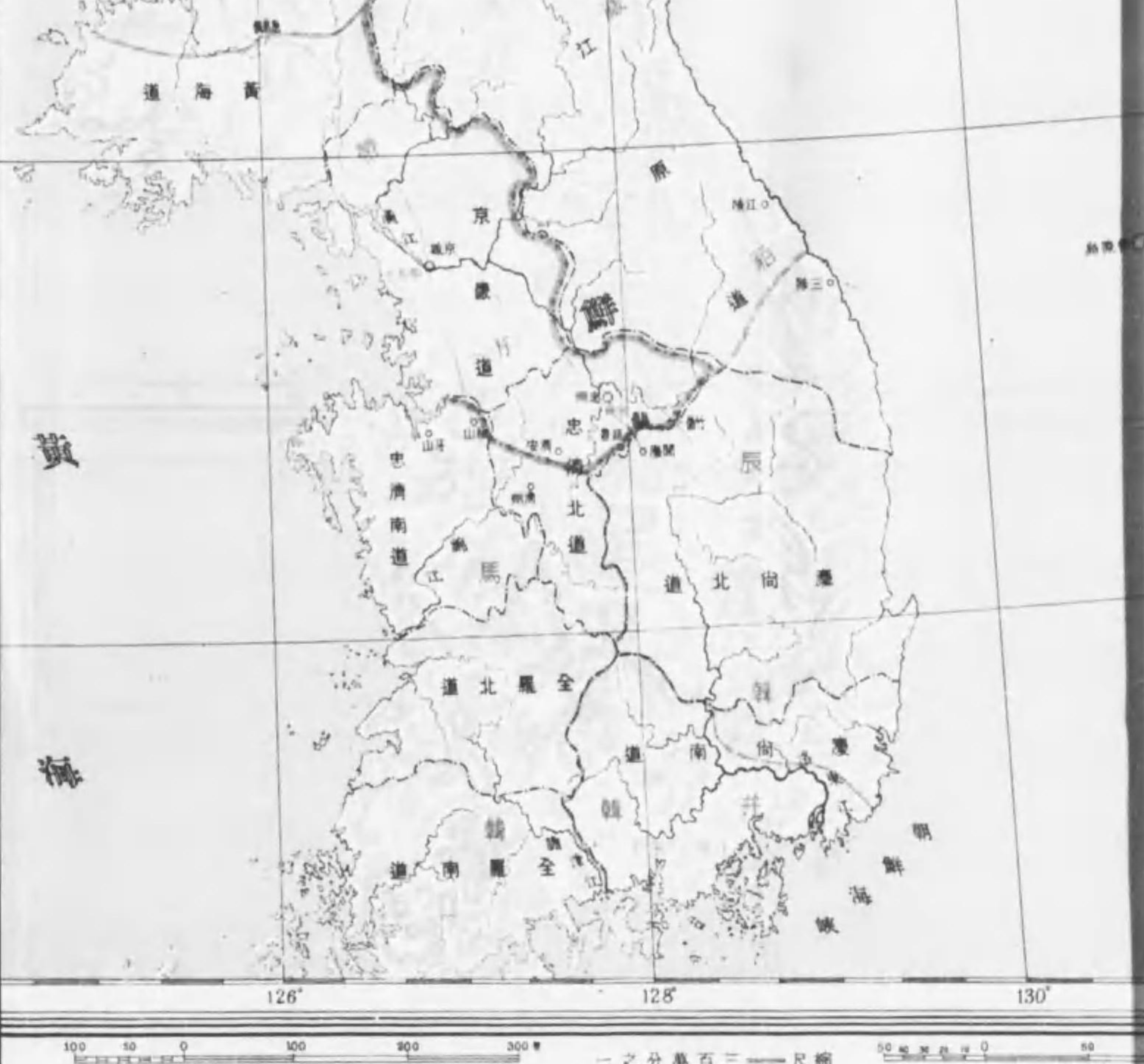
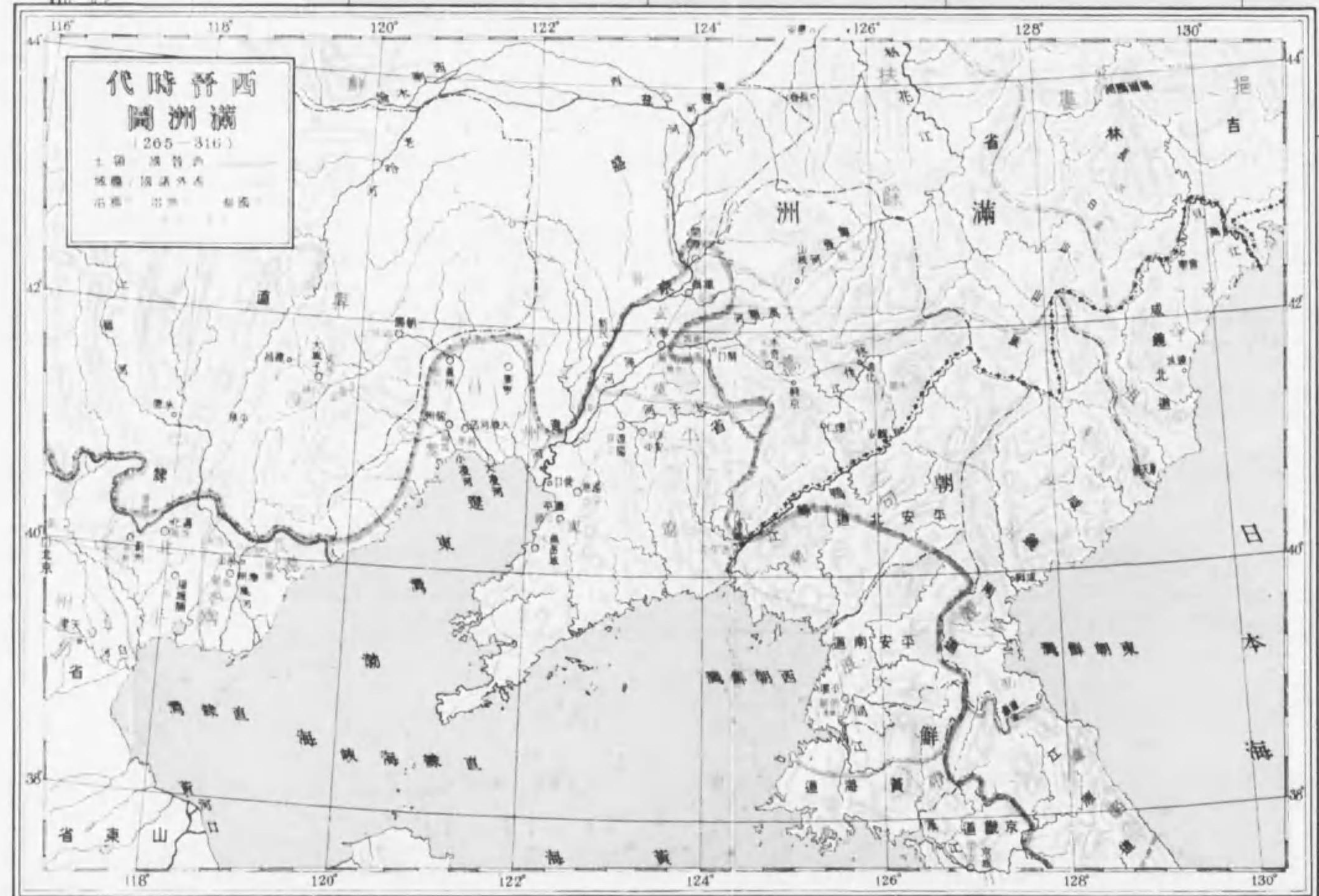
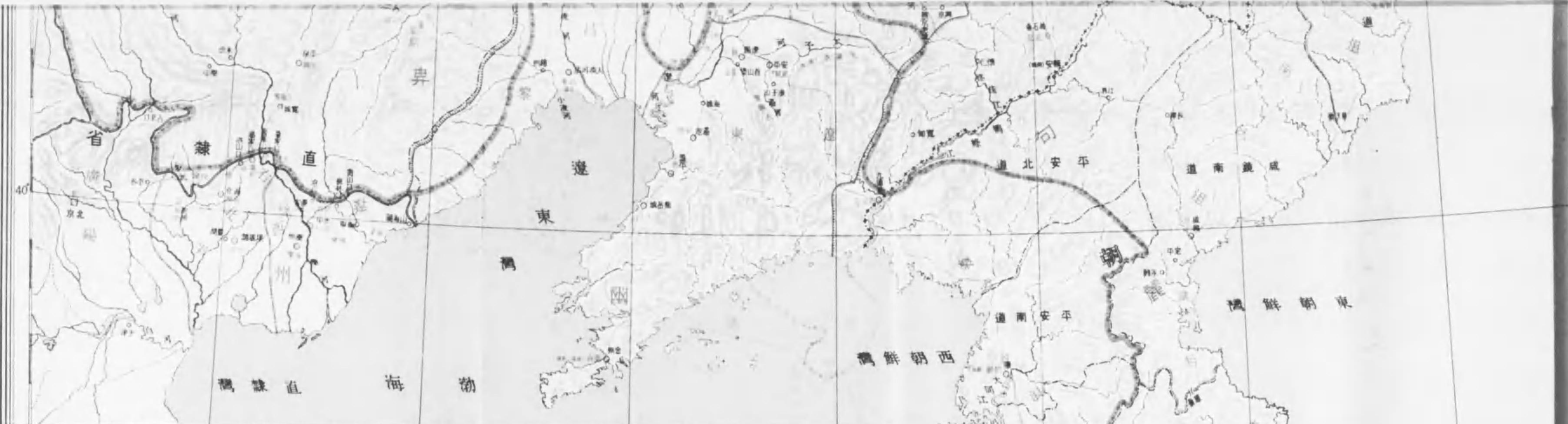


100 200 300 400 米

1:50,000

100 200 300 400 米

1:300,000



西晉時代
滿洲圖
(265-316)
土領 漢晉
城鎮 漢晉
沿革 漢晉

100 0 150 200 300 400
— 1:50,000 — 尺縮
0 50 100 150 200
— 1:30,000 — 尺縮

100 0 100 200 300
— 1:30,000 — 尺縮
50 0 50
米 古

第四篇 晋代の満洲

晋代とは武帝の即位せる西紀二六五年より恭帝の退位せる四二〇年に至る百五十六年間を指す。然れども愍帝、匈奴の劉聰に降りし三一六年以前と、元帝、今の南京に即位して帝統を継ぎし三一七年以後とは、其疆域に於いて大差あるが故に、晋室が支那全土を有せる時代を西晋といひ、支那の南半のみを領せる時代を東晋と稱すること、史家慣用の時代區分法なり。然るに吾人の研究題目たる満洲地方に領土を有したるは、西晋の國に限られ、東晋の國は全く之と没交渉なり、東晋時代に在りては、江北の地に興廢せる所謂五胡諸國中、東方に位せるもの、相次いで地を満洲方面に開きしを見る。因て吾人は便宜上、第一西晋時代、第二後趙時代、第三前燕時代、第四前秦時代、第五後燕時代、第六北燕時代の六節に分ち、西晋時代の満洲は、西晋の領土と領土以外との二節に分ちて之が研究を試み、後趙時代以下、即ち普通の所謂東晋時代に於ける満洲は、此等諸國の領

域のみを考へ、域外の諸民族に就いては、次篇南北朝時代の滿洲と題する研究中、外民族に關する條に於いて一括して之を述ぶべし。蓋し西晉時代に於ける高句麗以下東北二方面に存せる諸民族の狀況は、略ぼ之を晉書によりて徵するを得れども、所謂東晉時代以後に至りては、殆んど何等の事實を傳へず、而して其の之あるは魏書に於いて始まる。乃ち吾人は前に晉書、後に魏書あるによりて、僅かに兩晉及び南北朝時代に於ける此等諸民族の狀況を概見するを得るのみなればなり。

第一 西晉時代

一 滿洲に於ける西晉の領土

滿洲に於ける西晉の領土は、當時の平州の管轄區域に屬したれども、例によりて之と隣接する地域を知るの必要あるが故に、幽州の一部に就ても併せて考ふる所あるべし。

甲 幽州

幽州は范陽もと燕、廣寧もと燕、上谷、代、北平、遼西の七郡を領せしも、吾人の研究に關係あ

るは、最後の二郡のみなり。

一 北平郡

本郡は前代に所謂右北平郡にして徐無、土垠、俊廉、無終の四縣を領す。郡治に就いては明文なきも、晉書地理志に之を以て屬縣の首に序でたると、資治通鑑卷百十一注に「晉北平郡治徐無」とあるとによりて、徐無に在りしものと推定す。四縣の位置蓋し前代に於けると同じ。

二 遼西郡

本郡は陽樂、肥如、海陽の三縣を領し、其位置蓋し前代に於けると同じく、而して其治所は依然陽樂に在りしものゝ如し。資治通鑑卷八十八晉紀、建興元年三三一年の條に、慕容廆が四方の豪俊を招致せる事を叙したる中に、「陽耽沈毅爲遼西太守、慕容翰破段氏於陽樂獲之、廆禮而用之」とあるは其明證にして、地理志に屬縣の首に序でたるは其旁證とするに足る。

乙 平州

魏の景初二年^{八二}幽州に屬する五郡を割いて平州を置きしが、後之を罷め、五郡は再び幽州の所轄となりしこと已に之を述べたり。然るに晉代に至り、泰始十年^{四二七}平州を置き、幽州の昌黎、遼東、玄菟、帶方、樂浪五郡を割きて之に屬せしめたり。而して州治は襄平に在りき。

(二)地理志には本州の設置を以て咸寧二年十月に在りと爲せども、正しくは武帝紀^{晉書}卷三に從つて泰始十年二月に在りとすべし。錢大昕は二十二史考異に於いて詳かに之を辯ぜり。

一 昌黎郡

本郡は昌黎實徒の二縣を領し、昌黎に治す。二縣の位置は蓋し前代と同じ。

二 遼東郡

本郡は襄平、汝居、就平、郭安市、西安、平新、昌樂、就力城^三の九縣を領し、襄平城^{今の遼陽}に治す、即ち遼陽は當時の平州、遼東郡及び襄平縣の治所たりしなり。右の九縣中、前の七縣は其

位置前代に於けると同じかりしならんも、後の二縣の位置全く詳ならず。西安平が永嘉五年^{三一}高句麗に占領せられしことは、後文高句麗の條(二三六頁)に述べべし。

(二)地理志には遼東國といひ遼東郡といはず、蓋し漢以來諸王の封せられたる郡を國と稱す、但し國の長官を相と稱し、普通の郡の長官を太守と稱するの外、兩者の間殆んど差別なし。故に特に必要なき限りは之を區別せざること從來史家の慣例なり。

(三)地理志に安平とあるは市と平と、其字形の相似たるより、傳寫の際に起れる誤に外ならず。

(三)高句麗好太王碑の文中、力城の名が北豐の名と連記せらるゝ所より、力城も或は北豐と同じく遼東半島に在りしものと推測せられざるにあらねど、碑面の文字磨滅せるもの多く、爲めに前後の文意明かならざるは遺憾なり。

三 樂浪郡

本郡は朝鮮、屯有、渾彌、遼城、鏤方、驅望の六縣を領す。郡治竝に各縣の位置は蓋し前代に於けると同じ。尙、建興元年^{三一}に至りて、全く高句麗に併吞せられしことは、後文高句麗の條(二三六頁)に述べべし。

四 玄菟郡

本郡は高句麗望平高顯の三縣を領す。郡治も各縣の位置も蓋し前代と異ならざりしなるべし。^(一) 尙太安元年^{三〇}以來屢高句麗國の侵略を被り、建興三年^{三一}に至りて全く其并吞する所となりしことは、後文高句麗の條に詳述すべし。

^(二)漢書の地理志を始め、後漢書三國志等には、玄菟郡治を高句麗に作る、晉書地理志に至りて始めて驪を麗に作りたり。

^(三)二一五頁參照

五 帶方郡

本郡は帶方列口南新長岑提奚含資海冥の七縣を領し、其治所竝に各縣の位置は蓋し前代と同じかるべし。但し建興元年樂浪郡の高句麗に沒せし後は、西晉の政令全く之に及ばず、帶方の名は猶存せしも實は土豪割據の狀となり、東晉時代に至りては高句麗と百濟との爭奪地域となりしこと、次節高句麗の條に詳述すべし。

二 西晉の領土以外の滿洲

一 高句麗

晉書^{卷九}十七に東夷傳の目あれども、高句麗に關して何等記する所なく、唯同書載記の一部及び資治通鑑の晉紀に於いて零碎なる事實を傳ふるのみ、故に此時代に於ける高句麗國の疆域を考定すること亦甚だ困難なりといふべし。幸にして朝鮮の史籍に三國史記あり、その中の高句麗本紀には右の缺陷を補ふに足るべき記事を收む。同書^{卷十}高句麗本紀、西川王七年^{成寧二年、西紀二七六年}及び十九年^{大康九年、二八八年}の條に、王の新城に赴き、數個月間滞在したりし事を記し、烽上王二年^{元康三年、二九三年}の條には、慕容廆來り侵し、王は難を新城に避けんとしたるに、途中廆に追ひ付かれ、其身危かりし時、新城の宰、北部の小兄なる高奴子來りて王を救ひ、廆は敗れ歸れりとの記事を收め、同じき五年の條には、慕容廆又來り侵し、故國原なる西川王の墓を發かんとしたるも果さずして歸りし事、及び高奴子功によりて新城の太守に任せられし事等を傳へたり。新城は當時の玄菟郡治に近く、概ね今の奉天の東に在りしものゝ如し、^(一)果して然らば高句麗は西晉の初、少くとも咸寧二年以前に於いて既に今の奉天附近に至るまで其領土を開き、西境の重鎮として新城を築きしものなるべし。又同書美川王の條を見るに、三年^{三〇太安元年、二〇二年}九月、王率兵三萬、侵玄菟郡、虜獲八千人、移之平壤……十六年^{三一建興三年、三一五年}春、攻破玄菟城、殺獲甚衆とあり。茲に平壤

とあるは、丸都とあるべきを誤れるや論を俟たず、本書の編者は東川王の沃沮より還りし時、丸都を棄てて平壤に都を遷しよものと誤解したりしこと、既に故那珂博士の指摘せられし所なり。^(三)そは兎に角、吾人は十六年の役によりて玄菟城は高句麗に占領せられ、同時に玄菟郡の地域は全く之に没せしものと解せんと欲す。蓋し是より先き、晉の遼西郡平今の永は段氏の有に歸し、昌黎郡今の錦州府は慕容氏に横領せられしのみならず、永嘉三年三〇九年以來、遼東に於ける鮮卑人の叛亂は全く慕容氏の兵力に由りて之を平定するを得たるものにして、晉の東夷校尉も平州刺史も、皆僅かに管内の民政を行ふのみにて、外に對しては全く無力なりしなり、而も慕容氏は新に南方に興れる後趙の石勒と衡を争うて復た遼東を顧るの遑なきに當り、玄菟太守裴武は建興元年三一三年を以て死し、其子弟は相率ゐて慕容氏に來り投せり、裴武の死後、何人が代つて其後任たりしか、全く知るに由なきも、敍上の情勢より之を推測するに、蓋し當時の東夷校尉の直轄となり、守備兵を留めて僅かに之を支へたりしに過ぎざるべし、果して然らば建興三年に於ける高句麗の攻撃は確かに玄菟郡の覆滅と見るべきものなればなり。是に於いて吾人は次の如くに推定す、曰く、西晉末に於ける東夷校尉寧ろ平州刺史の管轄地は今の遼陽及び遼陽以南の所謂遼東半島に限られ、高句麗の西境は開原奉天等の西なる遼河に達したりしも

のなりと。

(二) 新城の名の支那の史籍に見えたるは、東晉の咸康五年三三三年前燕王慕容皝の高句麗を伐らし時を以て始とし、其後隆安四年四〇四年後燕王慕容盛の高句麗征伐、隋の大業九年煬帝の東征等の際に見え、唐の世に至りて、太宗高宗二帝の東征に當りては、稍其位置を髣髴せしむるに足るべき記事を傳へたり。松井氏は韓頤の瀋州記によりて唐初に於ける高句麗の新城を今の奉天附近に比定せられたり。^{第六篇}果して然りとせば、隋代の新城は勿論南北朝時代の新城も蓋し同地なるべく、更に逆推して三國史記に見えたる高句麗の新城も亦同地なりと云ふを得べし。吾人は嘗て之を今の開原に擬せんと試みたり、而も此擬定は穩當を缺くに似たり、今姑らく奉天附近説に従ふ。たゞ晉書地理志に玄菟郡の屬縣として高句麗高顯望平の三縣を擧ぐ、高句麗縣は本郡の治所にして今の奉天附近なること已に疑なく、望平縣は今の鐵嶺に比定せらるべきこと已に述べたる所なり。若し新城果して今の奉天附近に在り、而も晉初已に高句麗の有たりしとせば、之に接近せる玄菟郡治なる高句麗縣の位置は極めて不安なりしものと言はざるべからず。人或は玄菟郡治の移動を想像せんも、唐代の玄菟城が尙且今の奉天附近に在りしこと疑なき以上は、決して此かる想像を許さざるなり。是に於いて吾人は玄菟を以て今の奉天に擬し、新城を以て奉天の東なる福陵附近の山地に擬せざるべからず。此時に當りて望平縣は依然今の鐵嶺に在ることを得しか、是れ亦頗る疑はしきも、而も高句麗の新城と眉睫の間なる玄菟郡治にして尙且つ西晉時代を通じて高句麗に没せざ

りしを以て之を見るに、望平縣即ち今の鐵嶺附近の地が必ずしも晉の有にあらざりしと言ふべからず。因つて吾人は望平縣は西晉の初に於いては依然今の鐵嶺附近に治し、太安元年より建興三年に至る間に於いて高句麗に没せしものと推定するなり。

(三)史學雜誌第六篇三 朝鮮古史考参照

高句麗の西境は殺上の論證によりて始めて定まれり。然らば其南境は如何。三國史記^七十 高句麗本紀に曰く、美川王十二年^{三〇}永嘉五年^{三一年}秋八月、王遣將襲取遼東西安平。……十四年^{三〇}建興元年^{三一年}冬十月、侵樂浪郡、虜獲男女二千餘口。西安平は今の九連城にして、遼東郡と樂浪郡二郡との連絡上、最も重要な地點に位す、故に西安平の高句麗に没するの日は、即ち樂浪郡二郡の亡ぶるの日なり。然るに三國史記の記事は、西紀三一年を以て此地が高句麗の手に落ちしことを示すに拘らず、三一年樂浪郡が高句麗の大侵略を被りし事を傳ふるに過ぎざるは聊か物足らぬ感ありしに、果せるかな、漢史は之を以て樂浪郡の滅亡と爲せり。通鑑^{十八} 晉紀、愍帝建興元年^{三一年}の條に曰く、張統據樂浪郡、方二郡、與高句麗王乙弗利^{三〇}美川王^{三〇}相攻、連年不解、樂浪王遵說統帥其民千餘家歸^{三〇}鹿^{三〇}鹿^{三〇}爲之置樂浪郡^{三〇}、以統爲太守、遵參軍事。是に由て之を觀れば、西安平の高句麗に没せる年次は、當に三國史記の傳ふる所を以て眞實とすべく、而して是れ實に漢

史の缺遺を補ふに足るものなり。然らば帶方郡の運命は如何、之れ亦樂浪郡と同時に高句麗の版圖に入りしか。曰く必ずしも然らず。

吾人は魏代の帶方郡の疆域を以て、始建の際と同じく、大略、漢江流域以北、慈悲嶺以南と推定するものなり。蓋し吾人は半島の南部馬韓の地に起れる百濟の建國年代を以て三國史記の百濟本紀に記載せらるる如き遼遠なるものとは信せず、随つて百濟が馬韓の地を統一したるは、近肖古王の時代と相去ること甚だ遠かざらるものと推測するものなればなり。^(二)たゞ樂浪郡の滅亡と共に其北境は直に高句麗と境を接せしを以て、爾來其侵略を受けしこと、固より推測に難からず、三國史記に樂浪郡の亡びし翌年^{三一年}高句麗の帶方郡を侵せる事を記せるは、此間の消息を傳ふるものなれども、爾來同書も漢史も絶えて帶方郡の事を言はざるは、蓋し帶方の名存すと雖も、張統西走以來、其地は全く晉と關係なく土豪の割據する所となりしが故なるべし。既にして西晉は三一六年を以て亡び、翌年以後、史家は之を東晉と稱す、帶方郡舊地の運命は實に此東晉時代に於いて定まる、乃ち之を次節に論述すべし。

(二)百濟本紀によれば百濟の建國は前漢成帝の鴻嘉三年^{一〇八}西紀前に在れど、同本紀の記事の信憑せらるるは、近肖古王^{東晉時代}三三七年以後の部分なる事、學界已に定論あり。吾人の推測によれば、百濟が全

く馬韓の故地を併呑せしは、早くも三國時代の末期にあるべく、隨て其建國も概ね同時代を出でざりしものゝ如し。但し此問題は容易に解決せらるべきものにあらず、乃ち之が詳論を他日に期し、茲には唯漢江流域は西晉時代に於いて猶百濟の有にあらざりしものと推測して止まんのみ。頃日史學會例會に於いて今西學士の三國史記に關する講演ありしといふ、同學士は多年本書の研究に従事せられ最も能く本書の眞價を知らるゝの人、吾人は其筆記の史學雜誌上に掲載せらるゝの日を待つこと切なり。

以上述ぶる所によりて、高句麗の西境と南境とは定まれり、而して其東境と北境とは略ぼ前代に於けると同じ。是に於いて吾人は西晉の末年に於ける高句麗の疆域を以て次の如くに推定す、曰く東は日本海に臨み、北は長白山脈の支脈摩天嶺等を以て北沃沮に、松花江と鴨綠修佳兩江との分水嶺山脈を以て夫餘の地に連なり、西は開原奉天附近に在りては遼河に達し、渾河と太子河との分水嶺及び城廩邊門以南の邊柵を以て晉の遼東郡に界し、南は慈悲嶺を以て帶方郡故地に、鐵嶺を以て濊貊の地に隣れりと。

二 夫餘

太康六年夫餘は慕容廆に攻め破られ、其王依慮は自殺し、子弟多く沃沮に走りて其國

一旦亡びしが、翌年依慮の子依羅は晉の東夷校尉の援を得て其國を回復せり。夫餘の國力は之に因つて大に衰退せしこと蓋し疑なきも、高句麗挹婁の兩國は未だ其地を侵略したりと思はれざれば、其疆域は概ね前代に於けると同じかりしものと推定す。たゞ晉書^{卷九}東夷傳に「夫餘國在玄菟北千餘里、南接鮮卑、北有弱水、地方二千里、戶八萬云云」とあるは、魏志東夷傳の文を襲用したるものにて、據るに足らず、而して「南接鮮卑」とあるは蓋し「南接高句麗西接鮮卑」の誤脱なるべし。

三 肅慎氏一名挹婁

晉書東夷傳に曰く、肅慎氏一名挹婁、在不咸山北、去夫餘可六十日行、東濱大海、西接寇漫汗國、北極弱水云云と。高句麗夫餘兩國の疆域已に述べたる所の如く、而して沃沮の北部は夫餘王の子弟之を保ちたりし以上は、肅慎即ち挹婁の疆域は蓋し前代と大差なかるべし。果して然らば所謂弱水は今の松花江を指し、不咸山は長白山をいふに外ならず。

四 裨離等十國

晉書東夷傳に曰く、裨離國在肅慎西北、馬行可二百日、領戶二萬。養雲國去裨離馬行又

五十日、領戸二萬。寇莫汗國○肅慎氏の條に去養雲國又百日行、領戸五萬餘。一羣國去莫汗○寇莫汗又百五十日計、去肅慎五萬餘里。其風俗土壤竝未詳。秦始皇三年各遣小部獻其方物。至太熙初、復有牟奴國帥逸芝、惟離模盧國帥沙支、臣芝于離末利國帥加牟臣芝、蒲都國帥因末繩、余國帥馬路沙樓、國帥鈺加、各遣正副使詣東夷校尉何龔、歸化と。是れ裨離國等に關する唯一の記事なり、到底其位置を推定すべからず。牟奴國以下の國名の如きは、果して右の如くに讀むを可とすべきや否やさへ明かならず。東夷校尉は襄平即ち今の遼陽に居りしなり。

第二 後趙時代

後趙は東晉の大興二年三一九年羯人石勒の建てし國にして、襄國今の直隸順德府を都とす、第三代石虎の時、國勢頗る盛にして都を鄴今の河南彰德府に遷しよが、彼の死後、王位相續の争絶えず、翌年大臣冉閔に其國を奪はれたり。冉閔自ら王と稱し、國號を魏と改めしが、二年にして前燕王慕容儁に滅ばされたれば、今は便宜上之をも含めて、西紀三一九年より三五二年永和八年までの間を後趙時代と稱す。こゝに後趙といふは、匈奴人劉曜の建てたる趙國と區別せんがために、史家の夙に慣用する所に從へるなり。さて後趙國の領土は楊

子江以北の大部分を占め、十五州に分れたりしが、吾人の研究範圍に屬するものは、唯一の營州あるのみ、而も之れ今の滿洲以外の地たり。

甲 營州

咸康五年三三九年前燕の兵、段遼を襲殺し其首を後趙に送る、鮮卑の豪族段氏遂に亡ぶ、後趙王石虎は其地を收めて營州を置き、李農を州牧に任じ令支に治せしむ。以上の事實は晉書卷百六載記石季龍の條に見ゆ。本州領する所詳ならねど、資治通鑑卷九十六晉紀の胡注によるに、遼西北平の二郡なりしといふ、今姑らく之に從ふ。

一 遼西郡

本郡の屬縣詳ならず。十六國疆域志卷二に、令支、陽樂、肥如、海陽の四縣を以て之に充つ、蓋し從ふべし。郡治亦明かならねど、恐らくは州治と同じく令支に在りしなるべし。各縣の位置、前代に於けると同じ。

二 北平郡

本郡の治所屬縣亦共に明文なし。十六國疆域志に徐無土根俊靡無終の四縣を以て其管内となす。郡治の徐無に在りしこと及び各縣の位置は、蓋し前代に於けると同じ。

第三 前燕時代

前燕は鮮卑の一派なる慕容氏の建國に係る。晉初其會長慕容廆は西喇木倫の下流域より南に移りて先づ徒河の青山に居り、所謂遼西の侵略に著手し、元康四年二四更に棘城に移りしが、其子統は東晉の咸康三年七三を以て自ら燕王と稱し、四年の後、都を龍城に移せり。統の子儁に至り、永和五年九四更に都を薊今北京に遷し、自ら燕帝と稱せり。通例此年を以て燕の建國の年とす、蓋し其翌年燕は後趙を滅ぼしたれば、後趙時代の次に燕時代を連續せしめんとて此くは定めしなるべし。儁は升平元年七五又都を鄴今彰德に遷し、廣大なる領土を開きしが、太和五年三七儁の子暉の時、前秦王苻堅に滅ぼされたり。こゝに前燕といふは、此後程なく相次で此地方に起れる同名の四國即ち後燕西燕南燕北燕と區別せんがため、史家の慣用する便宜上の名稱に外ならず。かゝる廣大なる前燕國の領域中、吾人の研究範圍に入るものは幽州の一部と平州の全部とのみ。

甲 幽州

十六國疆域志三卷によれば幽州は六郡を領して薊に治す、薊は今の北京なり。六郡中吾人の研究に關係あるものは唯一の北平郡のみ。

一 北平郡

本郡は徐無土根俊靡無終の四縣を領し、郡治も各縣の位置も蓋し前代に於けると同じ。

乙 平州

十六國疆域志三卷によれば平州は遼東遼西玄菟昌黎襄陽成周營丘唐國樂浪帶方の十郡を領す。太平御覽引く所の十六國春秋、前燕錄に「前燕光壽元年〇東晉升平元年三五七年十二月〇文二月とあり、通鑑により訂正す。以吳王垂〇垂爲東夷校尉平州刺史、鎮遼東とあれば、平州の治所は遼東郡治なる襄平今遼陽に在りしものなるべし。

一 遼東郡

本郡は襄平・新昌・險・瀆・居・就・平・郭・西安・平安・市・汶・樂・就・力・城・和・陽・武・次・西・樂(一)の十三縣を領し、其治所を襄平に有せり。襄平以下十縣の位置は前代に於けると異なる所なからんも、最後の三縣は咸和九年三三慕容皝が襄平を占領し、其附近を平定せる時に新に置きしものなれば、孰れも今の遼陽附ならんと推測せらるゝも、而も的確に其地點を指示するに由なし。

(二)遼史卷三地理志中京道の條に、遼の錦州今もを以て此西樂縣に比定し、金史卷二地理志北京路の條に、金の錦州の治せる永樂縣錦州を以て此西樂縣に充てたり。然れども兩史の比擬は全く正論を失し、實は遼河の東、遼陽附近に在りしものなる事は晉書卷九載記慕容皝の條の記事を一讀せば自から明かなり。遼史地理志が當時の州縣を古代の州縣に比定したる部分は、皆甚しき杜撰なること世已に定論あり、而して金史地理志が之に因らざりしは、從來好評を博せし所以なるに、獨り此場合に遼史の記事を襲用したるは、金史にも似合はぬ粗漏といふべし。

二 遼西郡

本郡は令支・陽樂・肥如・海陽の四縣を領し、其治所は前代に於けると同じく令支なるべし。

し。十六國疆域志三引く所の圖經に「僞取令支、置遼西郡」とあるは、其一證なり。

三 玄菟郡

本郡は高句麗・高顯・望平の三縣を領し、郡治も各縣の位置も、蓋し前代に於けると同じ。

四 昌黎郡

本郡は昌黎・賓徒・龍城・徒河・棘城の五縣を領し、其治所は蓋し昌黎なるべし。昌黎縣は從來大凌河の下流に沿へる大凌河店附近に在りしが、此時代に至りては之と全く異なる地に移れり。晉書卷九載記慕容皝の條に、皝が將軍封奕に命じて段遼を破らしめたる事を記せる後、後徒昌黎郡、築好城於乙連東、使將軍蘭勃成之、以逼乙連、云云とあるが、其明證なり。さて昌黎の徙れる年次につきては、載記に明記せられず、たゞ咸康二年乃至三年に在りし事は其前後の記事よりして之を推測すべきのみ。然るに資治通鑑卷九五晉紀によれば、封奕の戦勝は咸康二年三三の八月にして、好城の築城は同三年三月に在り。是に於いて吾人は昌黎郡の遷れるは三年の初に在りしものと推測す、熱河志五七にも同年を以て徒郡の年としたるは、恐らくは吾人と同一なる根據の上に立ちたる

推測なるべし。次に來るべきは、本郡は果して那邊に徙りしかの問題なり。吾人は新昌黎郡を以て水經注四大遼水の條に見ゆる所謂昌黎縣故城に充てんと欲す。其記事に曰く、白狼水北逕白狼縣故城東、白狼水又東方城川水注之、……白狼水又東北逕龍山西、白狼縣故城西、高平川水注之、……白狼水又東北、自魯水注之、……白狼水又東北逕龍山西、白狼水又北逕黃龍城東云云と。是れ後魏時代以前黃龍城一名龍城、今の朝陽府の南、白狼水今の大遼河の東に昌黎郡城の存したりし事を明示するものなり、而して吾人は前燕時代以後、昌黎郡の再び徙りたる事を聞かず。因て朝陽の南、大遼河東の昌黎は即ち慕容皝が大遼河下流域より移したる昌黎郡城に外ならずと斷言す。

(二)水經注は後魏の鄒道元西紀五二五年撰すの著述なれば此く言ふ。

イ 昌黎縣今の朝陽の南

本縣は今の朝陽の南、大遼河の東に位したりしこと前述する所の如し。

□ 賓徒縣詳未

漢代以來同一地にありしものならん。

ハ 龍城縣今の朝陽

前漢の柳城縣は後漢に至りて廢せられ、只一個の城名として存したりしが、咸康七年

一三四慕容皝は柳城の北、龍山の西に宗廟及び宮殿を築き、其地を龍城と名け、柳城を改めて龍城縣となせり。(二)龍山は今の鳳凰山にして、龍城は今の朝陽なること今更考證を須むず。たゞ茲に注意すべきは、龍城は前燕國の都なれども、龍城縣の治所にあらず、縣治は舊柳城にして、今の朝陽の南に在りしものなる事是なり。然れども、柳城が漢代以來此地方に於ける唯一の要地として著名なりしこと、猶龍城が晉代以後に於けるが如かりしを思へば、柳城は龍城と相距ること甚だ近く、殆んど今の朝陽に接する地點にありしものと推定せざるを得ず。(三)

(二)晉書卷九載記、慕容皝の條、賓徒通鑑卷九晉紀參照。

(三)揚守敬が水經注圖に於いて、柳城を以て遼に朝陽の南に在りしものと推定し、之を新台邊門の東、錦州の西に表出したるは、單に此地が龍城の南に在りとの記事に拘泥し、漢代以來大遼流域の北端に於ける重鎮として有名なりし事實を閉却したるものにして、固より信憑するに足らず。

ニ 徒河縣今の義州附近

徒河の名は前漢時代に於いて遼西郡屬縣の一として存し、後漢時代に於いて遼東屬國都尉治下の一縣たりしが、三國志には其名全く所見なく、晉書地理志にも此縣名なければ、三國時代以來、縣名としては勿論、一城の名としても存せざりしものと如し。然る

に晉書八卷百載記慕容廆の條には、太康十年二八九年廆が「徒河之青山」に移り住せる事を記するを見る。茲に所謂徒河之青山は徒河城の傍なる青山とも、また徒河と名くる地方に存する青山とも解せられ、頗る曖昧なれども、吾人は第二の解釋を探り、且つ青山は山名には相違なきも、廆は此山の麓に一新城を築き、其部民を率ゐ來りて此處に住せしものにて、後には徒河城といへば此青山の麓に築かれたる城を指すに至れるものと推測す。吾人の此く推測せる理由は後文述ぶる所によりて自から明かにせらるべく、茲には姑らく右の如くに假定して、先づ青山の位置を考究せん。

通典十卷百七州郡典、營州柳城郡の條に曰く、「漢徒河郡之青山在郡城東百九十里、棘城即顯項之墟、在郡城東南百七十里」と。郡城とは即ち柳城郡治を指し、今の朝陽府城に外ならず。さて此記事を読み、更に朝陽以東の地形と歴史とを考へなば、何人も青山は今の義州附近にして、棘城は錦州附近なるべきに想ひ到らざるなからん。人或は今の錦州が朝陽の東南百七十八清里に在るを見て、通典の指示する里數の稍少なきを怪まんと、古記録の里數に拘泥して地名の比定を試むるの弊は常に吾人の經驗する所、吾人は此點に於いて多少の斟酌を加ふるの寧ろ安全なるを信ず。假りに通典の編者が、青山は柳城の東に在り、棘城は柳城の東南に在りとのみ記したりとするも、吾人は如上の擬定

を敢てせんと欲するものなり、況んや其里數に於いて二三十唐里日本三四里の差違に過ぎざるをや。

(二)又通典は鮮卑山に關して唐代に行はれたる左の傳説を附記せり、曰く「鮮卑山在柳城縣東南二百里、棘城之東、塞外亦有鮮卑山、在遼西之北一百里、未詳孰是」と。抑、鮮卑山の名は始めて魏志卷三引く所の魏書に見え、東胡が匈奴の冒頓單于に滅ぼされし時、餘類の一部が據りし處にて、後の鮮卑族は之に由て其名を得たりと傳へらるゝものなれども、果して何處に在りしか、到底明からず、此山に就きては晉書には全く記載を缺き、後魏書には鮮卑の祖先を黃帝の子昌意の少子に假託し、其人が此山に據りしが故に、國號と爲すとある程なれば、久しき前より傳説的のものとなりしなり、故に通典によりて鮮卑山の位置を求めんとするは固より徒勞に屬すれども、此記事によるも、棘城は柳城の東南二百里内外に在りしものにして、前掲の記事と毫も矛盾する所なし。通典の編者の棘城に關する智識は決して不確實なるものにあらざるなり。たゞ茲に一言すべきは太平寰宇記の鮮卑山に關する記事が、通典の文を轉用しながら而も甚しき誤謬を含みたることはなり。同書卷七柳城縣の條に曰く「鮮卑山在縣東南二百里、十六國春秋慕容廆先代十五引く所の文によりて補ふ居遼左、號曰東胡、其後雄昌與匈奴爭盛原文明盛に作る、今秦漢之際爲匈奴所敗、分保鮮卑山、因復以山爲號、棘城之東、塞外又有鮮卑山、左遼西北原文明盛に作る、今秦漢之際爲匈奴所敗、分保鮮卑山、因復以山爲號、是れ明かに通典の文の前半に屬すべき棘城之東の四字を誤つて後半の首に置きたるものにして、蓋し後世

傳寫の際に起れる誤なるべし。然るに讀史方輿紀要卷八十直隸九萬全郡指揮使司大寧衛青山の條に「又舊志柳城東二百里鮮卑山又棘城東塞外亦有鮮卑山云」とあり所謂舊志は寰宇記に外ならず、又以て其誤傳の久しきを知るべし。

次に太平寰宇記を見て、吾人は益々通典の記事の信用すべきものたるを知る。同書七一十柳城縣の條に曰く、徒河城漢縣有廢城、在今郡東北有山曰青山、在東北九十里、棘城卽顯項之墟也、在郡東南一百七十里と。さて寰宇記の編者が徒河棘城鮮卑山等の位置に就て通典の記事を參考せることは、兩書の記事を比較すれば一目瞭然たり、而も徒河の所在を彼には柳城の東といひ、此には東北とあり、鮮卑山の位置を彼には遼西の北といひ、此には西北と見ゆ、乃ち寰宇記の編者は通典以外に何等かの根據を有せるものに似たり。兎に角彼此小異あれど、古代地理の明かならざる地方に在りて、東を東北と誤り、北を西北と誤るの類は固より免かれ難き所なれば、此點に於いて通典の記事と合はざればとて寰宇記の記事を疑ふは速断の嫌あり。たゞ徒河の青山を以て柳城の東北九十里に在りと爲すに至ては、通典の記事と甚しき逕庭を生ずれども、吾人は之を以て寰宇記傳寫の際に起れる誤脱とし、其原本には「百九十里」とありしものと推定す。假りに現行本には文字の誤脱なきものとしても、猶吾人は右の記事によりて徒河城の廢址が寰

宇記編纂時代即ち宋代に於いて今の朝陽の東北に存したる事を知るが故に、依然として通典の説に従ひ、今の義州近傍を以て徒河城に擬定し、同時に此城は青山に近く存せしものにて、青山と徒河城とは此場合に於いて全く同一地の異稱に外ならずと推定す。(二)已に引用せる通典の記事の原注に「漢故徒河城和龍城、室韋靺鞨部並在東北」と見ゆ。さて和龍城は柳城と同じく今の朝陽附近なり、徒河城を以て和龍城と共に郡の東北にありといひ、更に興安嶺北部の左右に住せる室韋松花黑龍兩江流域に居れる靺鞨をも並べ擧げたるは、餘りに粗畧なる書き様にて、到底本文の編者と同一人の筆に成りしものとは思はれぬ位なり。そは兎も角徒河城の遺址が朝陽の東北にありとすること、已に通典に明文ある以上は、唐宋時代の人は今の義州附近を以て朝陽の東とも又東北とも見做したりし事を知るべし。

然れども通典及び寰宇記に所謂徒河は單に徒河にあらすして漢代の徒河を指せることは、已に引用せる文に「漢徒河縣之青山」とも「徒河城漢縣」ともあるにて明かなり、而して漢代の徒河縣は從來の學者之を今の錦州府に比定して疑はず、わが稻葉氏も亦此説に從はれたり。(三)此説果して正鵠を得たらんには、通典等の記事は全く價值なきものとなり了るべきかといふに、決して然らず、徒河棘城柳城の三城の關係的位置を記すること彼が如く明快なるのみならず、唐宋時代に於いて徒河の遺址の存在せる證據亦彼が

如く明記せらるゝ以上は、斷じて此等の記載を以て机上の空論と見做すを許さざるなり。吾人は稻葉氏の説を重んじ、漢代の徒河は今の錦州府附近にありしものと信すべし、即ち通典等の編者が柳城の東に在りし徒河を以て漢代以來のものとなせるは誤解なりとすべし、而も慕容氏興起以後の徒河に至りては、通典の記事によりて之を今の義州附近に比定して誤らざるを信するなり。通典の記事に見えたる青山及び棘城は共に西晉の世慕容廆の根據として始めて史上に著はれたるもの、乃ち編者の意専ら慕容氏の徒河・棘城の位置を記載するに在りしや疑を容れず、而して徒河に冠するに漢の字を以てしたるは、此縣名の已に漢代に存したるによりて偶誤つて之を同地と見做し、のみ。之を要するに、通典の記載は寧ろ慕容氏の徒河・棘城の位置に關するものと解すべく、縱令徒河を以て漢縣としたることが誤なりとして、慕容氏時代に於ける二城の位置に就きては、實に無二の典據と見るべきものなり。^(三)

(二)一四六頁參看。

(三)所謂徒河の青山は遼西に於ける名山にして、同時に又頗る要害の地たりしことは、西紀二八九年以後五年の間、慕容廆が此地を以て遼西經略の根據地となし、三一三年慕容翰が段氏今の永平府を破りて歸りし後、此山に城壁を作りて之に據りたる事實によりて明かなるべく、その地が遼西地方

の北境に近かりし事は、慕容廆が遼河の上流域より南に下りて此地方の征服を企つるに當りて先づ根據地を此處に定め、而して後、棘城に移りたる事實によるも推測に餘あるべく、五五三年北齊の契丹征討の際、將軍潘相樂は一軍を率ゐて東道より青山に向ひ、本軍が柳城今の北、西刺木倫の南に於いて契丹を破りしと同時に、彼れは青山に於いて契丹軍の一部隊を破りし事實によりて之を想像するに難からず、北齊書卷四、文宣帝本紀參照。乃ち通典に之を以て今の朝陽の東百九十唐里にありとし、義州附近の某山に比定すべきを暗示したるは、上に舉げたる總ての事實に參照して何等不可なる所以を發見する能はざるなり、而して青山と徒河とは其距離極めて近く、山をいへば青山、城をいへば徒河、其名異なれども、其地は殆んど同じかりしものゝ如し。^{三二七頁注(二)參照。}

前燕時代に於ける徒河の位置は上來説く所によりて概ね今の義州附近なりし事何人も之を疑はざるべし。而も漢代の徒河の位置と異なるの故を以て或は通典及び寰宇記の記事に就いて多少の疑を挾むものなきを保せず、乃ち煩を忍んで更に一旁證を提供すべし。讀史方輿紀要卷十直隸九萬全都指揮使司、大寧衛の條に曰く「舊志云、柳城東百里即至陽樂」と、又曰く「舊志云、徒河西南百里即陽樂」と。茲に所謂舊志とは果して何の書を指し、か固より明かならねど、紀要の編者は明代の人なれば、恐らくは元代以前の記録を指しとなるべし、彼は舊志の名の下に太平寰宇記を引きて鮮卑山に關する

説をなしたることありき、そは已に前に一言せり、茲に所謂舊志も亦此種の地理書を指しよものゝ如し。そは兎に角、徒河の位置に關して此くまで精密なる事實を傳ふる事決して遙に後世に出でし人の能くする所にあらず、殊に陽樂は前漢以來後魏の世に至るまで遼西郡治下の縣名なりしを以て之を考ふるに、所謂舊志は後魏時代を去ること遠からざる唐宋時代のものなるに似たり。さて唐の世、今の永平府の東に陽樂の廢址ありし事、後漢書五卷安帝本紀の注に徴して明なり、而して稻葉氏は之を以て前漢以來の陽樂に充てられたれど、讀史方輿紀要八卷十及び水經注要刪四卷十には後漢の遼西郡治たる陽樂は今の朝陽の東に在りしものと主張し、大清一統志四卷十にも、或は魏晉の時、朝陽の東より永平附近に移りしものと疑ひたり。若し後者の説是なりとせば、後漢の陽樂は今の劉龍台又は龍千總台などに擬せらるべく、稻葉氏の説従ふべしとせば、所謂舊志に陽樂とあるは他の地名を誤れるか、或は同名異地ならざるべからず。陽樂問題は猶少しく研究の餘地を存するに似たり。兎に角、紀要の引用せる舊志の文は固より漫然之を廢棄すべき者にあらずして、寧ろ貴重なる史料の斷片と見るべし。吾人は此斷片によりて陽樂徒河二城の位置を知る、縱令此陽樂は遼西郡治としての陽樂にあらざるにもせよ、柳城の東百里、徒河の西南百里に陽樂と名くる地ありしこと疑なき以上は、

徒河は實に柳城の東北二百里未滿の地に在りしものなり、而して是れ正に通典寰宇記兩書の記事と符合す。吾人が兩書の指示によりて徒河を今の義州附近に擬定したるは、決して不當にあらざるを知るべし。

(一)一四二頁參照

猶一言すべきものあり、即ち前燕時代に於ける徒河は必ずしも常に城名にあらずして往々地方名として用ゐられしこと是なり。以下實例を擧げて其理由を略述せん。

(二)吾人は晉書及び資治通鑑の兩書に就いて徒河に關する記事を讀むに當り、之を以て城名とのみ解すること全く不可能にはあらざれども、尙多少の無理を感せざる能はざるものあり。例へば、東晉の永和元年三四五年後趙王石虎が鄧恆に命じ大兵を樂安今の瀋陽州東南に屯して前燕國を伐たしめんとせる時、前燕王慕容皝は其子霸をして徒河に據りて之に備へしむとあるが如き、又同六年三五〇年前燕の三軍、國都龍城今の朝陽を發し、各道を異にして後趙國を攻めし時、東道より進める慕容霸が先づ徒河に出づと記するが如き、孰れも徒河を以て今の義州附近の城名と解し得ざるにあらねど、寧ろ之を地方名と解し、前の場合にては慕容霸は今の寧遠若くは錦州附近に於いて敵軍を待受けたりしもの、後の場合には、朝陽より東南行して錦州附近に出でし者と解するが穩當なるべし。(二)西

晉の建興元年^三慕容翰の段氏を攻むるや、先づ徒河新城を占領し、進んで陽樂^{今の水}に至りしが、故ありて師を班して徒河に至り、青山に城壁を築きて此地を鎮守せり。此事實は動もすれば、徒河即ち青山が今の錦州附近に在り、而して當時慕容氏の都たりし棘城は其北に在りしものと如く思はしむるも、此かる解釋は全く誤にて、當時の形勢より推測するに、慕容翰が特に北方に偏在せる青山に據りしは、當時段氏の都が令支^{今の遼}近附に在りしに拘らず、其主力は柳城^{今の遼}方面にありしを以て、此方面よりの敵の侵入に備へしものなり。こは本題に直接の關係なければ、之を略し、さて當時徒河新城と名くる地ありし事及び此城が義州附近にはあらずして寧ろ寧遠附近に在りしものと推測せらるゝ事とによりて、徒河の名が時として此地方の總稱として用ゐられしを知るなり。(三)前に言へる永和六年の役、慕容霸の部下にて樂安城占領の殊勳を建てたる將軍孫泳の當時の官名は、實に徒河南部都尉なりき、已に此官名あり、徒河の名が必ずしも一城を指すものにあらずして、同時に地方名として用ゐられしこと愈々疑あるべからず。之を要するに、前燕時代に於いて、徒河の名は今の錦州府の管轄區域を總稱する時に用ゐらるゝと共に、又青山の近傍に存せる一城をも指せるなり、而も此城を呼ぶ時は青山の名を用ゐ、地方を指す時には徒河の名を用ゆるを例とせしものと如し。青山の名は

漢魏の世全く所見なし、想ふに晉代に至りて始めて著はれしなるべく、隨て普通には城名の代りに青山の名尤も廣く行はれ、縣名としては漢代の古名なる徒河を採用せしなるべし。

前燕時代に於ける青山の地が若し某縣の治所たりしとせば、其縣名は蓋し徒河なるべしと推測せらるゝも、當時果して徒河縣ありしや否や、明證なし。然れども青山は前燕の王室に取りては祖先發祥の地なり、其國家よりいへば、東方重鎮の一なり、此地が一縣の治所たらざりし筈なし。加之魏書の地形志に、西紀四四七年廣興縣が徒河、永樂、燕昌の三縣を併合せる事を記すれば、徒河縣は後魏時代以前已に存在せしこと明かなり、而して廣興縣は昌黎郡屬縣の一たり、乃ち徒河縣も亦同郡に屬したりしこと推測するに難からず。是に於いて吾人は次の如くに推定す、曰く今の義州附近に擬せらるべき徒河縣は前燕の始建に係り、爾後常に昌黎郡の屬縣として存し、以て後魏の初に至りしものなりと。

(二)管子^八小匡篇に、齊の桓公居何を破れる事を記す、通鑑外紀^四には居何を以て山戎の據れる處と爲せり、果して然らば居何は後世の徒河に外ならざるべきも、周代に在りては一城の名として用ゐられしかは、た一地方の名として行はれしか、全く明かならず。漢代に至りて徒河縣あり、縱令其縣

治は今の小凌河下流域なる錦州附近に在りしとするも、之と同時に錦州府全境の概稱としても此名の用ゐられしにはあらざるか、而して此の如きは晋代に至りて最早些の疑を容れず。然るに後魏の世に至りては慕容段の兩部族が曾て領有せる地方、即ち今の錦州、朝陽兩府の管域を總稱して之を徒河と名くるに至れり、資治通鑑卷九十九宋紀永初三年の條の胡注に曰く、拓跋與慕容段氏同出鮮卑、其後強盛、謂東種爲徒河、と蓋し拓跋氏は後に支那の北半を領して國を魏と稱せしが、もと鮮卑の一派なるが故に、慕容段の兩氏を總稱するに當りて鮮卑の名を用ふるは、自家の體面を損するの嫌あり、乃ち此兩氏を稱するに徒河の名を以てせりとの意味なるべし。今更に魏書を見るに徒河慕容徒河段と題して兩氏の歴史を略述するを見る、胡氏の説の本づく所を知るべし。後世徒河縣城を以て錦州府に充て、棘城を以て義州附近に擬すべしとの説の出でしは、蓋し此廣義の徒河の名が現はれしに起因するものなり。流石に唐宋時代の學者は徒河城の遺址を知りたりしも、遼史の地理志は先づ之に就いて頗る曖昧なる記述をなし、明一統志卷二に至りて益、誤謬を大にし、遼東志卷一は之に盲從し、讀史方輿紀要卷八は稍、此等の諸書に優る所あるも、而も何等の推定をも試みず、大清一統志卷十三に至りて始めて徒河を以て錦州即ち錦州城の西北に在りと明言し、棘城を以て義州の西北に在りと斷定したれども、純然たる臆説に過ぎず。歴代通鑑輯覽卷三太康十年四月の條に、徒河故城は錦州府錦縣に在り、大棘城は錦州府義州に在りと注す、是れ通典の指示とは正反對なる比定なり。其後、盛京通志卷二は明一統志の説に盲從し、増補せる盛京通志卷百は大清一統志の説に従へり。

此くて遼代以後、徒河の位置は益、不明となり、今日に至るまで未だ定説あらざるなり。さて歴代通鑑輯覽の説は固より大清一統志の説を襲用したるものなれども、もと棘城は義州の西北にありきとあるを、西北の二字を削りしは不都合なり。而も輯覽の編者の意を忖度するに、或は徒河は錦縣の管内、棘城は義州の管内に在りきといふ意味なりしやも知るべからず。然るに揚守敬が近年著はしたる西晉地理圖には徒河を今の錦縣城に、棘城を義州城に比定せるを見る、恐らくは前述の二書以外に、何等信頼すべき根據ありて然か斷ぜるにはあらざるべし。猶次項棘城縣の條を参照せらるべし。

水 棘城縣 今の錦州附近

棘城一名を大棘城といひ、もと一城の名なりしも、西紀二九四年慕容廆の徒河青山より此地に移りてより約五十年間慕容氏の都たりし事實と、後魏以前、昌黎郡の屬縣として存在したりし事實とにより、前燕の時已に棘城縣の建置ありて昌黎郡の治下に在りしこと、すべて徒河縣の場合と同じかりしものと推定す。

棘城の位置に就きては前項に於いて説き及べるが如く吾人は通典の指示する所に従つて之を今の錦州附近に比定して疑はず。然れども太平寰宇記が通典と略ぼ同一

なる記事を載録したる外には、爾來明末に至るまで棘城の所在に關して説を爲すものなく、清代に入りて始めて之れが比定を試むるもの漸く現はれしも、而も吾人と全く所見を異にせり。即ち大清一統志^{十三}四錦州府古蹟の條に「大棘城在義州西北古顯項之墟、慕容廆曾都此」とあるを第一とし、歷代通鑑輯覽^{十三}三、大康十年の條に「大棘城在錦州府義州」とあるを第二とし、近年楊守敬氏は其著西晉地理圖に於いて大棘城の名を今の義州に表出せり、而して我國の學者皆之に従はざるなし。是に由つて之を觀れば、棘城を以て今の義州若くは義州附近となすこと殆んど定説たるに似たり、而も皆大清一統志の説に本づけるなり。想ふに一統志の編者は通典の棘城及び徒河に關する記事を知らざる筈なし、否必ず之を參照したりし事、錦州府古蹟徒河故城の條に「通典、徒河青山在營州郡城東一百九十里」と明記するによりて疑を容れず、而も編者は徒河を以て錦縣の西北と爲し、棘城を以て義州の西北と爲す、之れ明かに通典に棘城を柳城の東南とし、徒河を柳城の東とするに撞著す、編者に如何の所信ありて此くは敢て通典の指示に反對したるか、今之を知るに由なきも、通鑑輯覽の編者を始めとして棘城即義州説を持するの學者は果して何の據る所ありて一統志の解説を認めたるか、是れ到底吾人の解する能はざる所なり。吾人は前項に於いて通典の記事に本づきて徒河即義州説を唱へ、一統

志等の徒河即錦縣説を否認せり。以下又通典の指示の確信するに足るべき所以を述べて棘城即錦縣^{錦州}説を主張せんとす。

抑慕容の名は後漢桓帝の時、鮮卑東部大帥の一人として始めて魏志^{十三}三、東夷傳、鮮卑の條に見ゆ。魏の初慕容莫護跋といふもの、其部族を率ゐて遼西に入り、景初二年^{二二}八、司馬懿が遼東の公孫氏を伐ちし時、從軍して功あり、率義王に封せられ、始めて國を棘城の北に建てき。莫護跋の孫、涉歸は晉初屢、晉軍を援け、功に由つて鮮卑の大單于に拜せられ、遼東の北に徙り居れり。大康二年^{二二}八、涉歸は晉に叛きて昌黎郡を寇し、翌年安北將軍嚴詢に破られて走り歸りぬ。同四年^{二二}八、涉歸死し、弟、劄自立し、子、廆は逃れて遼東に逃れ匿れたりしが、二年の後、劄は其部下に殺され、廆は迎へられて部民を統べ、東に向つて扶餘を撃ち、一旦之を滅ぼし、翌年遼東郡を侵して利あらず、ついで扶餘も亦晉の援兵を得て其國を回復せしのみならず、當時段、宇文の兩國勢漸く盛にして、屢、廆の國を侵略せしかば、太康十年^{二二}八、彼は使を晉廷に遣はして降を請ひ、更に自ら遼東に至りて東夷校尉何龕に謁見し、又段國と婚を通じて和睦し、僻遠なる遼東を去りて始めて徒河の青山に徙居したりしが、爾後頻りに昌黎郡を攻略し、元康四年^{二二}九、更に棘城に徙居せり。以上の事實は晉書及び資治通鑑に據る。さて廆の祖先は始め遼西に居り、

ついで棘城の北に建國し、後、遼東に移り、廐の時遼東は僻遠なればとて徒河の青山に徙り、昌黎郡の攻略大に進みし後始めて棘城に居を定めしなり。さて遼西の名は遼東に對し、遼河以西の地を稱するが原義ならんも、而も時代により、場合により、必ずしも其範圍を同うせず、郡名としては、前漢には今の永平、錦州兩府の全境の外に、朝陽府城以東の地を含み、後漢以後、南北朝時代を通じては概ね永平府の全境のみを領し、隋には朝陽府境内に限られたり、即ち茲に所謂遼西は前漢時代に於ける郡名に緣故あるべきこと略ぼ疑なきも、到底其地點を詳にし難し、吾人は晉書に見えたる此記事の文勢より、之を以て今の朝陽の北方を指せるものと推測す。次に莫護跋の建國せる「棘城の北」を如何に解すべきか、此一語、動もすれば棘城即義州説の成立に利あらんとす、然れども、詳かに前後の事情を考察せば、益、舊説の非なるを悟らん、蓋し當時未だ棘城の名なした、後世、五十年の間、慕容氏の都城たりしを以て、姑らく之を標出して祖先發祥地の方位を示せるのみ若し棘城を以て義州附近に、徒河を以て錦州附近に比定せんか、義州の北に近く建國せるものが、國力増進の後、所謂僻遠なる遼東の北に徙り、其後一躍して深く錦州附近に入りながら、又再び其北方なる義州附近に移りしとは、之れ頗る解し難きにあらずや、殊に廐は徒河に徙りし後、毎年昌黎郡を寇掠せりといふ、郡は概ね今の錦州府全境に當

る、錦州府城に據りて而して後其境内を経略すとは前後顛倒の嫌なしとせんや、乃ち此一語を以て棘城を徒河の北に在りとすの不可なること亦知るべきなり、因て吾人は所謂「棘城の北」を以て、前の所謂遼西と同じく、今の朝陽、義州等の北方に當れる地方を指しよものと解す。通典卷百九邊防典、慕容氏の條に「棘城之北」に注して「今柳城郡朝陽之北」といへるは正に吾人の意を得たり。次に一考を要するは、涉歸の始めて徙居せる所謂「遼東の北」は今の那邊を指しよかの一事なり。遼東とは遼東郡治襄平縣即ち今の遼陽をいひしに外ならず、隨て「遼東の北」は今の廣寧の北、邊柵以外の地なるべし、資治通鑑に「廐以遼東僻遠、徙居徒河之青山」とあるは、此推定の甚しく誤らざるを證するものなり。若し此解釋にして幸に誤なくんば、慕容氏の祖先は初め今の朝陽府の北に居り、ついで東に移りて廣寧の北に據りしが、其地尙僻遠なるを以て南に下りて義州附近に進み、爾來晉の昌黎郡を寇略し、遂に錦州附近に入りしものなり、即ち徒河の青山は今の義州附近にして、棘城は今の錦州附近に比定せらるべきこと殆んど疑なし。

五 冀陽郡

西晉の末、支那人の流亡して慕容廐に投歸するもの多かりしかば、廐は建興二年三一

を以て特に四郡を置きて此等新附の人民を統轄せり、冀陽郡は其一にして、冀州よりの移住民のために設けられしにより此名あり。但し郡治も管域も全く知るべからず。

(二)後魏の世今の平泉州附近に同名の郡ありき、但し慕容廆の時には此地方は固より彼の領土以外なりしを以て、彼と此とは名同じくして地全く異なるなり。

六 成周郡

本郡は冀陽郡と同年に豫州よりの移住民の爲めに慕容廆の置きしものなり。郡治管内共に之を知るに由なし。

七 營丘郡

前二郡と同年に青州よりの移住民のために置かれしものなり。水經注卷十大遼水の條に、滄水の下流域を述べ、南經營丘西、又東南入海とあれば、滄水にして果して今の大遼河ならんには、少くとも水經注の成れる後魏時代に在りては、營丘は概ね今の十三山附近に現存せしものなり。果して然らば慕容廆の置きたる營丘郡も亦此地方に在りしなるべく、郡治は蓋し營丘城なりしなるべし。

(三)太平寰宇記卷十一に引用せられたる後魏輿地圖及び十六國春秋にも營丘に関する簡短なる記事を收むれども、文字の誤脱多くして、文義明かならず、故に之を参考せず。

八 唐國郡

前の三郡と同年に并州よりの移住民のために置かれしものなれども、其所在全く詳ならず。

九 樂浪郡

資治通鑑卷十八晉紀愍帝建興元年四年の條に曰く、遼東張統據樂浪帶方二郡、與高句麗王乙弗利美川王相攻、連年不解、樂浪王遣說統帥其民千餘家歸廆、廆爲之置樂浪郡、以統爲太守、連參軍事と。是れ明かに前燕の樂浪郡は朝鮮半島にあらずして當時の慕容國內、即ち今の錦州府境内に在りしことを示す。此他、裴嶷が遼東相より樂浪太守に轉任せりといひ、又樂浪太守鞠彭が領民に叛かれて棘城に逃れ還れりといふもの、皆この西遷後の樂浪郡を指しとなり。

(二)晉書卷八載記慕容廆の條。

(三)資治通鑑^{卷九}十六晉紀

本郡の治所及び管内については固より何等明文なきも、資治通鑑^{卷九}十六晉紀には、咸康四年^{三三}趙王石虎が慕容皝の據れる棘城に迫りし時の事を記したる條に、朝鮮令昌黎孫泳、帥衆拒趙とあれば、孫泳は昌黎の人にして朝鮮縣令たりしなり。既に朝鮮縣の名當時に存せし以上は、其縣は樂浪郡に屬し、且つ郡治たりしこと推測に餘あり、但し其所在を詳にする能はず。^(二)

(二)朝鮮縣即ち樂浪郡治の所在は之を詳にし難きも、吾人は下の理由によりて之を以て當時の所謂河城と同一なるものと推定す。資治通鑑^{卷九}十六晉紀によるに、東晉の大興二年^{三九}の末、高句麗宇文段の三國は同盟して慕容廆を棘城に攻めしが、戦半にして同盟破れ、高句麗段二國の軍は引き上げ、宇文軍のみ攻撃を續行せしが、遂に大敗して歸れり。然るに高句麗の將軍如奴子といふもの、尙ほ河城を保ちしかば、廆は將軍張統を遣はし、俄に之を襲うて如奴子を執へ、其領民一千餘家を俘虜となせりといふ。さて如奴子は高句麗本軍の東歸後、猶一部隊を領し、留まつて形勢を觀望したりし者たるや疑なければ、河城は棘城を距ること餘り遠からざる處に在りし者なるべし。又張統は此役より五六年前樂浪郡の太守に任ぜられし人なり、此人今や廆の命を受けて如奴子を伐ち、河城を占領す、而して俘虜となれる民家の數一千餘なりといふ。此等の事實は吾人をして河城は即ち樂浪

郡の治所にして、此年一旦高句麗軍に占領せられしを、本郡の太守張統命を受けて之を回復したるものなりと推測せしむ、而して其際俘虜とせる民家の數が、曩に張統の朝鮮方面より率る來りし民家の數と符合するは決して偶然にあらずと思はるゝなり。此推測にして果して正鵠を失はずとせば、後魏時代の樂浪郡と相俟つて本郡の所在も亦た稍之を髣髴するを得るものゝ如し。さて後魏の樂浪郡が前燕の樂浪郡と其所在を異にせりと考ふべき何等の理由なきに拘らず、其治所の名を連城といひ、河城といはず、或は此間に移動ありしかとも考へ得ざるにはあらねど、而も本郡の屬縣の一なる永洛は今の錦州なれば、郡治なる連城も、前燕時代の河城と同じく、錦州とは餘り遠からざる處にありしなり。是に於いて吾人は後魏時代に現存せりと言はるゝ河連城と、河城及び連城との間に密接なる關係あるものと思惟せざるを得ず、即ち河城と連城とが相接近して存せしがために、時に一城と見做され、河連城の名を以て呼ばれしこと、猶今の匈牙利國の Buda Pest 二城が一城となりて Budapest の名を得しが如きものにあらざるか、換言すれば河城、連城、河連城の三名稱は實は一城を呼びし者にて、今の錦州とは餘りに遠からざる處、即ち小凌流河城に存せしものに非ざるか。但し河連城の名は水經注^{四〇}十に見ゆるのみにて、同書には渝水の沿岸に在りと記せらるゝなり、而して渝水は近年楊守敬の水經注圖及び王先謙の漢書補注に於いて今の大凌河に比定せられ、楊氏は今の義州を以て後魏の河連城に比定せり。渝水は果して大凌河の古名なるや否や、此河に關する前漢書地理志及び水經注の記事共に頗る明瞭を缺き、到底之を確定すること難し、吾人は寧

ろ之を小凌河に比するを穩當なりと思惟するなり。然れども渝水の問題は漢代の徒河の問題に關連し、更に幾多の紛糾せる諸問題を誘起するのみならず、已に稻葉氏は楊王兩氏の説に賛成して、渝水を以て大凌河に比定せられたるを以て、頁一五〇〇姑らく之に従ひ、たゞ今の義州は後魏時代に在りては寧ろ遼東郡治襄平に比定せらるべきものにして、河連城にはあらざることを言ふに止めんとするに、渝水が今の大凌河なること誤なしとせば、河連城と河城連城との間に何等關係なきこととなり、前者は大凌河流域、後の二者は小凌河流域にありしなり。若し又渝水が今の小凌河に比定せられんには、前述せるが如く、三城は實に異名同地となるなり。姑らく茲に記して他日の研究を俟たんとす。尙次篇後魏時代の條を参照すべし。

十 帶方郡

資治通鑑卷九十五晉紀に咸和八年三三三帶方太守王誕を右長史に任じたる事を記す、是れ前燕に帶方郡ありしを示すものなれども、果して何れの地に置かれしか、今之を知るに由なし。たゞ朝鮮半島に於ける古の帶方郡は樂浪郡と相隣せるを以て、當時新設せられしものも亦同じく然りしならんと想像せらるゝのみ。

第四 前秦時代

東晉の永和七年三三五氐人苻健自ら王と稱し國號を秦といひ、長安今西安を都とす、其姪苻堅の時國勢益、盛となり、太和五年三七〇遂に前燕を滅ぼし、滿洲の一部を領するに至れり。こゝに前秦といふは、ついで起れる姚萇の秦國と別たんがため、史家の慣用する便宜上の名稱に外ならず。前秦の領土中、吾人の研究範圍に屬すべきもの、たゞ當時の幽州の一部と平州の全部とのみ。

甲 幽州

前燕亡びし年、將軍郭慶は幽州刺史に任せられ、薊城今北京に鎮せり。十六國疆域志四卷によると、幽州は五郡を管轄したりしが、滿洲史の研究と交渉あるもの唯一の北平郡のみ。

一 北平郡

本郡は徐無、土垠、俊、廉、無終の四縣を領し、郡治の徐無に在りしこと、及び各縣の位置、蓋

し前代に於けると同じ。

乙 平州

資治通鑑四卷百晉紀に曰く「太元五年〇三八八月、分幽州置平州、以石越爲平州刺史、鎮龍城、中書令梁譔爲幽州刺史、鎮薊城」とあり、以て本州の建置と其治所とを知るべし。其領郡は明かならざれども、十六國疆域志四卷には昌黎、遼東、玄菟、樂浪、帶方、遼西の六郡を以て之に充てたり、蓋し従ふ可し。

一 昌黎郡

本郡の屬縣は明かならねど、前燕時代に於いて本郡に屬したりし昌黎、實徒、龍城、棘城、徒河の五縣が、後魏の初に於いても尙ほ存したりしこと、魏書の地形志によりて疑なれば、前秦時代に於いても、同じく右の五縣を屬せしものなるべく、而して郡治も各縣の位置も蓋し前代と大差なかりしならん。

二 遼東郡

三 玄菟郡

四 樂浪郡

五 帶方郡

六 遼西郡

此等の諸郡に就いては吾人は據つて知るべき何等の資料を有せず、姑らく概ね前代に於けると同じかりしものと推測す。

第五 後燕時代

後燕は前燕王慕容皝の第五子慕容垂が東晉の太元九年三八前秦國に叛きて建てたる國にして、始めは中山今直隸定州に都せしが、隆安二年三八後魏の銳鋒を避けて龍城今朝陽に移り、義熙五年四〇遂に北燕王馮跋に滅ばされたり。二此國の盛時には其領土、黃河の南に及び、十州に區分せられたりしが、吾人の研究範圍に入るものは、たゞ幽州の一部と平州の全部とのみなり。

(一)委しく言へば、義熙三年四〇高雲といふもの、後燕王慕容熙を弑して自ら位に即き、二年を経て雲の臣馮跋は其君を弑して自立せるなり。然れども雲は熙の養子にして慕容雲ともいひしを以て其

治世を後燕の中に入れ、馮跋自立の年を以て北燕建國の元年と見做すが至當ならん。資治通鑑に高雲を以て北燕國の始祖となしたれど、今從はず。

甲 幽州

本州に屬せる燕范陽廣寧代北平五郡中、吾人の研究を要するは北平郡のみなり。

(二)十六國疆域志卷十に北平郡を以て營州の管轄としたるは從ひ難し。次の平州の條を參照せよ。

一 北平郡

本郡は蓋し前代に於けると同じく、徐無俊廉無終土垠の四縣を領し、徐無に治す。

乙 平州

本州に屬せし郡名明かならねど、姑らく前代に於けると同じく、昌黎遼東樂浪玄菟帶方遼西の六郡を以て之に充つべし。州治は始めは龍城中頃には平郭、後には宿軍なり。

即ち太元十年三八五年平州刺史慕容佐は龍城に居りしが、其年の末、平郭に徙り鎮せし事通鑑卷百六と、隆安六年四〇二年高句麗の兵、宿軍を攻めて平州刺史慕容歸を走らしたる事通鑑卷百六

十二參照とによりて明かなり。

一 昌黎郡

本郡の屬縣詳かならねど、前代と同じく昌黎賓徒龍城棘城徒河の五縣は依然之に屬せしなるべく、其他當時代及び其以後に於いて著名なる石城廣都白狼建安宿軍の五城にも、各、其城名と同じき縣名ありしものと推定す。

イ 昌黎縣今の朝陽の南

ロ 賓徒縣詳未

ハ 龍城縣今の朝陽

ニ 棘城縣今の錦州附近

ホ 徒河縣今の義州附近

以上五縣の位置蓋し前代に於けると同じ。

ヘ 石城縣今の凌河合流點附近

石城は前漢右北平郡所屬の一縣石成にして其名を漢書地理志に存すれども、之に關する記事なく、隨つて由つて以て其位置を考ふる能はず。然るに、後燕時代に至りて

其名大に著はれ、之に關する記事亦少からず、而も先儒の之を論ずるもの極めて稀なり。楊守敬氏近年水經注圖を著はし、石城の位置を考へたるが如きも、猶未だ盡さざる所多きに似たり、因つて左に卑見を陳べて大方の叱正を乞はんとす。

水經注卷十大遼水の條に曰く、水頭白出右北平の郡名白狼縣東南、北流西北屈、逕廣成縣故城南、王莽之平虜也、俗謂之廣都城。又西北、石城川水注之。水城川出西南石城山、東流、逕石城縣故城南、地理志右北平有石城縣。北屈、逕白鹿山西、即白狼山也。其水又東北入廣成縣、注白狼水云云と。此文によれば、石城川は明かに今の大凌河の上流なる傲木倫にして、石城は傲木倫の北に在りしなり、又白鹿山は即ち白狼山にして、魏書の地形志にも「石城縣有白鹿山祠」と見ゆれば、石城は白狼山の西に位せるなり。水經注圖に今の生機河を以て石城川に擬し、石城を以て生機、傲木倫兩河合流點の北に表出したれども、是れ蓋し楊氏が右の水經注の文のみを見て更に他の記録を參考せざりしより起れる誤謬なり。資治通鑑卷百晉紀によれば、東晉の隆安元年七年後燕王慕容寶は薊北京今の北龍城朝陽に至るの途中、廣都の黃榆谷に宿し、翌日同地を辭して十餘里を行きし時、慕容會に襲はれ、馳行二百里にして龍城に達す、會之を追うて石城に至りしかど、遂に及ばず、翌日に至り、將を遣はして龍城を攻めしめたりといふ。さて廣都は後魏の建德郡の屬縣たりしこと、魏書地形

志に見え、又古の廣成縣城の別名たること已に引ける水經注に明文あれば、後燕時代にありては北平郡所屬の一縣にして、其地は今の太凌河の支流忒布克河の北に沿へるものなり、(二)而して黃榆谷より龍城に至るまでの距離二百十餘里とあれば、廣都は大抵今の太城子附近なるべし、太城子は建昌縣の東北七十清里に在りて、一名を小三座塔といひ、遼金元三代の利州のありし處なり。(三)廣都城果して今の太城子附近なりとせば、廣都より龍城に向て逃げたる慕容寶及び之を追撃せる慕容會の通過せる石城は、忒布克傲木倫兩河合流點を南に去ること遠からざるの地に在らざるべからず。石城を以て喀喇沁左翼旗附近に比定するさへ、餘りに南方に偏せるが如く思はる、況んや之を以て生機河邊に比定するをや、太城子より朝陽に至るもの、何を以て此かる南方を迂回することあるべきや、楊氏の説斷じて從ふべからざるなり。是に於いて吾人は石城を以て傲木倫、忒布克兩河の合流點の南、傲木倫の左岸に近き處に在りしものと推定す。

(二)當時薊城今北京より龍城朝陽に至るものは、喜峯口附近に於いて塞を出で、今の平泉、建昌等を経て大凌河邊に至り、同河に沿うて東北行せしものなり。委しくは第五篇の補遺、凡城、盧龍、塞乙連城等の條を參照して之を明かにするを得べし。

(三)第二卷、六一、二〇六、三三五頁參照。

ト 廣都縣今の大城子附近

本縣は今の建昌縣の東北七十清里に當れる大城子一名小三座塔の附近なるべきことと前項に詳論せり。晉書卷九慕容皝載記に見ゆる廣城は、前漢の廣成の訛なること、猶石城が前漢の石成の訛なるが如し、而して後魏には廣都縣として建德郡に屬したりしこと已にいへるが如し。

チ 白狼縣今の北大凌河の西

水經注には今の忒布克河を以て白狼水の上流とし、傲木倫即ち石城川を以て其支流と認めたり、而して白狼水は白狼縣の東南より出づとあること、石城縣の條に引ける文に於いて見る所の如し。是に於いてか、大清一統志卷二承德府古蹟の條に「白狼城在建昌縣南」といひ、水經注圖も亦之に従ひ、忒布克河源の附近に之を表出せり。然れども是れ亦甚しき失考といはざるべからず、何となれば、水經注は石城川が廣城縣の東に至りて白狼水に合したる事を記せる後、白狼水北逕白狼縣故城東、王莽更名伏狄、白狼水又東方城川水注之。水城川發源西南山下、東流北屈、逕一故城西、世謂之雀目城、東屈、逕方城北、東入白狼水云云とあり。已に白狼縣故城といふ以上は、此城は決して白狼水の上源地附近にありしにあらず、實に忒布克河を合せたる傲木倫の更に若干里を北流したる後、其左岸に近く存

したるものならざるべからず。大清一統志及び水經注圖の編者が白狼縣と白狼縣故城とを書き分けたる水經注の用語例に注意せざりしたため、全く故城に關する指示を閉却したるは粗漏といふべし。但し水經注に白狼水を以て白狼縣の東南より出づと記したるは、當さに西南とあるべきものなるは言ふを俟たず、恐らくは後世傳寫の際に起れる誤なるべし。

リ 建安縣今の建昌附近

資治通鑑卷一百一注には「建安城在令支之北乙連之南」とあれど、令支は今の永平府遷安縣附近、乙連は今の建昌縣の東なるト羅尺博羅尺と書く附近なれば、右の説明は餘りに漠然たり、たゞ特に「乙連之南」といへるによりて寧ろ乙連に近き處とも解せらるゝのみ。然るに同書の本文によるに、隆安二年三九八年四月、後燕王慕容寶は鉅鹿今の順德府平鄉縣より北行し、建安を経て石城に至れりといふ。即ち建安が石城の西南に位し、而も支那より朝陽當時の龍城方面に至るべき交通路に當れるものなり。吾人は之を以て後の建德城と同じく今の建昌縣附近に擬定せんとす。

又 宿軍今の廣寧附近

資治通鑑卷一百一注には之を以て柳城今の朝陽の東北に在りと爲す。同書の本文によるに、

元興元年^{四〇}高句麗の兵、此宿軍城を襲ひ、時の平州刺史慕容歸を走らしたる事あり。此事實に徴して吾人は之を以て今の義州或は廣寧附近に比定す。附圖には姑らく之を廣寧の地に表出せり。

二 遼東郡

三 玄菟郡

四 樂浪郡

五 帶方郡

以上四郡の位置蓋し前代と同じ。但し遼東玄菟の二郡が西紀四〇〇年頃高句麗國に没せしことは、後に之を言ふべし。^(二)

(一三一二頁參看)

六 遼西郡

本郡は令支陽樂肥如海陽の四縣を領し、前代と同じく令支に治せり。資治通鑑^{十一}晉紀によるに、隆安三年^{三九}八月、遼西太守李朗叛し、九月自ら出て、後魏の軍を北平^今

府^{永平}に迎へ、其子李養を留めて令支を守らしめしに、後燕の將李早は令支を襲うて之を占領せりといふ。是れ令支の郡治たりし明證なり。四縣の位置蓋し前代に於けると同じ。

慕容熙の時には後燕の國勢大に衰へ今の北京以南の地は全く後魏に攻略せられしも、猶從來の州名を襲用して、今の永平、朝陽二府の境内に配當せり。晉書^{卷十}地理志及び同書^{卷百二}載記によるに、燕州刺史は令支に、青州刺史は新城に、并州刺史は凡城に、營州刺史は宿軍に、冀州刺史は肥如に鎮せり。高雲篡立の後、幽冀刺史は肥如に、并州刺史は白狼に鎮せり。^(二)

(一)十六國疆域志^{卷十}に見ゆる州郡の配當は、燕雜にして殆んど從ふべきものなし。又右に擧げたる州治中、新城の位置詳ならず、凡城は今の朝陽の西南、建昌の東北に當り、大凌河の左に位せること第五編補遺の條に詳述すべし。其他の諸城につきては已に屢言及したれば之を省く。

第六 北燕時代

北燕は支那人馮跋が東晉の義熙五年^{四〇}後燕國を滅ぼして建てたる國にて、龍城を都とし、今の盛京省の一部と直隸省の北半部とを領有したりしが、其弟馮弘王位に在り

し時、後魏に攻め破られ、宋の元嘉十三年^{四三}、遂に亡ぶ。其國は平州・幽州・并州・青州の四州に分たれたり。^(二)

^(一)十六國疆域志は資治通鑑に従つて高雲の國を北燕の中に入れてたるを以て冀州を加へて五州とせり。今従はず。

甲 平州

十六國疆域志^五に、昌黎・遼東・樂浪・帶方・玄菟・冀陽の六郡を以て本州所屬となせども、遼東・玄菟の二郡は已に前代に於いて高句麗の領土に入りたれば、本州の疆域は遼河以西の四郡に限られしなり。州治は宿軍にして今の廣寧附近に當る。^(二)

^(一)資治通鑑^{卷百}晉紀、元興元年の條に「五月高句麗攻宿軍、燕^〇北平州刺史慕容歸棄城走」といひ、胡注に「北燕平州刺史宿軍」と見ゆ、従ふべし。二七八頁參照。

一 昌黎郡

本郡は昌黎・龍城・棘城・賓徒・徒河の五縣を領し、郡治も各縣の位置も蓋し前代に於けると同じ。

二 樂浪郡

三 帶方郡

二郡の位置蓋し前代に於けると同じ。

四 冀陽郡

本郡の位置詳ならねど、蓋し前燕時代の冀陽郡とは同名異地にして、後魏時代の冀陽郡とは同名同地なるべし。果して然らば、今の平泉州附近に比定せらる。^(二)

^(一)二九七頁參照。

乙 幽州

本州の屬郡明かならねど、前代の區劃法より推測して遼西一郡を領せるものとす。^(二)

州治も詳ならねど、後燕王高雲の時、幽冀二州の牧たりし馮萬泥は肥如に鎮せり、^(三)北燕の初、彼れの幽平二州の牧となる後も蓋し同處に鎮せしなるべし。^(三)

^(一)十六國疆域志に建德郡を本州の治下に入れしは誤なり。後文を見るべし。

(二)資治通鑑卷百四十四義熙四年五月の條參照

(三)晉書卷百二載記馮跋の條參照

一 遼西郡

本郡は前代と同じく四縣を領せしものならん。郡治は明かならねど州治と同じく肥如なりしものゝ如し。太平寰宇記卷七十一に引用せらるゝ十六國春秋の記事によれば、北燕の大興元年宋元嘉八年西紀四三一年王馮弘は遼西郡を廢せりといふ蓋し當時後魏の兵勢益振ひ今の長城以南の地は全く之に沒したる結果なるべく幽州も本郡の廢止と共に省かれしなるべし。

丙 并州

後燕時代の末馮乳陳は并州の牧となりて白狼に鎮したれば(一)北燕の初彼が并青二州の牧となりし時も同じく白狼に居りしなるべし(三)。本州管下の郡名明かならねど蓋し建德石城二郡なるべし。

(二)資治通鑑卷百四十四晉紀義熙四年五月の條參照

(三)晉書卷百二載記馮跋の條に「乳陳○跋の子從性靈獅勇氣過人密遣告萬泥○跋の父圖之萬泥遂奔白狼阻兵以叛跋遣馮弘與將軍張興將步騎二萬討之弘遣使諭之……萬泥欲降乳陳按劍怒曰大丈夫死生有命決之于今何謂降也遂討期出戰云云」とあれば當時馮乳陳の白狼に鎮したりしこと疑を容れず。

一 建德郡

魏書卷四十四世祖紀延和元年宋元嘉九年西紀四三二年七月の條に「己巳車駕至和龍○今の朝陽臨其城交通○馮跋の弟弘石城太守李崇建德太守王融十餘郡來降」とあるは北燕に石城建德二郡ありし事を示し北史卷六十二高道悅傳に「高道悅字文欣遼東新昌人也曾祖策馮跋散騎常侍新昌侯祖育馮弘○即ち文通建德令云云」とあるは北燕に建德縣ありし事を證す。郡治は明かならざれとも郡と同名なる建德縣城に在りしものなるべし(二)。

(二)建德郡を并州の管轄とすること別に明證あるにあらずたゞ建德縣が今の建昌縣附近に在りしこと果して次に言ふが如しとせば是れ當さに白狼に治したる并州の管内に在るべきものと推測するのみ。十六國疆域志卷十四に本郡を以て幽冀二州の管内に入れ建德廣郡二縣を屬せしめたるは蓋し何等據る所ありてにあらず故に従はず。

イ 建德縣今の建昌附近か

本縣は蓋し後燕の建安縣、後魏の初なる建德縣と同地なるべし。魏書卷百地形志建德郡の條によれば眞君八年四年白狼建德望平の三縣を廣都縣に并せたりといふ(二)廣都(三)は今の建昌縣の東北なる大城子にして、白狼は更に其東北に在りしこと、已に前に詳述せり、乃ち建德縣も亦大城子と遠からざりしを知るべく、其名の近似よりして之を前代の建安に比定し、大略今の建昌縣附近に在りしものと推測す。

(二)二五九頁参照

(三)二七六頁參看

□ 白狼縣今の東北

ハ 廣都縣今の東北

二郡の位置全く前代に於けると同じ。

ニ 石城郡

西紀四三二年石城郡の太守李崇が後魏の世祖に降りし事、已に建德郡の條に述べたり。李崇の事は北史卷二李訢傳及び資治通鑑卷百二宋紀元嘉九年の條に見え、十六國

疆域志卷十には以上の記録を引證して石城郡の北燕時代に存せし事を詳述せり。(二)本郡の屬縣としては石城縣のみなるべく、而して本縣が郡治なりしこと、亦推測に餘あり。石城の位置につきては已に詳かに之を考定せり。(三)

(二)十六國疆域志の編者が通鑑の胡注に白狼縣右北平郡に屬すとあるを見て、北燕の世、尙此郡のありしものと速断し、右北平郡を以て石城郡と共に并州の屬郡となしたるは大なる失考といふべし。

(三)二七三―五頁參看

丁 青州

十六國疆域志卷十に青州の營丘に治せしこと及び營丘郡を領せしことを詳に考證せり。今之に従ふ。(二)營丘は蓋し前燕時代に於けると同じく、今の大凌河下流域に在りしものならん。(三)

(二)曰く、案慕容廆本以青州流人置營丘郡、晉書卷百馮素弗弟初爲京尹、後鎮營丘、今攷晉書地理志、高雲以幽冀二州牧、鎮肥如、并州刺史、鎮白狼、惟青州不言治處、今素弗云鎮營丘、疑此時素弗爲青州刺史、營丘卽青州治處、史文簡略、偶不詳耳、姑列於此、俟再攷、……營丘郡、晉書卷百載記、庫莫奚虞出、庫莫奚率三千餘落、請交市、獻馬千匹、許之、處之於營丘、北史卷九馮跋傳、太武親討之、弘嬰城固守、其營丘遼東成周

樂浪帶方玄菟六郡皆降、領縣可攷者一、富寧と。

(三)北燕に成周郡ありしこと十六國疆域志に言ふ所の如し。同書卷十に「通鑑○百二十二宋紀魏主焘引軍還徒營丘成周遼東樂浪帶方玄菟六郡民三萬家於幽州」と記して其證とせるは正し。吾人は晉書卷百二載記馮跋の條に跋が使者を分遣して民の德行あるものを旌表せしめたる事を記せる中に昌黎郡越營丘張買成周刁温建德何纂以賢良皆擢敘之とあるを以て亦成周郡の當時に存在せる一證とするに足るものと信す。但し疆域志に本郡を以て青州の治下に在りとせしは何等根據あるを見ず蓋し本郡の位置全く不明なる以上は其領屬を推測すること不可能なればなり。故に姑らく本郡の名を省く。

第五篇 南北朝時代の滿洲

南北朝時代は宋魏兩國の對立に始まり、隋の一統に終る。然れども何れの年を以て兩國對立の始とすべきかに就いては、從來史家の説必ずしも一定せず、或は西紀四二〇年宋の建國を以て之に擬し、或は四三九年魏の江北一統を以て之を劃す。吾人は前篇に於いて滿洲の地理を論じて北燕時代に及べり。故に茲には便宜上後者の區劃法に従ふ。南北朝諸國中、滿洲に接壤せるもの固より魏齊周隋の北朝諸國のみ、而も隋代の滿洲地理は第六篇に於いて研究せらるべし、因つて茲には魏齊周三國時代に於ける滿洲の地理について考察すべし。

一 滿洲に於ける北朝諸國の領土

(一) 後魏

後魏は鮮卑の一派なる拓跋珪が東晉の太元十一年三八に建てたる國にして、其孫世祖太武帝の時益強大となり、宋の元嘉十三年四三遂に北燕を滅ぼして始めて滿洲の一部を領せり。其後幾もなくして、後魏は地を南方に開き、殆んど江北の大半を并吞したりしのみならず、其國もと北狄より起りしが故に、其威名は夙に蒙古滿洲の諸民族の間に聞えたりしが、當時江南には支那人の建てたる宋國あり、常に其北侵に備ふるの必要ありしがために、十分北方經路を爲すの暇なく、加ふるに高句麗國の勢力殆んど其極盛に達し、遼河以東の地悉く其版圖に入りしかば、滿洲の地域中、眞に後魏の有たりしは、其西南の一部分に過ぎざりき。但し今の直隸省の北部は此時代の前後に於いて滿洲の歴史と頗る緊密なる關係あるを以て、例に依り之をも含めて當時の地理を研究すべし。而して之を魏書卷百地形志に照すに、幽州安州營州平州の四州は概ね吾人の研究範圍に屬するを見る。

甲 幽州

本州は薊今の北京に治し、燕范陽漁陽の三郡を領すれども、滿洲史の研究に關係を有するは漁陽一郡のみなり。

一 漁陽郡

本郡は雍奴潞漁陽無終土垠徐無の六縣を領し、雍奴に治す。(二)

(三)此最初の三縣の如きは滿洲史と殆んど關係なきも、地圖製作の便宜上、其位置の概略を知らんとし、て之に及べるなり。

イ 雍奴縣

本縣は今の武清縣の東八清里、邱家莊の南に在り。(三)

(二)大清一統志卷六順天府古蹟の條參看。以下二縣の位置亦之に據る。

ロ 潞縣

本縣は今の通州の東、十清里内外に在り。

ハ 漁陽縣

本縣は今の密雲縣の西南三十清里に在り。

ニ 無終縣

本縣は前代に於けると同じく今の薊州なり。

ホ 土垠縣

本縣も前代に於けると同じく今の豊潤縣の東十清里なる垠城鋪なり。

へ 徐無縣

本縣も前代に於けると同じく今の遵化州なり。

乙 安州

本州は密雲、廣陽、安樂の三郡を領す。^(一) 魏書地形志によるに、安州及び之に屬する郡縣の廢置年代の齟齬甚だしきに拘らず、其治所は明かに燕樂縣にして、白檀に寄治したるものなり。^(二)

^(三) 安州は殆んど滿洲史と關係なきも、其屬縣の中には白檀、土垠、安市等漢以來の縣名を存し、其名同じく地異なるもあれど、而も全く没交渉にはあらざるを以て、此時代の前後の地理を研究するに當りて、茲に一言を費すは決して無用の事にあらず。

^(四) 後文參照

一 密雲郡

魏の皇始二年^(一)三九^(二)始めて本郡を置き提攜城に治す。提攜城は前漢の厝奚、後漢の僞

奚にして、皆一音の訛なり。水經注圖には僞奚を今の古北口の西南、潮河の西に近く比定せり、蓋し從ふべし。^(三) 白檀、密雲、要陽の三縣を領す。

^(四) 大清一統志^{六卷}順天府古蹟厝奚故城の條參照

イ 白檀縣

地形志に白檀縣の下に郡治と注す、是れ即ち白檀と提攜城とは同地なりし事を示す、たゞ前者は縣名にして後者は城名なるが異なるのみ。^(一)

^(二) 前漢漁陽郡の屬縣に厝奚の外に白檀あり、即ち當時の白檀と厝奚とは全く別地なるを見るべし。而して水經注の記事によりて白檀の位置を考ふるに、後魏時代の白檀よりは遙に北方に位し、概ね今の灤河の右岸に在りしものなり。

ロ 密雲縣

本縣は今の密雲縣治なり。^(一)

^(二) 大清一統志^{六卷}順天府古蹟の條參照

ハ 要陽縣

本縣は今の密雲縣の東南六十清里に在り。^(一)

^(二) 本縣の位置に就いて諸説紛々たり、今姑らく大清一統志の説に従ふ。同書^{六卷}順天府古蹟の條參照

二 廣陽郡

本郡は後魏の延和二年一四四年の建置に係り、廣興、燕樂、方城三縣を屬す。郡治は燕樂に在り。

イ 燕樂縣

舊唐書卷三十九地理志、檀州燕樂縣の條に、後魏於縣置廣陽郡、後廢。舊治白檀故城、長壽二年六三九年移治新城、即今治也。とあれば、燕樂縣は後魏の時より唐の長壽二年までは、今の古北口の西南、潮河の西に近き處に在りしなり。而して地形志に燕樂の下に州郡治と注すれば、安州、廣陽郡、燕樂縣の三治所が皆密雲郡の治所なる白檀、即ち提攜城に寄治したるものなり。(一)

(二)地形志に燕樂縣の建置を延和九年と記すれど、九は恐らく元の字の誤寫なるべし。

ロ 廣興縣

ハ 方城縣

二縣の位置詳ならず、たゞ今の密雲縣境内に在りしことは、北齊の世、廣興、方城二縣を併せて燕樂縣に屬せしめし事にて略ぼ推測せらるゝのみ。

三 安樂郡

本郡は安市、土垠の二縣を領す、郡治詳ならねど、恐らくは安市ならん。(一)
(二)讀史方輿紀要卷十直隸二、安市廢縣の條及び大清一統志卷六順天府古蹟の條參照。

イ 安市縣

本縣は今の密雲縣東北五十清里に在り。(一)

(二)方輿紀要卷十安市廢縣の條及び大清一統志卷六順天府古蹟安樂郡城の條參照。

ロ 土垠

本縣は今の密雲縣東北百八十里なる陳宮山の下に在り。(一)

(二)大清一統志卷六順天府古蹟安樂郡城の條參照。

丙 南營州

地形志によるに、後魏の孝昌中五二七年、營州の地、契丹の占領する所となり、永熙二年五三三年、南營州を置き、英雄城に治せるなり。英雄城は一に新城縣といひ、今の保定府安肅縣の西二十五里にあり。南營州領する所の五郡十一縣皆同じく此處に寄治せり。(一)